

近世博多祇園山笠における当番町制度と当番費用徴収法

宇野功一

The System of Turns by Chous and the Method to Collect Festival Funds in Chous for Hakata Gion-Yamakasa During the Edo Period

はじめに

- ① 山笠当番町と山笠当番費用
- ② 行町における山笠当番費用徴収法の追加・変更
- ③ 片土居町における山笠当番費用徴収法と町中抱家屋敷むすび

【論文要旨】

近世博多の祭礼祇園山笠を例に、祭礼費用の増加過程と、その結果として生じた祭礼費用徴収法の変更および祭礼費用負担者層の拡大の諸相について明らかにした。分析対象は行町と片土居町という二つの町である。

祇園山笠には二つの当番、山笠当番と能当番があった。本稿ではおもに、より重要でより多額の費用を要する山笠当番について論じた。この当番は数年に一度または十数年に一度だけ各町に巡って来たので、各町はこの間に多額の当番費用を準備することができた。そのためこの祭礼は徐々に豪華になっていった。しかし江戸後期になると当番費用が高騰し、豊かでない町では当番費用の徴収法に工夫を凝らすことになった。

分析した二町の例から、当番費用負担者層と当番運営者層が町内の表店に居住する全世帯に拡大していく過程が観察された。とりわけ幕末の片土居町ではこの拡大が極

限にまで達していた。つまりこの町では居付地主・地借・店借の別なく町内の表店全世帯に同額の当番費用が割り振られており、当番運営においても原則的には表店の全世帯主が平等に参加していたようである。また、その内容は異なるものの、両町とも町中抱の家屋敷を利用することで当番費用の一部を捻出していた。

特異な祭礼運営仕法によって祭礼費用が高くなりすぎた結果、祭礼費用にかんして徴収法の変更と負担者層の拡大がなされ、それに伴い祭礼運営者層も拡大した、という一例を示した。

はじめに

近世都市祭礼を支えた経済基盤にかんする専論は意外に少ない。古くは京都の祇園祭についての富井康夫の研究が「富井一九七二」、近くは東北地方を中心とした九つの祭礼それぞれについての論文をまとめた高牧實の著書が代表的なものであるが「高牧二〇〇〇」、やはりその数は多いとはいえない。

このような事例研究とは別に、久留島浩は江戸・川越・和歌山・鳥取などの祭礼の分析をおこない、近世都市祭礼には次のような傾向がみられると述べている「久留島一九八九」。

⑦近世都市においては本来、その町に住む居付地主のみが「町人身分」であり、各種の役を負担して町中（町の運営機関）の構成員を勤めていた。さらに都市全体の祭礼においても各町におけるその運営と費用負担の中心であった。④しかし都市によっては早くも一七世紀半ばには居町以外の町で町屋敷¹の買収・集積をする者（不在地主）が出現し、彼らと借屋人が増加し、居付地主は減少していった。そのため居付地主は実質的には祭礼の中心から外れていった。⑨一方、不在地主は他町に所有している自分の抱屋敷に賦課された祭礼費用についてはこれをその他町に支払いはしたが、他町の祭礼運営には関係しなかった。

⑦と⑨については概ねそのとおりであろう。しかし④については、全ての都市で居付地主の減少が甚大だったわけではなく、常に妥当な見解というわけではない。久留島自身が同じ論文のなかで、江戸後期の川越では居付地主の比重がなお高く、かなりの変化はあったものの、彼らが祭礼の中心であり続けたことを指摘している。また、この論文は祭礼費用の徴収法とその負担者層の変遷を主題としたものではないため、この点については詳しいことはわからない。

これらの先行研究を参考にしつつ、本稿では、近世博多の大祭であった祇園山笠（近世には通常、祇園会と称されていた）について、一九世紀中期にその費用が個々の町々でどのように徴収されていたのかを明らかにする。そして祭礼費用負担者層と祭礼運営者層の関係についても幾分か明らかにする。

都市祭礼はその規模の大きさゆえに多額の費用を要するものなので、これを捻出するにはさまざまな工夫が必要とされた。この費用は領主からの援助分などを除けば、どこの都市の祭礼でも基本的には町ごとに集められたものなので、その徴収法には個々の町々のその時々の特徴が反映したはずである。また、長い間には徴収法に変更が生ずることもあった。

これらの点を博多の二つの町の例から明らかにする。その町とは、ともに土居町流^{どいまちなが}という町組に属する行町^{ぎやうのちやう}と片土居町である。両町の位置については図1を参照されたい。

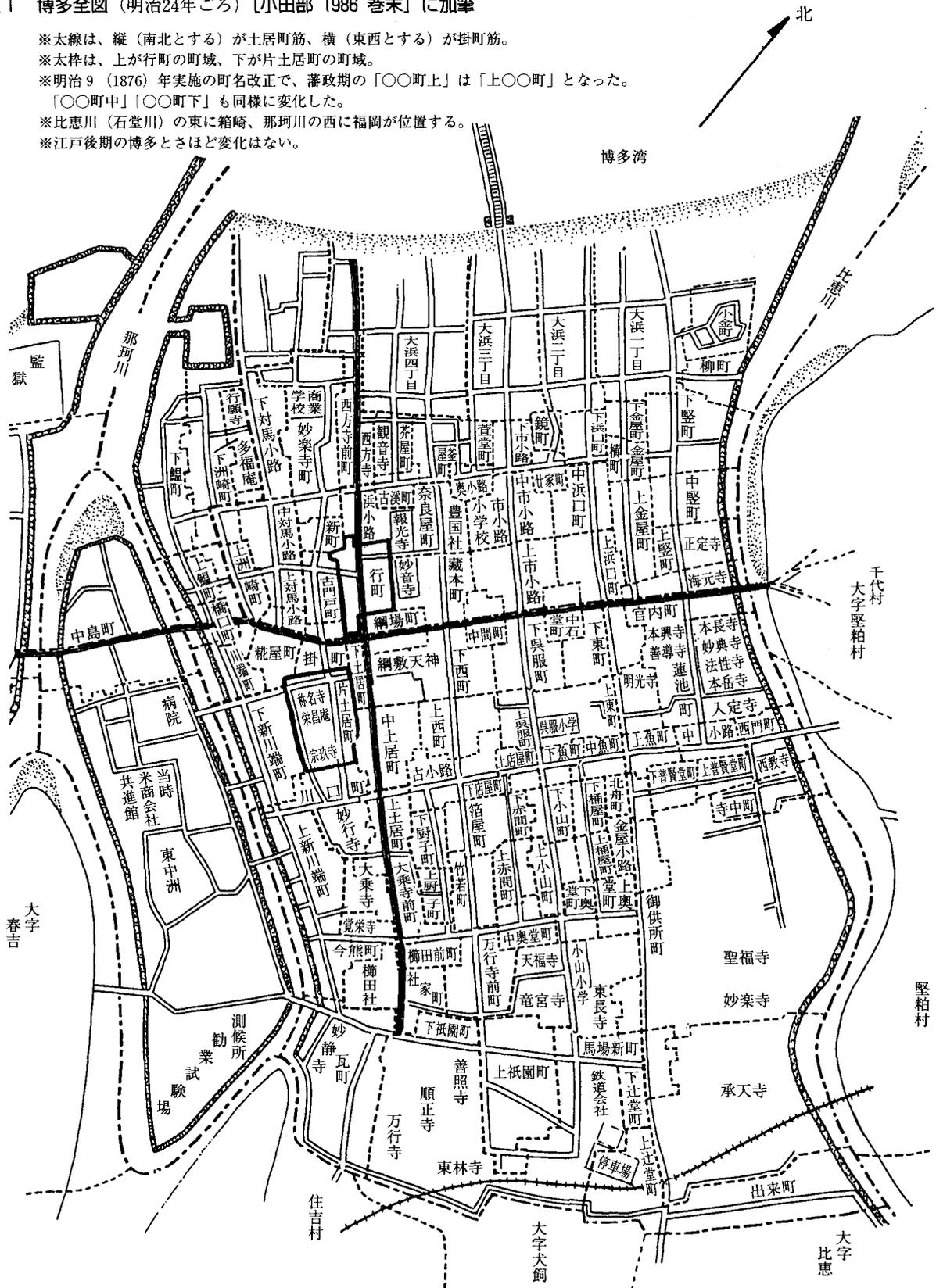
祇園山笠には山笠当番と能当番という二つの当番があり、どちらも町単位で勤められていた。本稿でもつばら議論するのは山笠当番の費用徴収法である。長い論文なので、ここで先に結論の多くを述べておく。

天保九（一八三八）年以前の行町では、大通りに面した表屋敷の地主が山笠当番費用の多くを負担していた。さらに彼らは祇園山笠と並ぶ博多のもう一つの大祭であった松囃子^{ちやう}における兒子当番という当番の費用も負担していた。²この地主には居付地主と不在地主がいたわけだが、各自の所有屋敷の表口の長さにおうじて山笠・兒子の両当番の費用がそれぞれ賦課・徴収されていたのである。これを小間割法という。また小間割法とは別に、なんらかのやり方で表店居住の地借と店借もこの二つの当番費用の一部を負担していた（能当番の費用徴収法については不詳）。

周知のように小間割法による祭礼費用の徴収は近世都市祭礼においては別に珍しいものではなく、各地に同様のものがみられる。また地主の

図1 博多全図(明治24年ごろ)[小田部 1986 巻末]に加筆

- ※太線は、縦(南北とする)が土居町筋、横(東西とする)が掛町筋。
- ※太枠は、上が行町の町域、下が片土居町の町域。
- ※明治9(1876)年実施の町名改正で、藩政期の「〇〇町上」は「上〇〇町」となった。
「〇〇町中」「〇〇町下」も同様に变化した。
- ※比恵川(石堂川)の東に箱崎、那珂川の西に福岡が位置する。
- ※江戸後期の博多とさほど変化はない。



負担だけでは祭礼費用を賄いきれなくなった場合などに、地借や店借にも出金させるといふ例もしばしばみられる。

たとえば江戸の山王権現・神田明神の両祭礼では、寛政三(一七九二)年に幕命により付祭の出し物が三組に制限され、これを受けて氏子諸町では組ごとに四、五箇町の世話番を交替で立てることにしたが「高牧二〇〇〇二六七」、その後の文政五(一八二二)年の状況は「世話番町、是迄ハ小間集メ出銀町入用之外、居付地主共過分之出銀差出し、并地借・店借迄集メ金等いたし候」というものだった「同書 二七〇〜二七一所引」。小間割法による地主の出金のほか、居付地主はさらに余分に出金し、地借・店借もいくらか出金していたというのである。

ほぼ同じ時期に行町もこれと酷似した形で金を集めていたわけだが、しかし同町では天保九(一八三八)年の八月から九月にかけて、山笠当番費用の徴収法については追加・変更がなされた。行町の町中構成員が町内にあった不在地主抱の貸屋一軒を買収して町中抱の貸屋とし、その家賃などを山笠当番費用の一部(おそらく半分強ほど)に転用することにしたのである。これに伴い、小間割法による負担分と表地借・表店借の負担分とは大幅に縮小されたと考えられる。なお、当時の行町町中は町内居住の表店所有者、すなわち居付地主と表地借から成っていた。山笠当番の運営にかんしては、彼らが引き続きこれをおこなった。

一方、片土居町では文久元(一八六一)年に勤める山笠当番に先立ち、その費用の徴収を安政元(一八五四)年に始めた。この徴収の中心は、町内の表店全軒に山笠当番費用を同額に割り振るといふものだった。居付地主・地借・店借の区別はなく、ただ表店に居住していることのみが当番費用負担の条件になっていたのである。これを軒割法と呼ぶことにする。このため山笠当番運営への参加においても、表店世帯間にさほど大きな差はなかった様子が窺える。また、この徴収法では不在地主には当番費用の負担の義務がなかったことになる。

さらにこのとき、軒割法による徴収だけではなく、既存の町中抱の家屋敷のうち三件を売却するなどして当番費用の一部に充てている。なお、当時の片土居町中の構成については知られていない。

行町の例は山笠当番費用の負担者層が裏店借層を除く町内居住者全体(町内全世帯)に拡大していく過程を示しており、片土居町の例はその拡大が極限にまで達した状態を示している。

以下、次の章立てで議論を進める。①では、まず、祇園山笠の運営仕法の根幹をなす町組制度と山笠・能の両当番にかんする当番町制度についてその概要を紹介したうえで、当番町制度の実際について二つの町組のものを具体的に示す。ついで、当番町制度と密接に関連する、山笠当番費用の増加過程を明らかにする。さらに、幕末の博多では町間の経済格差が大きく、町によっては増加していく山笠当番費用の徴収が困難になっていたということを述べる。

これらを受けて②と③では、山笠当番費用の徴収が困難になっていった山笠当番町がこれを克服するためにどのような方法を案出したのか、そしてそこには町のどのような特徴が反映していたのかを明らかにする。②では行町について、③では片土居町について論ずる。

最後の「むすび」では、簡単なまとめをおこなう。ただし、史料の残存状況に問題があることをあらかじめお断りしておく。祭礼にかぎらず、近世博多の個別町の社会的・経済的動向を伝える史料は非常に少ない。祇園山笠にかんして詳しく記された個別町の史料についていえば、管見のかぎり、本稿で取り上げたもの以外はほとんど見当たらない。

そのため個別町のいくつかの断片的な史料や博多惣町にかんする史料も援用しながら分析を進めるわけだが、遺憾ながら推測に頼らざるをえない箇所も少なくない。それでもなお、不明な点が若干残るであろう。とくに片土居町のほうでは、行町には存在した町絵図がないなど、いっ

そう史料に恵まれず、分析というより関係史料の紹介に近い形に留まる。

① 山笠当番町と山笠当番費用

一節 町組制度と当番町制度の概要

博多祇園山笠は一五世紀前期ごろに始まったと思われる、博多の総鎮守櫛田神社に奉納される祇園祭礼であるが、室町・戦国時代の様相はあまりはつきりしない。江戸時代には毎年六月一日から一五日にかけて、男性のみの参加でおこなわれていた。江戸前期の博多で形成された「流」と呼ばれる、近隣の一〇前後の町から成る九つの町組のうち、七つの町組（東町流・呉服町流・西町流・土居町流・洲崎町流・魚町流・石堂町流）がこの祭礼に正式に参加していた。このうち六つの流が最終日の早朝に「山笠」と呼ばれる作り山を一本ずつ櫛田神社に奉納し、それからすぐに同社からこれを出し、博多市中（津中ともいう）の約五キロの所定の順路で昇き進ませた。「昇く」とは、棒などを肩で担いで移動することをいう（山笠には車輪がない）。残りの一流は六本の山笠が出ていった直後に同社境内で能を奉納した。

櫛田神社への山笠の奉納順を山笠番付といい、一定の順序で毎年各番を担当する流は入れ替わった。特定の番付、たとえば一番山笠に着目すれば七流間で一年交替の輪番制がなされていたことになる。能奉納の役も毎年担当の流が替わり、七年で七流を一巡した。

もう少し具体的に述べる。山笠番付については、一番山笠の担当流は次の年には六番山笠の担当に下がるが、あとの流は一つずつ番付を上がる。能奉納の順番については、一年交替で東町流・呉服町流・西町流・土居町流・洲崎町流・魚町流・石堂町流の順に進む。

しかし実際にはこの二つの順番は両立しないので、能奉納の順番を優

先して次のように山笠番付は回る。ある年の山笠番付が一番山笠から順にA・B・C・D・E・F流で、能担当がG流であったとする。すると翌年には、本来ならば山笠番付は一番山笠から順にB・C・D・E・F・A流となるはずである。ところがこの年に、たとえばD流が能担当になっていればD流はそのまま能担当に回り、空白となった三番山笠は前年の能担当のG流が勤めるのである。ようするに、その年の能担当の流が本来入るはずであった山笠番付に、前年の能担当の流が入るということである。

以上みてきた、流を単位とする両奉納の輪番制は寛文九（一六六九）年にはすでに確立されており、明治三八（一九〇五）年まで乱れることなく続いた〔落石 一九六一―一四七―二八二〕。

さらに両奉納の実施に当たっては、どの流でも当番町制度が採られていた。一町単独でまたは隣接する二ないし三町合同（催合という）で当番を勤める町が、流の中心となつてその年の山笠または能の奉納を指揮していたのである。当番の回し方は、どの流においても一七世紀末期までにほぼ固定された。それは流ごとに大きく異なるものの、どの流においても山笠当番は一回ごとに（つまり能奉納担当年を除けば常に一年ごとに）交替し、能当番も一回ごとに交替するという点では共通していた〔同書 同頁〕。このことから容易に推測がつくように、各山笠は流の共有物であつて、特定の町の所有物ではなかった。

ようするに、山笠奉納も能奉納も、町組と町による二重の輪番制で実施されていたということである。これは全国にほとんど類例をみない特異な祭礼運営仕法で、この祭礼の発展を決定づける要因となった。

非番の町々には基本的に金銭の負担はなかった。非番の諸町は、山笠奉納においては昇き手として自流の山笠運行（以下、山昇きという）に参加するだけでよく、能奉納においては能当番町が大勢の人手を必要としなかったためか、とくに目立った役割はなかったようである。

他方、三節で詳述するが、六山笠の各当番町と能当番町はその年の自流の祭礼費用のほぼ全額を負担しており、それと引き替えに非番の諸町を指揮する特権を認められていた。能当番はそれほどでもなかったようだが、山笠当番には莫大な費用がかかった。⁽⁸⁾ 山笠当番町には山笠に取り付ける飾り物（以下、山飾りという）の製作と加勢人（自流の居住者以外の山昇き参加者）の雇用をはじめ、さまざまな金銭的負担があったからである。山飾りについて補足すると、室町時代以来の慣例と思われるが、各山笠当番町では毎年ある標題をそれぞれ定めてそれに沿って新しい山飾りを作っており、「山笠仕立銀」と呼ばれたこの費用にはかなりの額を要した。

しかし、流によっても町によっても異なるが、山笠当番は、短くとも五、六年に一度、長い場合は一七、八年に一度だけ回って来るものだったので、どの町にとっても（比較的貧しい町にとっても）当番費用を貯蓄できる期間が長く、ひとまずは多額の金を用意できた。不作や不況の年が二、三年続いたとしても、それなりの額は集められた。「惣而山笠当番之儀ハ数ヶ年前切銭等仕、期年ニハ町中之者数日隙欠キ造立候」とあるように「博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五 六七」、毎年、その時々山笠当番町が当番年の前の数年間または十数年間に蓄えてきた費用が山笠の建造に費やされたのである。つまり、^(A) 毎年全ての山笠に、各山笠当番町は全く新しい山飾りを取り付けることができ、^(B) 山笠当番町が山笠を仕立てることができ、以上、金銭的負担のない非番の町々も祭礼に参加できる、ということである。

通常、近世都市の祭礼においては、それが町組の存在する都市であっても参加の単位は町だけであり、町組という単位が祭礼の運営に深くかわることはなかった。そして毎年おこなわれる祭礼の場合、参加する各町は一年分の祭礼費用を町内で集めてこれに参加していた。したがって、きわめて大雑把にいえば、^(a) 大掛かりで高価な作り物を所有してい

る町においては、毎年これを作り替えることは経済的に困難で、むしろできるだけ長くこれを維持しようとするのが普通であり、^(b) 不作時や不況時、または災害時には町や各家には臨時の出費があるため、町が毎年祭礼に参加できるとはかぎらない、ということになる。

しかし、山笠当番町が資金を、非番の諸町が昇き手などの人員を提供するという当番町制度の利点を生かしたことにより、遅くとも寛文九（一六六九）年以降、明治五（一八七二）年に至るまで、祇園山笠は一度も中止されることなく、しかも六山笠と能の奉納が一つも欠けることなく、続いたのであった。⁽⁹⁾

二節 当番町制度の実際

土居町流と魚町流を例に、山笠当番と能当番の回し方を説明する。⁽¹⁰⁾

まず、土居町流である。この流は次の一〇町から成っていた。大乗寺前町、土居町上、土居町中、土居町下、行町、浜小路町、西方寺前町、片土居町、川口町、新川端町上。⁽¹¹⁾

山笠当番は、一四回でこの一〇町を一巡した（この間に二ないし三回、能奉納の役が流に回って来る）。その順番は次のとおりである。

土居町下
行町
土居町上
土居町中
浜小路町
片土居町
新川端町上
土居町下
行町

土居町上

土居町中

西方寺前町

川口町

大乘寺前町

一四回に二度、すなわち七回に一度当番を勤める四町（土居町下、行町、土居町上、土居町中）と、一四回に一度だけ当番を勤める六町（浜小路町、片土居町、新川端町上、西方寺前町、川口町、大乘寺前町）とがある。当番を勤める頻度に町間で差があったのである。
能当番は、七回で一〇町を一巡した。その順番は次のとおりである。

土居町下

行町

新川端町上・大乘寺前町

片土居町・川口町

土居町中

浜小路町・西方寺前町

土居町上

能当番においては、山笠当番を勤める頻度の少ない六町が二町ずつ三集団を作って催合当番をなしていたことになる。他の四町が一町で一集団であると考えれば、能当番は計七集団が同じ頻度で勤めていた形になる。つまり能奉納役は七年に一度各流に巡って来たので、土居町流の各町は四九年に一度ずつ能当番を勤めていた⁽¹²⁾ということである。
土居町流のこのような両当番の順番は延宝八（一六八〇）年から安定し、大正期に崩れた⁽¹³⁾。

土居町流では山笠当番と能当番でそれぞれ別個に順番が設けられていたが、流によっては両当番を区別せず、一つの順番だけで両当番を回すところもあった。魚町流の九町（実質的には八町⁽¹⁴⁾）がこれに当たる。たとえば、ある町の当番年がたまたま魚町流の能奉納担当年に当たっていればその町はそのまま能当番町となり、翌年の当番町は山笠当番町となる、という形で両当番を回していくのである。当番順は次のとおりである。

魚町上

中小路町・西門町

古小路町

魚町中

店屋町下

魚町上

中小路町・西門町

古小路町

魚町下

店屋町上

一〇回（ここでは一〇年と同義になる）に二度、すなわち五年に一度どちらかの当番を勤める四町（魚町上、催合の中小路町と西門町、古小路町）と、一〇年に一度だけどちらかの当番を勤める四町（魚町中、店屋町下、魚町下、店屋町上）とがある⁽¹⁵⁾。能当番にかぎっていえば、能奉納役は七年に一度各流に巡って来たので、前者の四町は三五年に一度、後者の四町は七〇年に一度、この当番を勤めていた。順番が種類しかない関係で、魚町流では、山笠当番だけでなく能当番を勤める頻度にも町間で差があったのである。

魚町流におけるこの順番での当番町制度は元禄八（一六九五）年から安定し、明治三一（一八九八）年に変わった「博多山笠行事記録作成委員会編一九七五九一」。

二つの流の当番町制度をみてきたわけだが、七流全体でみても、各町の山笠当番を勤める頻度は流ごとの当番の回し方と「町数の多少に依て、五、六年、或ハ八、九年、或ハ十二、三年、乃至十七、八年に」一度と、ややばらつきがあった。能当番を勤める頻度は「大抵、六十一、二年」に一度であったが、やはり流ごとの当番の回し方と町数の関係で、この年数にも長短があったという「津田一九七七（二七六五）巻之六」。

三節 祇園銭と御渡り銭

祇園山笠の費用について、寛保元（一七四一）年一〇月の文書にそれまでの負担法が簡単にだがはじめて言及されている。

一 祇園山笠六本并御能

右ハ当番之受持申候町より引切受持来り申候、尤受持之流より凡夫老人付老充程も切立、祇園銭と号して当番之受持申町加勢銀遣来候、（後略）「原田編一九七六（二七六〇ころ）一五八」

山笠と能の各当番町がその町内でなんらかのやり方で費用を集めるほか、同じ流に属する非番の諸町は夫高にもとづいた「祇園銭」と呼ばれる加勢銀を当番町に渡す。夫高は町ごとに割り当てられた人足負担の基準で、寛保三（一七四三）年三月に博多年行司が記した「古来より」の博多の惣夫高は二二三九人である「同書一二二二」。江戸前・中期には祇園山笠と松囃子に正式参加できない二つの流（厨子町流・新町流）も含めて九つの流があったので、一流あたりの夫高は約二三八人となる。一

流を一〇町としてそのうち一町が山笠当番または能当番を勤める場合、残り九町からの祇園銭は約二一四匁となる。

流内各町の夫高が判明している土居町流を事例として確認すると、元禄四（一六九一）年の同流一〇町の合計夫高は二四三人である。このうち三〇人が割り当てられている行町が山笠または能の当番を勤める場合、祇園銭は二二三匁となる。以上から、祇園銭は普通、二〇〇匁強であったと結論できる。

松囃子費用については従来加勢銀はなく、各当番町がその町内だけで当番費用を集めていた「同書一五七―一五八」。

ところで、寛保元（一七四一）年一〇月に、福岡藩は福岡と博多の両市中にそれぞれ課していた従来の諸切銭の制度を統合・改正して定切銭制度を設けた。切銭とはおもに両市中それぞれの惣町運営にかかわる事柄に支出された税金のことであるが、以後、定切銭制度は根本的な変化はなしに明治四（一八七一）年の廃藩置県まで用いられた「山崎編一九七三（一八九〇）下巻七二―九九」。

定切銭制度の内容や設定前後の様相については詳細な研究があるが「又野一九九三」、ここでは必要最小限の説明をおこなう。

博多分の定切銭は次のように賦課・徴収されることになった。一箇年の必要総額をあらかじめ算出したうえで、個別町ごとの負担能力において町々の段分けをおこなってそれにおうじた銀高を各町に割り付ける。さらにその銀高を月割りにして毎月各町に徴収させて年行司役場に上納させる。個別町では、割り付けられた銀高を「軒別之小間宅間」を単位として徴収する。「小間」とは個々の屋敷の表口の間数のことで、町内の全屋敷にたいしてその間数において銀高を割り当て、各屋敷の所有者にこれを負担させるのである。また、彼らには必要におうじて臨時の切銭も負担する「原田編一九七六（二七六〇ころ）一四九―一五〇、一五四―一六五。引用句は一五九」。

定切銭制度の設定のさいの段数や各段の一間分の賦課額は知られていないが、このとき、博多分ではそれまで公金とは無関係であった祇園山笠費用と松離子費用の一部についてもこの中に組み込まれた。祇園山笠費用については、山笠仕立銀として一本につき八五〇目⁽¹⁸⁾が各山笠当番町に、能料銀として二七五匁が能当番町に、翌年から祇園銭の替わりにそれぞれ支給されることになった〔同書 一六二〕。松離子費用については翌年から、福祿寿仕立銀六〇目・恵比須両神社仕立銀一四五匁・大黒天仕立銀七〇目・兒子仕立銀六〇〇目が各当番町に支給されることになった〔同書 一六一―一六二〕。両祭礼へのこの助成金は、のちに「御渡り銭」と呼ばれるようになった。

御渡り銭は祇園銭より高額であったが、藩政期を通じてほとんど額は変わらなかった⁽¹⁹⁾ので、とりわけ山笠仕立銀の分については、物価の上昇や山飾りの奢侈化に伴い、これだけでは到底足りなくなっていた。

宝暦六（一七五六）年三月の記録に早くも、同年の六山笠当番町の意見として「近年諸品高直^三相成、別^而去秋以来穀物高直^三有之^三付、御渡被^レ為下候銀子^三ハ山笠難仕立^三とある〔原田編 一九七八（一七六〇ころ）二六八―二六九〕。また、^②で詳述するが、行町は天保九（一八三八）年に、今後の山笠当番のさいの山笠仕立銀を総額で七貫三〇〇目と見積もっており、そのうち御渡り銭の分についてはひとまず八〇〇目と予想している。仕立銀総額のわずか一パーセントである。そして残りの六貫五〇〇目は全て町内で集めることとされている。

さらにもちろん、祇園山笠の費用は山笠仕立銀と能料銀だけではない。そのため山笠当番町または能当番町では、御渡り銭支給開始後も町内で山笠または能の当番費用を工面し続けなければならなかった。

四節 山笠当番費用の増加過程

(一) 山飾りの奢侈化

宝永六（一七〇九）年に成った「筑前国統風土記」では、山笠について「京都の祇園にくらぶるに、其制甚大也。殊に京都にかはり、毎年異なるもやうを作りかへて、其制定らず。此事今に至りて絶ず」と記している〔貝原 一九八〇（一七〇九） 八五〕。京都の祇園会では室町時代の後半までには町ごとに出される山または鉾の趣向が固定してしまっていたのだが〔守屋 一九八五 四一九〕、博多の祇園会では山飾りがいまだに毎年作り替えられていると著者は述べ、これをこの祭礼の特徴の一つとみなしていたのである。

山飾りは藩政期を通じて基本的には年々豪華になっていった。これが観光客の目を意識した結果であったというのは間違いないところであるが、同時に、他流や他町への対抗心のなせる業でもあったと考えられる。つまり、他流の山飾りや自流の以前の当番町が作った山飾りに見劣りするものは作れないという心意が各町にあったものと思われる⁽²⁰⁾。

福岡市博物館蔵の「山笠巡行図屏風」は、おそらく延宝二（一六七四）年の祇園山笠の一連の情景を描いたものである。描かれた人物と家屋との対比から、この当時の山笠の高さがすでに一〇メートルを超えていたことがわかるが、しかし山飾りはまだきわめて単純である。

頂部に多くの幟旗を挿した山笠と、頂部に一本の雄松を立てた山笠と、二系統の飾り方があったらしいが〔田坂 一九九四 四三三〕、それらと数体の人形と母衣^{はろ}と武具が、飾りのほとんど全てである。山笠の組み立て作業を描いた場面には四本脚の山台とその上に載せる高い柱が剥き出しのままみえる。一方、飾り付け完了後の山笠をみると、人工物または自然物の模型などはこのころにはまだなかったらしく、柱を覆う極彩色の布がほぼ全面にわたって露出している。

宝永二（一七〇五）年に成った『筑陽記』によると、このころまでに山飾りはもう少し発展しており「山笠と云ハ凡高さ六、七間²²ばかり、小山の状高低の嶺を造り、彩絹を以て裏之、名将勇士の合戦或は和漢希有の物語の品・人馬を作」っていたという「安見 一九六四（一七〇五）二五〇二六。読点と並列点を補った」。

ところがこの発展は享保一七（一七三二）年の大飢饉によって一時的に頓挫する。『山笠歳代記（写本）』の享保一八（一七三三）年条に「去子ノ秋大変によつて今年之山は悉細し」とある²³。これは柱を取り払ったか、または著しく低めたという意味だと思われる。おもに柱に取り付けられる金のかかる山飾りを減らそうとしたのであろう。この傾向はしばらく続いたらしく、寛保二（一七四二）年に支給が開始された祇園山笠用の御渡り銭の内訳が能料銀の他は山笠仕立銀であったのは、藩が山飾りの復興を企図したからだと考えられる。

先に、不況や不作の年が二、三年続いたとしても、それなりの山笠当番費用は集められると述べた。原則的にはそのとおりなのだが、享保の飢饉の被害はあまりにも甚大だったため、このあとしばらく費用がなかなか集まらなかったらしく、粗末な山飾りが続いた。

宝暦一二（一七六二）年に至つてようやく「山笠地上十六尺以上、表裏に二個以上の人形あるものあり」²⁴。「博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五 四六」、という程度にまで山飾りは回復した。

その後、天明期（一七八一〜一七八八）までには享保の飢饉以前の山笠・山飾りを凌ぐようになっていた。このころから山笠の絵画史料は豊富になるが「同書 口絵」、これを見ると高さも六、七間は確実にあり、人馬はもちろんのこと、城館、橋、船、岩浪、山川といった人工物・自然物の模型もこのころには盛んに作られていたことがわかる。柱を覆う布はほとんどみえないが、これは、豪華な人形や多くの模型がほとんど隙間なく布ごしに柱に取り付けられるようになっていたからである。

以後、明治五（一八七二）年に至るまで、高さも山飾りもさらに発展していった「同書 同箇所。山崎編 一九一〇 三二」。

（二）加勢人の雇用の開始と拡大

六月一日早朝、櫛田神社への奉納（櫛田入り）という）に先立ち同社近くのスタート地点（山留め）という）の手前に山笠を番付どおりに並べ置く「山揃え」について、寛保三（一七四三）年の記録に「拾七、八年以前より」これが乱れてきたとある。享保一〇（一七二五）年ごろからである。そしてその後の櫛田入りでは、先行の山笠が完全に同社境内を出ないうちに後続の山笠がこれに入ろうとし、出入口で揉み合つて死傷者も出るようになった。そのため寛保三（一七四三）年閏四月、町奉行は山揃えの位置を厳守するよう六山笠当番町に申し渡した。

さらに五月には、山揃えと櫛田入りにかんする細かい仕組書を定め、当番町の年寄と組頭に示した「原田編 一九七六（一七六〇ごろ） 二二〇、二三一〜二三二」。

このころから徐々に、一五日の山昇きは後続の山笠が先行の山笠に追いつき追い越そうとするタイムレース的なものになっていった。宝暦六（一七五六）年にはこれがすでに慣例化していたことが、「祇園会山笠廻方之儀、先山を追掛ケ候儀毎度有之、式拾ヶ年以來ハ就中追掛ケ申儀斗有之」という文言から確認できる「原田編 一九七八（一七六〇ごろ） 二八二」。これはやがて「追い山」と呼ばれるようになるが、追い山は他の流への対抗心が高じた結果、生じたものである。

ここで重要なのは、追い山が確立されるにつれて、重い山笠を昇き進めるさいの速さを保つために、次々と交替する大量の昇き手と後押しが必要になっていき、流の人間だけでは数が足りなくなったことである。享保の飢饉による博多の人口の減少で、これはさらに足りなくなった。

近年、周辺郡部の農民が山昇きに来ていたが、これは郡奉行に禁止さ

れてしまった。そこで昇き手不足になったため、延享元（一七四四）年春に山笠当番諸町の依頼を受けた町奉行が郡奉行に掛け合い、相対で加勢に雇う許可を得た。しかしいったん禁令を出した手前もあつてか、解禁の御触が公には出されなかったため、農民は不審に思つて加勢に来なかつた。よつて城下近辺四郡の郡代衆を通じて大庄屋へこの旨を通知してもらい、ようやく農民を雇えるようにした、という話が延享四（一七四七）年五月の記録にみえる〔原田編 一九七六（一七六〇ごろ） 四四〇～四四一〕。

不景気だった宝暦六（一七五六）年の二月から三月にかけては、物価高騰のおり、在郷から来る加勢人に支払う雑用銀も増加したため、今後は加勢は受けずに流の人間だけで山昇きをするに六山笠当番町は合意した〔原田編 一九七八（一七六〇ごろ） 二六六、二六八～二六九〕。しかしこの合意はすぐに破られたようで、加勢の雇用はさらに盛んになっていった。この合意の九年後に成った『石城志』には、「近郡より集る山昇の夫夫并津中の者、数千人」が追い山に参加していたとあることから〔津田 一九七七（一七六五） 卷之六〕、それが確認できる。周辺郡部から雇用する加勢人が、追い山に不可欠の存在になっていたことが窺える。

幕末・明治初期の山笠当番町では、博多周辺村落のうち、ある大村を親村に見立てて二〇〇人や三〇〇人と加勢人の雇用を依頼し、親村では近隣の諸村落と人員調整をおこない依頼された人数を集めた。この加勢人は六月一五日の櫛田入りと追い山に参加し、当番町は彼らに酒食などを提供した。さらに当番町では、他の山笠当番町やその年に山笠を出さない能奉納担当流の諸町や祇園山笠に正式参加できない厨子町流・岡流・浜流の諸町からも加勢人を雇うことがあつた〔山崎編 一九一〇 三六〕。加勢人の雇用がますます拡大していたのである。

五節 山笠当番費用の庄迫と町間の経済格差

山笠当番費用の増加の推移は、その正確な金額を記した史料がほとんど残っていないので、詳しくはわからない。しかし四節でみてきた事柄から、おおよそのところ、藩政期を通じてこの費用が基本的には増加し続けたことは明らかである。

このような増加を可能ならしめたのは、もちろん当番費用の貯蓄年数が長かつたからである。費用は一括払いではなく、月切りや日切りといった仕法で町内の各負担者から徴収されていたのであろうから、総費用を増やしても、一回当たりの徴収額はそれほど増えなかつたはずである。当番町制度の利点といえよう。

しかしながら、もとより無制限の増額が可能だつたわけではない。ある範囲を超えれば増額を続けることは困難になっていく。豊かでない町にとっては、山笠当番費用の増加にたいする限界はいづれ訪れることになる。

②で詳しく検討する行町の「宝永録」という記録において、著者は天保九（一八三八）年九月にこう記している。山笠当番と児子当番にかんしては「出財有之儀二付、時節柄二より候前者間二者困窮之輩モ有之候間、何卒仕組相建テ一統心易く諸当番相調度」。両当番の費用の負担が大きいため、安定した新しい徴収法を設定する必要性が説かれているのである。

天保一一（一八四〇）年六月には、博多年行司がこの年の六山笠当番町の年寄たちに次の通達を出した。この通達から、ひとり行町にかぎらず、山笠当番費用を工面するのに苦しんでいた町や負担者が少なくなつたことが確認できる。

（引用者註―山飾りを）近年頻りニ美々敷取拵入財茂相増候由ニ有

之、間二者切立錢も集り兼候町も有之難渋之者も不少相聞候、已来質素を宗といたし可申候、神祭之事二候条、清浄潔白を専一二心得、無用之飾を取止可申候「博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五七〇」

天保一三（一八四二）年一〇月になると、中央で進められていた天保の改革の影響もあって、町奉行が祇園山笠にかんじていくつかの儉約を指示した。これは詳細なもので、そのうちおもなものは以下のとおりである。山飾りの人形の衣装に現在では今織錦を用いているが、古来のとおり木綿を用いること。人形の数は二つまでとすること。手の込んだ館は作らず岩浪なども減らして、代わりに野吹幡を挿すこと。山笠の高さは三丈五尺までとすること。山昇き参加者の手拭いと禪に毛織物の類を用いないこと。山笠当番町より加勢人を雇わないこと、ただし報酬なしで加勢に来るのは勝手次第とすること「同書 同頁」。

しかしこれが長くは守られなかったであろうことは、四節の（一）と（二）それぞれの末尾で記したことから明らかである。そもそも一部のかなり富裕な町にとっては儉約の必要性そのものがさほど大きくはなかったであろうし、また、他流や他町への対抗心や面子のせい、貧しい町にとっても山笠仕立銀や加勢人雇用費を減らすことは難しかったであろう。

したがって、町によっては山笠当番費用の捻出にさまざまな工夫を凝らすことになった。その具体例は次章以下でみていくとして、ここでは幕末・明治初期の博多諸町の経済的な格差を各町の納める運上銀の額から考えてみる。運上銀とは営業税のこと、福岡藩では町方（福岡と博多）にたいする運上銀の賦課・徴収制度が元文五（一七四〇）年閏七月に完成をみた。

これにより、毎年四月（春）と一〇月（秋）に町ごとに、店舗を構え

ている各営業者から規定の運上銀を集め、町奉行所に納めることになった。これは従来の業種別・取扱商品別（以下、営業内容という）の課税に加え、新たに各営業者の営業規模によっても税額に差を設けるという点に特徴があった。営業規模は三段または二段に分けられたが、まれに段区分のない営業内容もあった。段分けは、福岡・博多それぞれの年行司と御用間町人と呼ばれる有力商人が立ち会ってこれを決めることになった「原田編 一九七六（一七六〇ころ） 九〇―一〇六」。

これは、利益の大きいと考えられる営業内容および営業規模の大きい営業者にたいして、より多額の運上銀を課せる緻密な仕組であったといえる。

各営業者の営業状態の変化におうじて、賦課額はしばしば個別に変更された。慶応元（一八六五）年の冬には、個別ではなく博多全町で賦課額の大きな改定が実施され、一〇流それぞれで「店運上帳」という税金台帳が作成された。この台帳は慶応二（一八六六）年春期分から明治四（一八七二）年秋期分まで利用された。

各流の「店運上帳」の本文は次のように構成されている。町ごとに、まず慶応元（一八六五）年冬改の各営業者の名（姓はない）、その営業内容とそれにたいする賦課額が記され、そのあとに各賦課額の合計が「合銀」（以下、小計という）として記されている。ここまですべてを欄内記載事項とすると、それからさらに欄外記載事項が続く。これは欄内の「一般的な」運上銀にたいして、「特別な」運上銀にかんする事項である。すなわち酒造・酒造繫、薬種、唐物問屋、博多織、髪結が特別な営業内容とされ、各営業内容とともにその営業者の名と賦課額が別立てで記されているのである。

その後、各徴収期に欄内・欄外記載事項に変更があった場合は、抹消線または書き込みや貼紙によってその変更の内容が示されている。小計の変更については必ず貼紙で示されている。ただしこれらの加筆には変

更の時期が記されているものといないものがあり、注意を要する。⁽²⁶⁾

さらにいくつか説明しておく。名の上に職業または屋号が記されている者もいる。また多角経営をしているために複数の営業内容が記され、

それぞれに賦課額が記されている者もいる。また名が挙げられているだけで営業内容も賦課額も記されていない者もいるが、三上禮次のいうように、これは貧困で無税とされた者であろう「三上一九八四 七九」。

貧困者は将来的に繁昌して運上銀を賦課される可能性があったので名前のみは記されたのだと思われるが、このほかにさまざまな理由で元文五（一七四〇）年閏七月以来、運上銀を免除されていた武具製造職人、建築関係職人（大工・大鋸木挽・家上屋^{やね}）、特産品製造職人（鷹取焼・木実蠟売座）、および両替屋は「原田編 一九七六（一七六〇ころ）一〇三」、「店運上帳」には名前すら記されていない。

そのため各町の経済力が細部まで正確に把握できるわけではないが、それでも貧富のおおその傾向はこの記録から読み取れる。大雑把に言えば、賦課額の大きい町ほど経済的に豊かだということになる。

ここでは本文の、すなわち慶応元（一八六五）年冬改の博多九八町それぞれの運上銀の総計を表1に示す⁽²⁸⁾。ここでいう総計とは、小計額に特別運上銀の額も加えた町内の賦課額の全部のことである。特別運上銀の課せられていない町の場合は、小計額がそのまま総計額になる。

これをみると、鯛町下（鯉町下とも書く）の賦課額一万二三四六匁が最高額、金屋町下の一二匁が最低額となっている。そして一〇〇一匁以上の町は二六、一〇〇匁以下の町は二五を数える。残りの四七町の賦課額は一〇一匁から一〇〇〇匁の範囲に散らばっている。町間に大きな経路差があったことが確認できる。

表1から、祇園山笠にも松囃子にも正式参加できない三流（厨子町流・岡流・浜流）の全町と魚町流の中島町を除いた七三町の運上銀の総計を表2に示す。

次に、土居町流の分を高額の町から順に掲げる。丸括弧内の記述は、前が九八町内の順位、後が七三町内の順位である。

| | | |
|-------|---------|-----------|
| 土居町上 | 五一〇六匁 | （三位、三位） |
| 川口町 | 一二七四匁六分 | （二五位、一四位） |
| 新川端町上 | 一二三〇匁六分 | （二七位、一六位） |
| 浜小路町 | 一一三四匁 | （二一位、二〇位） |
| 土居町下 | 一〇八五匁 | （二三位、二二位） |
| 行町 | 九四八匁六分 | （二九位、二七位） |
| 西方寺前町 | 五一四匁 | （五二位、四二位） |
| 土居町中 | 四二四匁 | （五六位、四六位） |
| 大乘寺前町 | 二三一匁 | （六六位、五四位） |
| 片土居町 | 一〇九匁六分 | （七二位、五七位） |

同じ流内においても町間にかなり貧富の差があったことは一目瞭然である。最上層の土居町上は山笠当番を勤めるさいに金銭面ではさほど苦勞はしなかつただろうが、片土居町は苦勞したと思われる。

② 行町における山笠当番費用徴収法の追加・変更

一節 「行町絵図」の分析

（一）「行町絵図」の概略と、角屋敷における屋敷割の逆転

榎田神社には、江戸後期の博多の個別町を描いた絵図が五〇点保管されている⁽²⁹⁾。そのほとんどは、多少とも「宅地券帳」の記載事項にもとづいて描かれている。そして定切銭と運上銀それぞれの負担者も読み取れるようになってきている。

「宅地券帳」とは今日の土地台帳のことで、屋敷の所在地、表口と入（＝奥行き）の間数、屋敷内の出入り（表屋敷と裏屋敷の分割所持状況や地尻の凹凸）、地主の姓名などが記されていた。博多各町にはその町の「宅地券帳」が保管されており、町役所（町奉行所）と年行司役場にはそれぞれ博多全町の「宅地券帳」が流ごとにまとめて保管されていた。「山崎編 一九七三（一八九〇） 下巻 一一一―一一五」。

五〇点の絵図のうち四〇点には作成年代が記されていないが、一〇点には記されている。⁽³⁰⁾ そのうち最古のものは、ともに「文政六年末三月」と記された「市小路町浜図」と「博多堅町浜絵図」である。⁽³¹⁾ 作成年代不詳の四〇点のうち、三七点はこの二点と同一の形式で描かれており、同じころに作成された可能性が高い。

さらに、これらの同一形式の計三九点の絵図のうち、三七点にはその町の年寄の名が記されている。一方、文政八（一八二五）年におこなわれた櫛田神社の改修記録である「御宮御普請日記」には、博多の多数の町の年寄の名が記されているが、そのうち一九人の年寄が絵図の年寄と一致する。絵図の伝わった町と「御宮御普請日記」に記された町とは重複していないものも多いので、これはかなり高い一致率といえる。以上から、この形式の絵図は全て文政六（一八二三）年三月ごろの作成と考えてよい。

絵図によってはずか異なる点を持つものもあるが、その形式とは以下のとおりである。一間は六尺五寸の京間で、縮尺には意を払われておらず、絵図ごとに全ての屋敷がほぼ同じ大きさの長方形で描かれている。屋敷ごとに、右側に表口と入の間数が書かれ、中央には大抵は屋号または職業を冠したうえで居住者の名があり（士分を除き、姓の記入はない）、左側には「券帳前」（「宅地券帳」記載の名前）という語を冠したうえで地主の姓名がある。

ただし、家屋が居宅でない場合もある。その場合、中央には居住者名

のかわりにその家屋の所有者（本稿では、これを家主という）の名が記され、その下に「抱」の語が付されている。そして絵図によっては家屋名の上にその家屋の利用状況が空屋・納屋・蔵・宿屋・出店などと記されている。なお、中央が空白の場合もあるが、これは大抵は屋敷のみ（更地）を示している。

裏店がある場合は屋敷を分割する形で表店に続けて裏店が書き込まれている。そこには家主名と地主名は記されているが、居住者名は記されていない。裏店は普通は店舗としては利用されないで、独立した営業者ではないその居住者の名は省かれたのである。彼らにはもちろん運上銀を負担する義務はない。

同じ屋敷内で居住者の名と地主の名が一致していれば両者は同一人物であり、家屋敷所持者＝家持、つまり居付地主である。別人である両者の名が偶然一致している場合もあるが、それは稀であろうし確かめようもないので考慮に入れない。しかしこの一致の場合を除けば居付地主と不在地主の別が完全にわかるわけではない。⁽³⁴⁾ たとえば（二）で述べる古賀氏や奈良山氏のように、居住者としては名が出ていない地主でも、居付地主とみなしてよい例もあるからである。

また、居住者とその屋敷の地主でない場合、彼がその居宅の家主であるのか否かは、つまり地借なのか店借なのかは絵図からはわからない。

「行町絵図」も伝来している。⁽³⁵⁾ 屋敷ごとにアラビア数字で番号を付し、表口と入の間数にしたがって町の様態を復元したものが図2である。アラビア数字のほか、矢印と丸括弧の記述も筆者による補足である。

屋敷は四六筆で、そのうち更地は七筆（4、6、7、9、11、19、36）、町内の総間数は一二四間三尺五寸五歩である。⁽³⁶⁾ 記載されている人物は合計七〇人⁽³⁷⁾で、そのうち地主は二八人である。居宅として利用されている家屋は角屋敷の小家も含めて五一軒を数えるので、寄留人や奉公人を除いて五一世帯が居住していたことになる。一方、居宅以外の家屋は一一

表1 慶応元(1865)年冬改の博多98町の運上銀賦課額
「櫛田神社文書」843-1から843-10より作成

| 順位 | 町名 | 所属流名 | 運上銀(匁・分) | 順位 | 町名 | 所属流名 | 運上銀(匁・分) |
|----|--------|------|----------|----|--------|------|----------|
| 1 | 鱸町下 | 洲崎町流 | 12346.0 | 50 | 北船町 | 東町流 | 584.6 |
| 2 | 古溪町 | 西町流 | 6816.2 | 51 | 市小路町下 | 呉服町流 | 525.6 |
| 3 | 土居町上 | 土居町流 | 5106.0 | 52 | 西方寺前町 | 土居町流 | 514.0 |
| 4 | 洲崎町中 | 洲崎町流 | 3887.2 | 53 | 魚町上 | 魚町流 | 478.6 |
| 5 | 鱸町上 | 洲崎町流 | 3718.0 | 54 | 小山町下 | 呉服町流 | 470.2 |
| 6 | 仲間町 | 石堂町流 | 3172.6 | 55 | 妙楽寺町 | 洲崎町流 | 433.0 |
| 7 | 栴屋番 | 洲崎町流 | 2353.6 | 56 | 土居町中 | 土居町流 | 424.0 |
| 8 | 対馬小路町中 | 洲崎町流 | 2299.6 | 57 | 中小路町 | 魚町流 | 416.6 |
| 9 | 対馬小路町下 | 洲崎町流 | 2155.6 | 58 | 辻堂町上 | 岡流 | 387.8 |
| 10 | 西町上 | 西町流 | 2134.0 | 59 | 金屋町上 | 石堂町流 | 375.0 |
| 11 | 蔵本番 | 西町流 | 1989.6 | 60 | 櫛田外町 | 厨子町流 | 364.6 |
| 12 | 中嶋町 | 魚町流 | 1916.0 | 61 | 魚町中 | 魚町流 | 360.0 |
| 13 | 新川端町下 | 洲崎町流 | 1714.0 | 62 | 店屋町下 | 魚町流 | 359.6 |
| 14 | 掛町 | 洲崎町流 | 1547.0 | 63 | 市小路町中 | 呉服町流 | 323.8 |
| 15 | 川口町 | 土居町流 | 1274.6 | 64 | 浜口町中 | 東町流 | 304.6 |
| 16 | 奈良屋番 | 西町流 | 1271.6 | 65 | 万行寺前町 | 西町流 | 265.0 |
| 17 | 新川端町上 | 土居町流 | 1230.6 | 66 | 大乘寺前町 | 土居町流 | 231.0 |
| 18 | 古小路町 | 魚町流 | 1217.0 | 67 | 鏡町 | 東町流 | 218.0 |
| 19 | 川端町 | 洲崎町流 | 1181.0 | 68 | 桶屋町下 | 厨子町流 | 195.6 |
| 20 | 浜口町上 | 東町流 | 1171.6 | 69 | 社家町 | 岡流 | 164.4 |
| 21 | 浜小路町 | 土居町流 | 1134.0 | 70 | 古門戸町 | 洲崎町流 | 159.2 |
| 22 | 綱場町 | 石堂町流 | 1114.2 | 71 | 厨子町下 | 厨子町流 | 157.0 |
| 23 | 土居町下 | 土居町流 | 1085.0 | 72 | 片土居町 | 土居町流 | 109.6 |
| 24 | 西町浜 | 浜流 | 1055.0 | 73 | 蓮池町 | 石堂町流 | 107.6 |
| 25 | 呉服町下 | 呉服町流 | 1026.6 | 74 | 呉服町上 | 呉服町流 | 97.2 |
| 26 | 洲崎町上 | 洲崎町流 | 1015.6 | 75 | 辻堂町下 | 岡流 | 92.6 |
| 27 | 箔屋番 | 西町流 | 990.0 | 76 | 妙楽寺新町 | 洲崎町流 | 91.6 |
| 28 | 釜屋番 | 西町流 | 968.8 | 77 | 金屋丁横町 | 石堂町流 | 88.6 |
| 29 | 行町 | 土居町流 | 948.6 | 78 | 御供所町 | 東町流 | 81.0 |
| 30 | 中石堂町 | 石堂町流 | 914.8 | 79 | 竪町上 | 石堂町流 | 70.8 |
| 31 | 東町下 | 東町流 | 875.8 | 80 | 厨子町上 | 厨子町流 | 69.0 |
| 32 | 竪町下 | 石堂町流 | 843.0 | 81 | 今熊町 | 厨子町流 | 66.0 |
| 33 | 市小路町上 | 呉服町流 | 828.0 | 82 | 浜口町下 | 東町流 | 63.4 |
| 34 | 馬場新町 | 岡流 | 803.2 | 83 | 奥堂町下 | 厨子町流 | 56.6 |
| 35 | 店屋町上 | 魚町流 | 803.0 | 84 | 奥堂町上 | 厨子町流 | 55.2 |
| 36 | 官内町 | 石堂町流 | 792.0 | 85 | 金屋小路町 | 東町流 | 53.6 |
| 37 | 橋口町 | 洲崎町流 | 779.0 | 86 | 西門町 | 魚町流 | 50.0 |
| 38 | 竪町浜 | 浜流 | 759.8 | 87 | 廿家町 | 呉服町流 | 47.6 |
| 39 | 祇園町下 | 岡流 | 753.6 | 88 | 茅堂町 | 呉服町流 | 38.0 |
| 40 | 瓦町 | 岡流 | 743.2 | ◇ | 竹若番 | 西町流 | 38.0 |
| 41 | 西町下 | 西町流 | 741.2 | 90 | 普賢堂町上 | 厨子町流 | 37.0 |
| 42 | 東町上 | 東町流 | 725.6 | 91 | 対馬小路町上 | 洲崎町流 | 34.6 |
| 43 | 小山町上 | 呉服町流 | 722.2 | 92 | 赤間町下 | 厨子町流 | 34.0 |
| 44 | 魚町下 | 魚町流 | 715.6 | 93 | 芥屋町 | 西町流 | 33.6 |
| ◇ | 祇園町上 | 岡流 | 715.6 | 94 | 桶屋町上 | 厨子町流 | 24.0 |
| 46 | 浜口町浜 | 浜流 | 681.6 | 95 | 竪町中 | 石堂町流 | 19.0 |
| 47 | 奥小路町 | 西町流 | 655.2 | 96 | 普賢堂町下 | 厨子町流 | 16.0 |
| 48 | 奥堂町中 | 厨子町流 | 619.6 | 97 | 赤間町上 | 厨子町流 | 13.0 |
| 49 | 市小路町浜 | 浜流 | 590.6 | 98 | 金屋町下 | 石堂町流 | 12.0 |

軒である。³⁸⁾描かれている家屋は合計六二軒となる。これをみると、この時期の行町では、いまだ表部分と裏部分で地主が異なっている屋敷が皆無であることがわかる。ただし他町の絵図ではこのような屋敷が散見されるものが若干ある。また、居付地主以外の居住者については、他町の絵図と同様、やはり地借か店借かはわからない。裏店も皆無であるが、これは裏店の記入を全て省略したからだと考えている。裏店の居住者名はもともと省かれるものであったうえ、行町の場合は裏店を記すと表店の地主名と同じものを裏店にも書き込まねばならず、その手間を省いたというこ

表2 慶応元(1865)年冬改の祇園山笠正式参加73町の運上銀賦課額
「櫛田神社文書」843-1から843-10より作成

| 順位 | 町名 | 所属流名 | 運上銀(匁・分) | 順位 | 町名 | 所属流名 | 運上銀(匁・分) |
|----|--------|------|----------|----|--------|------|----------|
| 1 | 鯛町下 | 洲崎町流 | 12346.0 | 38 | 魚町下 | 魚町流 | 715.6 |
| 2 | 古溪町 | 西町流 | 6816.2 | 39 | 奥小路町 | 西町流 | 655.2 |
| 3 | 土居町上 | 土居町流 | 5106.0 | 40 | 北船町 | 東町流 | 584.6 |
| 4 | 洲崎町中 | 洲崎町流 | 3887.2 | 41 | 市小路町下 | 呉服町流 | 525.6 |
| 5 | 鯛町上 | 洲崎町流 | 3718.0 | 42 | 西方寺前町 | 土居町流 | 514.0 |
| 6 | 仲間町 | 石堂町流 | 3172.6 | 43 | 魚町上 | 魚町流 | 478.6 |
| 7 | 枇杷屋番 | 洲崎町流 | 2353.6 | 44 | 小山町下 | 呉服町流 | 470.2 |
| 8 | 対馬小路町中 | 洲崎町流 | 2299.6 | 45 | 妙楽寺町 | 洲崎町流 | 433.0 |
| 9 | 対馬小路町下 | 洲崎町流 | 2155.6 | 46 | 土居町中 | 土居町流 | 424.0 |
| 10 | 西町上 | 西町流 | 2134.0 | 47 | 中小路町 | 魚町流 | 416.6 |
| 11 | 蔵本番 | 西町流 | 1989.6 | 48 | 金屋町上 | 石堂町流 | 375.0 |
| 12 | 新川端町下 | 洲崎町流 | 1714.0 | 49 | 魚町中 | 魚町流 | 360.0 |
| 13 | 掛町 | 洲崎町流 | 1547.0 | 50 | 店屋町下 | 魚町流 | 359.6 |
| 14 | 川口町 | 土居町流 | 1274.6 | 51 | 市小路町中 | 呉服町流 | 323.8 |
| 15 | 奈良屋番 | 西町流 | 1271.6 | 52 | 浜口町中 | 東町流 | 304.6 |
| 16 | 新川端町上 | 土居町流 | 1230.6 | 53 | 万行寺前町 | 西町流 | 265.0 |
| 17 | 古小路町 | 魚町流 | 1217.0 | 54 | 大乘寺前町 | 土居町流 | 231.0 |
| 18 | 川端町 | 洲崎町流 | 1181.0 | 55 | 鏡町 | 東町流 | 218.0 |
| 19 | 浜口町上 | 東町流 | 1171.6 | 56 | 古門戸町 | 洲崎町流 | 159.2 |
| 20 | 浜小路町 | 土居町流 | 1134.0 | 57 | 片土居町 | 土居町流 | 109.6 |
| 21 | 綱場町 | 石堂町流 | 1114.2 | 58 | 蓮池町 | 石堂町流 | 107.6 |
| 22 | 土居町下 | 土居町流 | 1085.0 | 59 | 呉服町上 | 呉服町流 | 97.2 |
| 23 | 呉服町下 | 呉服町流 | 1026.6 | 60 | 妙楽寺新町 | 洲崎町流 | 91.6 |
| 24 | 洲崎町上 | 洲崎町流 | 1015.6 | 61 | 金屋丁横町 | 石堂町流 | 88.6 |
| 25 | 箔屋番 | 西町流 | 990.0 | 62 | 御供所町 | 東町流 | 81.0 |
| 26 | 釜屋番 | 西町流 | 968.8 | 63 | 堅町上 | 石堂町流 | 70.8 |
| 27 | 行町 | 土居町流 | 948.6 | 64 | 浜口町下 | 東町流 | 63.4 |
| 28 | 中石堂町 | 石堂町流 | 914.8 | 65 | 金屋小路町 | 東町流 | 53.6 |
| 29 | 東町下 | 東町流 | 875.8 | 66 | 西門町 | 魚町流 | 50.0 |
| 30 | 堅町下 | 石堂町流 | 843.0 | 67 | 廿家町 | 呉服町流 | 47.6 |
| 31 | 市小路町上 | 呉服町流 | 828.0 | 68 | 茅堂町 | 呉服町流 | 38.0 |
| 32 | 店屋町上 | 魚町流 | 803.0 | 〃 | 竹若番 | 西町流 | 38.0 |
| 33 | 官内町 | 石堂町流 | 792.0 | 70 | 対馬小路町上 | 洲崎町流 | 34.6 |
| 34 | 橋口町 | 洲崎町流 | 779.0 | 71 | 芥屋町 | 西町流 | 33.6 |
| 35 | 西町下 | 西町流 | 741.2 | 72 | 堅町中 | 石堂町流 | 19.0 |
| 36 | 東町上 | 東町流 | 725.6 | 73 | 金屋町下 | 石堂町流 | 12.0 |
| 37 | 小山町上 | 呉服町流 | 722.2 | | | | |

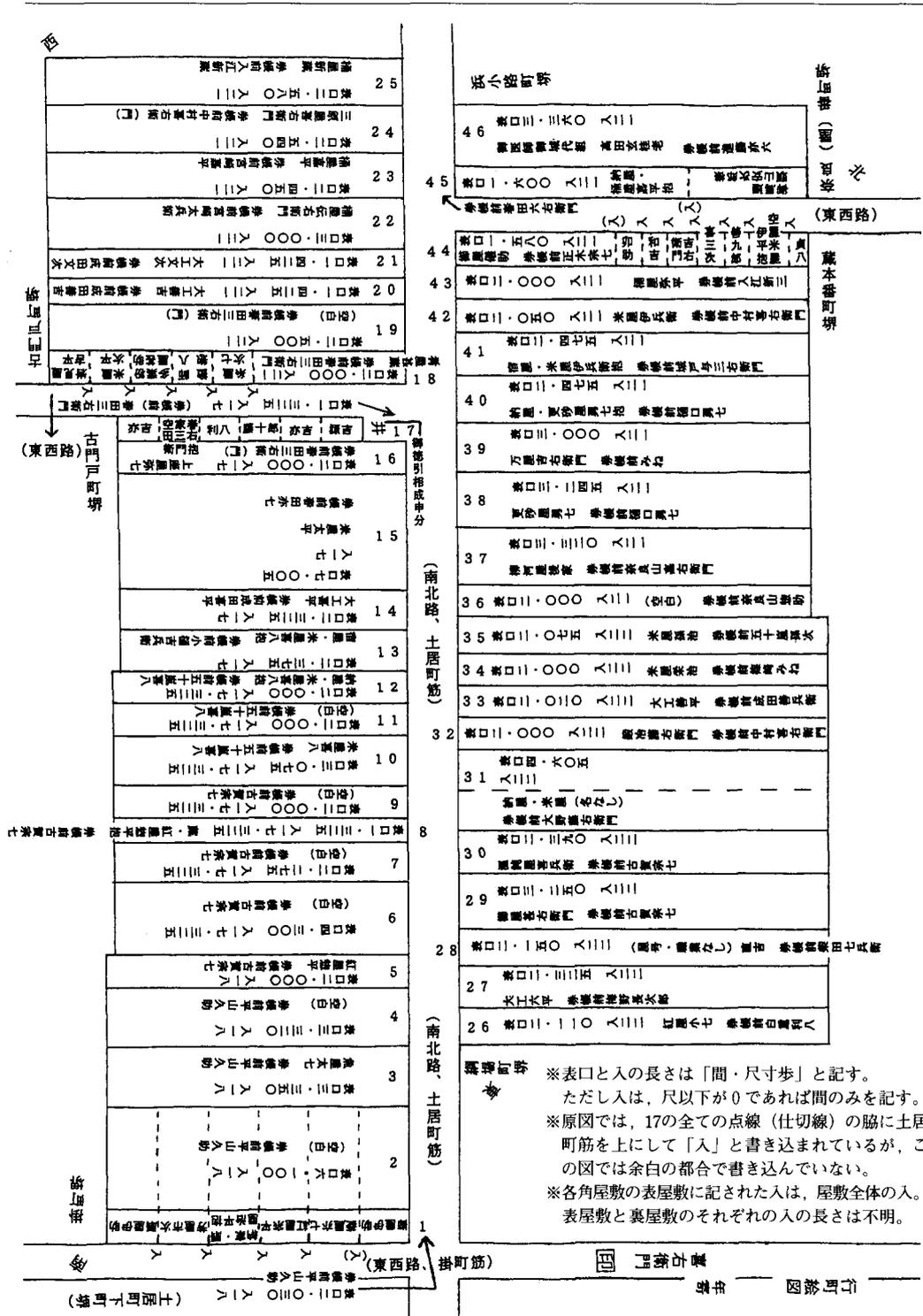


図2 「行町絵図」（文政6年3月ごろ）「櫛田神社文書」912より作成

とであらう。

ところで、二本の道路の交叉点に位置する角屋敷が五筆あるが（1、17、18、44、45）、いずれも数軒から成り、居住者はそれぞれ異なる。18・44・45の各一軒を除き、この五筆の全軒の居住者名は東西路

を上にして書き込まれている。各角屋敷の本来の表口は南北路の土居町筋に面していたが、これら各軒の事実上の表口は東西路に面していたことになる。各軒の事実上の表口の脇に土居町筋を上にして「入」の語が書き込まれているのは、これら事実上の表口が形式上はあくまでも屋敷全体の一部であることを示すためである。土居町筋が大通り、東西路が小路であったわけだが、東西路を営業活動に利用するために、屋敷割を逆に変えてこれらの家屋は形成されていたと考えられる。これらも表店であることに変わりはない。

東西路に面した側の用益性の高さが窺えるが、角屋敷のうち、とくに注目すべきは1である。ここに点線で示されている六軒の仕切りはそのまま2にまで延びている。2には居住者名や家主名が全く記されていないが、これは更地ということではなく、本来は二筆の屋敷である1と2に跨る形で家屋が構成されていたことを示している。

この六軒の事実上の表口が面していた掛町筋は唐津街道の一部で、この筋を東に進めば石堂橋から箱崎(古代以来の大社宮崎八幡宮の所在地)に、西に進めば中島橋から福岡に至る(図1を参照)。博多の東西路としては最も重要なもので営業活動もとりわけ活発だったために、家屋の拡大の必要に迫られて事実上の入が1から2へと延長されていたと考えられる。1の六軒はその屋敷内で屋敷割を逆に変えたに留まらず、その逆転を2にまで連続させたのである。その結果、1から2にかけての六軒はいずれも、1の表口二間三寸と2の表口六間一尺とを合わせた八間一尺三寸を事実上の入とすることになった³⁹。

次に他の史料も用いて、この図から居付地主と不在地主の別をある程度までは明らかにしてみよう。

(二) 居付地主および居付地主と思われる者

屋敷四六筆のうち、地主が自分の所有屋敷に立つ家屋に居住してい

ればそれが居付地主であり、原則的にはそこが店舗であったと考えられる。絵図からすぐに確認できる居付地主は以下の一〇人である。10の米屋五十嵐喜八⁴⁰、14の大工成田喜平、20の大工成田善吉、21の大工成田文次、23の桶屋宮崎嘉平、24の三原屋中村喜右衛門⁴¹、25の桶屋入江新蔵⁴²、33の大工成田善兵衛(善平)、35の米屋五十嵐孫次(孫治)、38の更砂屋樋口勇七。

このうち四人は町内に居住用以外の屋敷を計六筆掛け持ちしている。すなわち、五十嵐喜八が11と12を、中村喜右衛門が32と42を、入江新蔵(新三)が43を、樋口勇七が40を所有している。

ところで絵図に居住者として名が出ていなくても、家族名義の家屋にその屋敷の地主または町内の別の屋敷の地主が住んでいれば、他町に住んでいるわけでもないの、これもひとまず事実上の居付地主とみなしてよい。

このような例として確実なのは、行町最大の地主古賀宗七である。彼は屋敷を七筆所有しているが(5から9、29、30)、居住者としては名が出ていない。その所有屋敷のうち5と8(家屋はそれぞれ住宅と蔵)の居住者・家主は紅屋惣平である。さて、文政六(一八二三)年四月改の「御参勤御上下之節二□□仕博多町人名寄七帳」には、不作であった寛政四(一七九二)年当時の「行町 紅屋宗七」の救援活動を藩が賞して、他の同様の博多町人四〇人とともに箱崎における藩主参勤の送迎を一代限り認めていると記されている。これにより、「行町絵図」作成時に紅屋宗七が行町に住んでいたことがわかる。

以上から、古賀宗七と紅屋宗七は同一人物であると判断できる。惣平は宗七の息子か何かであろう。惣平は8の蔵と同じく5の住宅の所有者であったと思われる、そのため宗七の名は居住者としては出ていないのである。しかし宗七も5に住んでいたのだから。

古賀宗七の他にも文政六(一八二三)年三月ごろに行町に居住してい

たと思われる地主がいる。奈良山惣助と奈良山嘉右衛門である。

この当時の36の更地の地主は奈良山惣助で、隣接する37の地主は奈良山嘉右衛門でその居住者は柳河屋後家である。

「店運上帳 土居流」の行町の項には、慶応元（一八六五）年冬の時点で「柳川屋惣助」とある。また、明治五（一八七二）年一〇月の「券帳直し願」では、36の地主は日高平吉となっているが37の地主は奈良山惣助となっており、「第二区行町 奈良山惣助印」と署名・捺印されている。慶応・明治初期の惣助は文政の後裔と思われる。柳河（川）屋は奈良山氏の屋号で、37でずっと営業を続けていた可能性が高い。

以上から、文政の絵図の惣助・嘉右衛門・柳河屋後家は家族（または親族か）であったと判断できる。文政六（一八二三）年三月ごろに惣助は更地に住んでいたわけではないだろうから、37の店舗に住んでいたのではなからうか。また、37の地主である嘉右衛門もひとまず同所に住んでいたと考えておく。この場合も、37の家屋は柳河屋後家の所有であったため、居住者として彼女が記されたと考えられる。

以上から、居付地主とみなせるのは八氏一三人でその所有屋敷は二五筆、表口間数は合わせて六一間三尺四寸五歩となる。

（三）不在地主および不在地主と思われる者

不在地主と断言できるのは春田三右衛門（16から19の地主）で、他に姓名と活動時期から、正木宗七（44の地主）も不在地主であったとみてほぼ間違いない。

文政六（一八二三）年三月ごろの「土居町下絵図」には「年寄三右衛門」と署名があり、さらに同図中の一屋敷に「年寄三右衛門 券帳前春田三右衛門」とある⁽⁴⁵⁾。また、すぐあとで詳述する、天保九（一八三八）年九月に書かれた「宝永録」の本論では、16から19は「土居町下春田三平太」の「抱之家屋鋪」に替わっている。その後ほどなくこの三平太は

三右衛門と改名したことが、天保一一（一八四〇）年六月に書かれた「宝永録」の補論に記されている。

以上から、文政の春田三右衛門は土居町下の居付地主で、行町からみれば16から19の不在地主であったと結論でき、春田三平太はその後裔で、行町の所有地を相続していたと結論できる。

「正木」という博多には珍しい姓をもつ正木宗七は、「宗七焼」と称された素焼物を製造していた著名な陶工のことと思われ、当主は代々宗七（または惣七）を名乗り、初代以来、岡流（岡新町流）の祇園町下に居住していたという「博多人形沿革史編纂委員会編 二〇〇一―一〇―一―一三」。

これを史料で確認してみると、「筑紫遺愛集」には「宗七は祇園町下に住る陶工」で、その妻が舅・姑・夫によく仕えたので文化八（一八一）年に賞されたとある「伊藤 一九七三（一八六八）一九八」。期的にみてこの舅とは三代宗七（二七四八―一八三〇）で、彼が44の地主であろう。また、慶応元（一八六五）年冬に祇園町下の陶工師宗七は素焼物に二〇目の運上銀を課せられているが、この人物は六代宗七（一八三四―一八七三）であろう。

不在地主と判断できるのはこの二人だけで、その所有屋敷は五筆、表口間数は計一〇間一尺五歩ということになる。

居付か不在か判明しない地主が一三人も残ってしまったが、ともかく、文政六（一八二三）年三月ごろの行町では、地主数・筆数・表口間数ともに、少なく見積もってもほぼ半分は居付地主が占めていたと結論できる。実際にはこれよりさらに多かったであろう。

しかしここで確認しておくべきは、居付地主の比重が不在地主より高かったとしても、抱屋敷が町内に増えていけば、一般的にいてそれを借りる地借ないし店借も増えていくという点である。

二節 仕組借屋の設置と運営規定

福岡市博物館に「祇園山笠・松囃子 筑前国博多津行町宝永録」(以下、「宝永録」という)と題された電子複写版の記録が所蔵されている⁽⁴⁷⁾。行町で天保九(一八三八)年九月に本論が書かれ、ついで天保一一(一八四〇)年六月に補論が書かれた記録である。本論と補論合わせて一六丁から成る。著者は不明であるが、内容からみて町中の有力者であろう。本論のおもな内容は、町中が町内に貸屋(「仕組借屋」などと記されている)を設けて、そこから生じる家賃や掃除米などの利潤(「備金」「仕組銭」と記されている)の大部分を山笠仕立銀に充てることにする、というものである。以下、二節から五節まで、この本論の分析を中心に議論を進める。

本論にはまず、内題に続いて仕組借屋の設置の経緯や運営規定などが八条に渡って記され、ついで「今度買求候借家券帳写」「定」「大工棟梁定」「売渡申證文之事」「今度出金面々姓名并銘々抱家軒数」と題された関係書類五点がこの順序で記されている。さらにこの記録の保管規定が一条続き、最後に町年寄・助役・組頭取の連署がある。

以上については二節・三節・四節で全文を引用するが、行論の都合上、「今度買求候借家券帳写」と「売渡申證文之事」の各条の冒頭には、それぞれAからDまでの文字とaからdまでの文字を振る。同一文字の大文字と小文字は対応関係にあり、両書類の対応する各条は同じ屋敷に楽しんで記している。また、五書類の引用順は本来の記載順とは若干変えることにする。

でははじめに、「宝永録」の内題と第一条をみてみよう。

宝永録

行町

一 六月祇園会山笠当番并松囃子兒子当番二付^八ハ、其年之町中録分

也、出財有之儀二付、時節柄ニより候^間二^者困窮之輩も有之候間、何卒仕組相建テ一統心易く諸当番相調度、尤右二付^八ハ格別之仕組ヲ以備金等致シ置度、常々町中心を寄せ居候、然ニ土居町下春田三平太儀、於当町抱之家屋鋪左之通有之候二付、何卒買求之町中之致借家、此家賃并掃除米等ヲ以致備金^ト、尚又自然非常等之節ハ右備金之内より致用途、尤聊之儀^ニ不取遣候様致シ置度、町中相談相決候上、右三平太一族当町桶屋宮崎嘉平ヲ以、春田氏^五借家惣売渡之儀及相談候処、速ニ熟談相整イ、尤代金五拾五両壹歩参朱^二而相済候二付、町中致万悦い^{つれ}も格別ニ出情有之、早速石金子高相調候間、家屋鋪売主三平太方^五右高金子相渡同人より家屋鋪当町中^五売渡證文請取、事々相済候上、右家屋敷御券帳前、則当町中^五相改候、此節ハ格別之仕組^二而、永代諸当番等気安く相成候仕置二付、町中之面々殊外相励ミ出金出情有^候之儀二付、則出金之面々姓名左之通相記シ置候、右大造之仕組致出来候儀、根元町中之面々申合せ宜敷、只平日諸商売筋出情覚悟宜故之儀二候間、已来共不勤弁等無之様、懇商売筋相励ミ、幾久しく繁昌いたし、第一^者諸上納筋・諸切銭等嚴重ニ相納、御上^五不奉掛御返弁様有之度候、依之、後年仕組少も異乱筋無之様、規定相建置事二候条、此段急度相守可申候事

(このあと二段落としての注釈文が続くが、三節で引用する)

祇園会の山笠当番と松囃子の兒子当番を勤めることは町中の縁分であるが、ときには困窮している者もいて費用負担が大変なので、特別の仕組を設けて安定的に諸当番を勤める必要性が町中構成員の間で以前から認識されていたという。また、祇園会の能当番については言及がないので、ひとまず本稿では「宝永録」の「諸当番」には能当番は含まれていないものと解して、以下の議論を進めていく⁽⁴⁸⁾。

さてこのような事情で、町中は土居町下の住人春田三平太が行町に貸屋として所有している家屋敷に着目し、これを買収のうえ町中抱の貸屋とし、その家賃と掃除米などを諸当番の費用などに充てようと計画した。これを実現するため、彼らは春田の一族で行町居住の宮崎嘉平（図2の23の居付地主）を仲介にして春田と買収交渉をおこない、成立させた。春田が行町に差し出した「売渡申證文之事」によると、この買収が成立したのは天保九（一八三八）年八月のことである。買収費用はこの月までに町中構成員が出し合つて全額を調べ、一括で支払われた。

続いて第二条から第八条までをみてみよう。

- 一 右借家券帳之儀、委敷当町券帳面ニ相記シ有之候得共、尚此書面ニも相記シ置候事
- 一 借家賃并十疋軒分掃除米等之儀、左ニ相記シ置候事
- 一 右家賃錢、月々嚴重二年寄手元^五相納、助役并組頭取中立会、月々相改可申候事
- 一 借家居住之面々之内、屋賃其月々相納兼、万一壺ヶ月^二も相滞候儀有之候ハ、其仁脇町^五引移り之儀可申談候事
- 一 永々之儀ニ付、後年自然衰微之人有之、右仕組借屋を借り引移り居住之上、万一心得違^二、借屋求之節餘分出金致シ置候間、両三年ハ無屋賃^二居住可仕杯可申儀も可有之候、如何程出財有之居候仁^二も右体之儀ハ決^二不相成、定通り之屋賃ハ堅く相納候様可相心得候、若会積^二相拘り右之辺り等閑^二取斗候^ハ、節角之仕組相崩レ候儀ニ付、いづれも勘弁可有之候事
- 一 当町之人、自然仕組筋^二脇町^五引越参り候儀も可有之哉^二候得共、仕組出金ハ当町^五置居^二候事
- 一 後年自然明家致出来、其家を脇町之人買取引移り候歟又ハ借受居住致シ候共、諸当番之節、不及出錢候、尤時之都合ニより右仕組

錢^二入目及不足候ハ、足シ錢出シ候儀ハ可為町並候事

第二条と第三条では、それぞれ後掲の「今度買求候借家券帳写」と「定」について言及している。

第四条は家賃の納め方で、以下、仕組借屋の運営規定が続く。第五条では、ひと月でも家賃を滞納すれば他町への転出を勧告するとしている。第六条では、今回の貸屋買収で出金した人がやがて困窮してこの仕組借屋に住むことになった場合、自分は多目に出金したから^二、三年は無家賃で居住させてほしいなどと言ってもこれを認めず、定められた家賃は必ず納めさせるとしている。第七条では、今回の貸屋買収で出金した人が他町へ転出することになっても、その出金分は返還しないとされている。

第八条では仕組借屋の話から離れて、今後の他町からの転入者について述べている。彼らは行町の空屋を買い取った（地借）のであれ借り受けた（店借）のであれ、諸当番費用の負担には及ばない。仕組錢が「定」にある規定額に足りないときには、その不足分は町並すなわち表屋敷の地主が出金すると定めている。ただし、仕組錢の不足という町中の貸屋運営の不幸を不在地主にまで補填させるといふことは、おそらくなかったのではないだろうか。そこで、断言はできないが、ここでの町並は居付地主だけを指していると考えておく。

さて、第八条は重要な示唆をいくつか有している。第一に、地借・店借が従来なんらかの形で諸当番費用を負担していたことを窺わせる。それにたいし、新しい仕組が設定されて費用徴収の安定が予想されたからであろうが、今後は他町から転入してくる地借・店借についてはこれを負担しなくともよい、と定めたものと解釈できる。かりに地借・店借がもともと諸当番費用を負担していなかったとすれば、わざわざこのような規定を設ける必要はなかったはずである。これに関連するが、第二に、以前から行町に住んでいる地借・店借についてはなんの言及もないので、

おそらく彼らは引き続き諸当番費用をいくらかは負担することになって
いたと思われる。第三に、地借と店借が一括されて議論されていること
から、従来、地借・店借と地主とは負担のあり方に差違があったと推
測される。第四に、他町出身の地借・店借はなるべく祭祀に關係させ
たくないという行町中の心意が知られる。しかし第五に、居付地主とし
て転入してくる場合の規定はないので、その場合は他町出身者でも諸当
番費用を負担させるつもりであったと考えられる。地主の負担額が大き
かったからであろう。

では具体的に、仕組銭はどのように計算され、どのように利用される
ことになったのだろうか。これは、「定」に詳細に記されている。

定

- 一 借家敷銭五拾目宛
- 一 借家賃銭壹ヶ月四匁宛
- 壹軒二付壹ヶ年二凡四拾八匁宛
- 都合借家十壹軒^二_而
- 壹ヶ年二凡錢五百式拾八匁^者
- 一 右借屋拾壹軒掃除米一ヶ年二凡七俵八
- 右米七俵代錢貳百四拾五匁^{但シ壹俵二付}
- 代錢三拾五匁建^二_而
- 一 空地借賃壹ヶ年二錢貳拾六匁宛
- 右三口合壹ヶ年二錢七百九拾九匁八
- 右山笠当番より又当番近年限九ヶ年^二_而右仕組
- 錢高凡七貫百九拾壹匁ハ此分ヲ左之通建錢ニ仕置候事
- 一 六錢六貫五百目ハ⁽⁴⁹⁾ 山笠仕立備分
- 外二錢八百目ハ御渡り錢
- 合^而錢七貫三百目辻 右山笠仕立料
- 一 錢六百九拾壹匁ハ

右山より山迄九ヶ年之間借家修覆料備分
但シ自然非常等之節ハ右建錢之内より用^可遣^可致候事
右之通相定置候得共閏月等有之節ハ右壹ヶ年錢高
相増候且又借屋居住之家内人数多少ニより掃除米俵
数増減可有之候此段ハ其時々之都合^二_而可取斗候事

これをみると御渡り錢以外の山笠仕立銀は全額仕組銭で賄うとされて
いる。また、これまでは「諸当番」が問題にされていたが、この仕組は
実際には山笠当番の費用のみに關係している。それだけ山笠当番の頻度
と費用が多かったからであろう。

また、仕組銭の計算が九年分でなされている。行町は土居町流におい
て山笠当番を七回に一度勤めることになっていた。通常、この町が勤め
て来るので、この町は普通は八年間隔で山笠当番を勤めていた。しかし
稀に、行町の山笠当番年と次の山笠当番年の間に二回能奉納の役目が土
居町流に回って来ることがあった。つまり行町が勤める山笠当番年の翌
年に土居町流が能奉納の担当になれば、能奉納の担当は七年で七流を一
巡するので、次の行町の山笠当番年の前年にも土居町流に能奉納の役目
が回って来る。この場合には、行町は九年間隔で山笠当番を勤めた。

●を行町の山笠当番年、◎を土居町流の能奉納担当年、○を行町以外
の土居町流構成町の山笠当番年としてこれを図示すると、次のようにな
る。●○○○○○○○○●◎。仕組銭の計算は、ごく稀にしか生じないこ
の九年間隔のほうでなされている⁽⁵⁰⁾。八年間隔の場合は一年分の仕組銭を
引いて予算を立てるということであろう。

ところで、一回あたりの山笠当番費用の総額を行町中がいくらと見
込んでいたのかは定かでない。一方、③で詳しく述べるが、片土居町は
文久元（一八六一）年に山笠当番を勤めたさい、その費用として総額六

七七貫六五六文を用意した。他に総収入あるいは総支出の書かれた近世史料はないが、他流や他町への対抗心から多少の無理をしても金をかけて山笠奉納に努めたと思われるので、この数値は文久元（一八六一）年ごろの山笠当番費用の総額として極端に低いものだったとは思えない。天保九（一八三八）年ごろにはもう少し低い額だったかもしれないが、ひとまずこのぐらいの額を天保九（一八三八）年当時の行町でも山笠当番費用の総額と見込んでいたと仮定する。もとより、やや難のある史料操作であることは承知している。

註（49）で述べたように、「定」では錢六〇文を銀一匁相当としていたので、山笠仕立備分の六貫五〇〇目（匁）は三九〇貫文に等しい。この額を山笠仕立銀に用いるという規定であるから、当番費用全体の約五七・六パーセントが仕組銀から支出されることになる。仕組銀を規定どおりに徴収することに町中が意を払ったのは、当番費用全体にたいする仕組銀の割合が高かったからにはかならない。

これに御渡り錢八〇〇目を加えた七貫三〇〇目（＝四三八貫文）で見ると、当番費用全体の約六四・六パーセントが山笠仕立銀ということになる。江戸後期の山飾りがいかに多額の金を要していたのが窺える。行町の実際の予算総額がここで仮定した平均総額と若干異なっていたとしても、山笠当番の費目のうちで最も額の大きかったと思われる山笠仕立銀のほとんどを仕組銀で賄うことにしたという解釈までを変える必要はあるまい。

三節 仕組借屋の構成と小間割法

先に省略した第一条の注釈文をここで引用し、続けて「今度買求候借家券帳写」「大工棟梁定」「売渡申證文之事」を引用する。なお、書類間の間法はここでも京間である。

右家屋敷買求一件二付、右桶屋宮崎嘉平儀、対町中甚以不実之次第有之、於相糺八同人儀当町居住も難相成程之儀二有之候処、右三平太方より、嘉平儀不宜次第も可有之候得共、其段差捨具候様重畳頼ミ有之候間、無餘儀此節ハ相糺不申候、依之、已後町中之儀二付^而ハ、如何体之儀^二も嘉平儀老人ハ指除ケ申候、勿論石体之者二付、此節之出金^一も不差出候二付、以来諸当番之節、同人方ハ勿論外二同人借屋三軒有之、都合四軒分ハ諸当番入目錢出財為致可申候、尤借家借り主より不及出錢、矢張家主嘉平手元より出錢致シ候様、堅く取斗候、尤右入切高、町中小間二割、其割合ヲ以出錢致させ可申候、此段、永々町中相心得居候事

但シ同人儀当番事出方等ハ町並二相勤させ可申候、勿論諸公役等も可為町並候事

今度買求候借家券帳写

岡側

- A 一 表口式間ハ 入拾七間 町中抱
 - B 一 同巷間半ハ 入拾七間 右同断
- 此所ニ表口巷間入十七間井土地有
- 右三ヶ所入奥二借家六軒 但シ仕組分

濱側

- C 一 同式間 入式拾巷間ハ 町中抱
 - 右入奥^二横式間入五間ハ宮崎嘉平抱
 - D 一 同式間五尺 入式拾巷間ハ 町中抱
 - 右入奥^二横式間五尺入五間ハ宮崎嘉平抱
- 右式ヶ所表口ヨリ裏奥迄借家五軒
- 此入奥^二空地横四間五尺入四間半五寸
- 右地借賃一ヶ年二錢式拾六匁ハ此分先ニも出ス

已上借家拾壹軒也

行町年寄

勇七殿

大工棟梁定

一 東側借家六軒ハ 棟梁大工 成田喜平

一 西側借家五軒ハ 棟梁大工 成田文右衛門

但シ空地分共ニ

右拾壹軒借屋後年如何体之儀有之候共合券申儀

決(案)不相成候定ニ候条町中者勿論右大工故事ニ得其

意候事

春田三平太ヨリ家屋鋪売渡證文写左之通

売渡申證文之事

a 一 表口式間 入拾七間

此入之内三間半七寸嘉助抱也

b 一 同壹間半 入拾七間 残り拾三間式尺五寸五歩ハ此節御町中抱ニ相成分

c 一 同貳間 入拾六間

d 一 同貳間五尺 入拾六間

右拙者抱家屋鋪天満宮御社共ニ、依御相談代金五拾五両壹歩三朱
ニ此節御町中江売渡、代金髓ニ受取申候処、相違無御坐候、御券帳
之儀ハ来春早々相直シ可申候、然ル上ハ右売渡申候処、違乱之儀為
無之、一札差遣取置候、仍而売渡證文如件

売主

春田三平太 判

天保九年戊八月

口入

桶屋 嘉平

注釈文では、宮崎が貸屋買取にさいして町中にたいしてならかの不
実なことをしたため、町中が彼にたいして二つの制裁措置を定めたこと
が記されている。

第一は、宮崎を町中から除く、つまり町の運営から外すというもので
ある。さらに彼が今回の貸屋買取にさいしても一銭も出金しなかつたと
責めたのち（宮崎には出金の義務があつたことになる）、第二の制裁措
置が定められている。それは、宮崎本人の居宅にかかる諸当番費用に加
えて宮崎所持の貸屋三軒にもこの費用を課し、これを宮崎に出金させる
というものである。この措置については（三）で詳しく考察する。

さて、「今度買求候借家券帳写」の屋敷四筆を図2の屋敷に同定して
みよう。家屋の形態などに変化はあるが、屋敷の大きさと井土地の存在
からみて、A・B・C・Dがそれぞれ16・17・18・19に当たるのは疑い
ない。これらの屋敷はさらに、「売渡申證文之事」のa・b・c・dに
それぞれ対応するが、C・Dとc・dとは、数値の面で見ると食
い違いがあるようにみえる。これについては（二）で説明する。

ここで仕組借屋とその周辺を図3で示しておく。アラビア数字は図2
の屋敷番号と同一である。なお、「売渡申證文之事」に記された天満宮
（祠であろう）の位置は不明で、図から省いた。

（一）屋敷A・B

まず、「今度買求候借家券帳写」のA条とB条において、それぞれの
貸屋数が書かれておらず、一括して貸屋が六軒と書かれている点につい
て述べる。これは、本来二筆の屋敷であるはずの17ⅡBと16ⅡAに跨つ
て、その入奥（裏屋敷）に貸屋が六軒立っていたことを示している。文

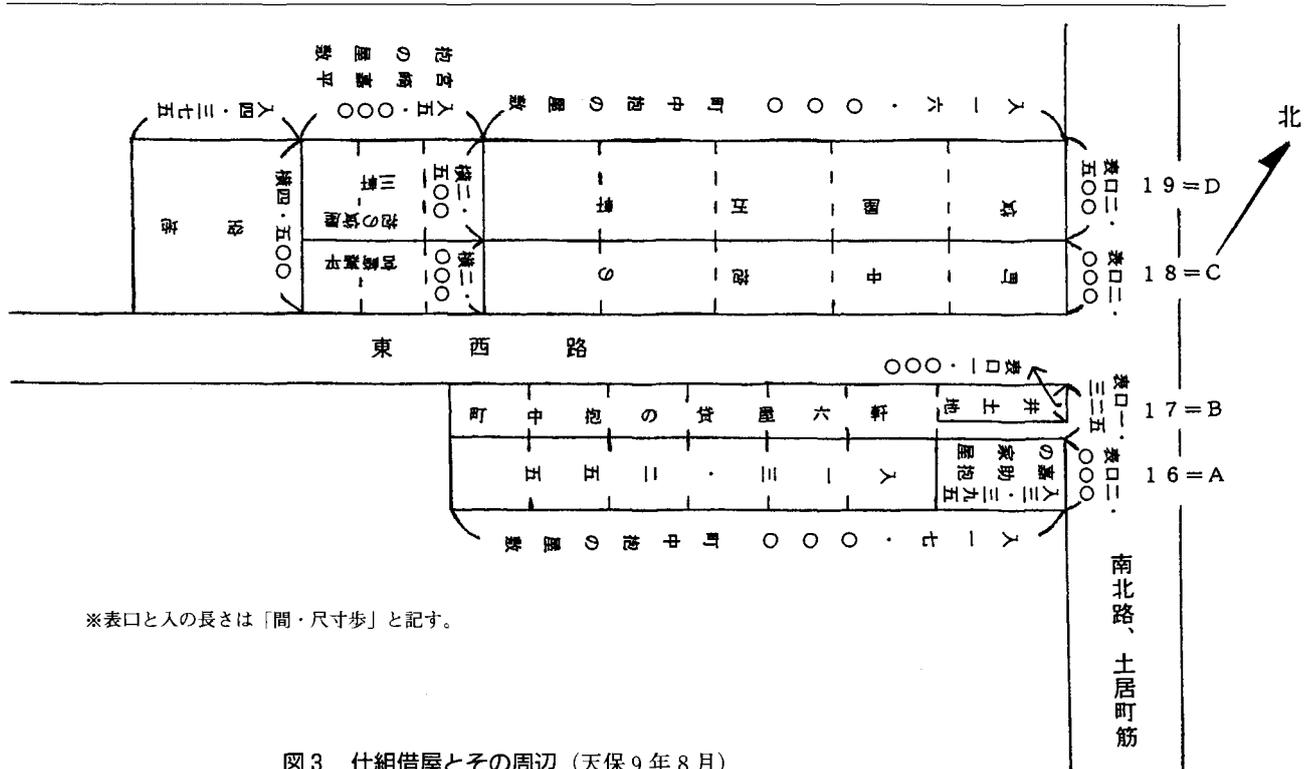


図3 仕組借屋とその周辺 (天保9年8月)
「石橋源一郎資料 (追加分)」2028と「櫛田神社文書」912より作成

政六(一八二三)年に、掛町筋に面していた1から2へと六軒の家屋の事実上の人が延びていたのと同じ形である。その文政六(一八二三)年には17=Bにも家屋が六軒あったが、あるいはこの六軒が仕切りを変えずにそのまま16=Aに延びていったのかもしれない。いずれにせよ、この東西路での営業も掛町筋と同様に利益の高いものとなっていたため、天保九(一八三八)年までには家屋の事実上の人が17=Bから16=Aへ延びていったと判断できる。

次に「抱」という語について述べる。通常、町人地の「抱」には三つの意味がある。①家主が自己の居住以外の目的で所持している家屋。この場合、家主が地主と同一人物であるか否かは関係なく、単にその家屋が家主の居宅ではないということを示している。②地主が自己の居住以外の目的で所持している屋敷。③地主が自己の居住以外の目的で所持している家屋敷。

ただし「宝永録」ではこのほかに、居宅であるか否かに関係なく、家主が所持している家屋を「抱」と総称している箇所がある。これを④とするが、この場合、家主が居宅以外に家屋を所持していなければ「抱」は居宅を意味することになる。これについては四節で詳しく述べる。

さて、文政の各町の絵図では「抱」はほとんど家主名の下に書かれており、したがってほぼ常に④の意味で使われている。「行町絵図」にかぎっていえば、「抱」は例外なく家主名の下に書かれており、全て④の意味である。一方、地主名を記した土地台帳である「宅地券帳」を写した「今度買求候借家券帳写」では、「抱」は全て⑤の意味で使われている。

その「今度買求候借家券帳写」では、まず16=Aと17=Bの大きさを示し(17=Bの表屋敷は井土地と重なっているが、両者の表口は別立てで記されている)、さらにそれらが全て町中抱の屋敷であることを記し、最後に17=Bと16=Aの両方の裏屋敷に跨って貸屋が六軒あるとしたう

えて、それらは「但シ仕組分」であるとしている。

ところが、「売渡申證文之事」のaの脇書には「此人之内三間半七寸嘉助抱也／残り拾三間式尺五寸五歩ハ此節御町中抱ニ相成分」とある。17ⅡBと同様、16ⅡAも屋敷全体が春田から行町町中に売却されているので、この屋敷は全て町中抱となったはずである。したがって脇書の「嘉助抱」と「町中抱」は屋敷の所有ではなく、家屋の所有を指している。間数はそれぞれ嘉助と町中が利用している土地の長さということである。

嘉助は以前から16の表屋敷を春田から借りており、町中が16・17全体の地主となったあとはこれを町中から借り続ける形となったのである。16・17の裏屋敷に立っている春田所有の貸屋六軒も町中の所有へと替わったが、16の表屋敷には、明記はされていないものの、嘉助所有の家屋が立っていた。16・17の裏屋敷に立つ貸屋六軒を「但シ仕組分」であるとわざわざ断っているのは、町中の所有地であったにもかかわらず、17の表屋敷に山笠当番用の仕組借屋とは異なる嘉助所有の家屋が立っていたため、それとの区別を明確にしたからであろう。

(二) 屋敷C・Dの表部分

屋敷が表部分と裏部分に分割所持されている場合、「宅地券帳」では、本文と脇書に分けて次のように記載されている。

本文の上段には一筆全体の表口の間数と入の間数が記され、下段には表部分の地主の姓名とその取得年月日が記され、さらにそれが抱屋敷であればその旨も記される。脇書の上段には裏部分の横の間数と入の間数が記され、下段にはその地主の姓名とその取得年月日が記され、さらにそれが抱屋敷であればその旨も記される。また裏部分自体がさらに細分されて複数の地主に所持されていれば、その区画ごとに同様の事項が記される。表部分も裏部分も所有権が移譲されれば、下段に新たな所有関

係を記した貼紙が貼り重ねられていく。ようするに表部分そのものの大きさは記されず、全体の大きさから裏部分のそれを引いた値が表部分の大きさとなる。屋敷の形態の変更や所有権の移譲があれば、各町・町役所（町奉行所）・年行司役場に保管されている三冊の「宅地券帳」の当該記載事項をそれぞれ貼紙で書き改める⁽⁵¹⁾。

取得年月日こそ写されていないものの、「今度買求候借家券帳写」のC条とD条はこの書式で記されており、全体から裏部分の宮崎抱の分を除くとそれぞれ表口二間・入一六間と表口二間五尺・入一六間の表部分となる。これが町中抱の屋敷で、「売渡申證文之事」のcとdの数値に一致し、食い違いはない。つまり春田家では文政六（一八二三）年三月以降に18ⅡCと19ⅡDを分割し、それぞれの裏部分を宮崎嘉平に譲渡していたことになる。

「右式ヶ所表口ヨリ裏奥迫借家五軒」とあるのは町中抱の屋敷に立つ家屋のことで、家屋自体も町中抱である。18ⅡCと19ⅡDもそれぞれで貸屋敷を書くのではなく、一括してその数が記されている。18ⅡCと19ⅡDに跨って貸屋が立っていた形である。17ⅡBと16ⅡAの場合と同様、東西路での営業の利益の高さに伴い、家屋の事実上の入が18ⅡCから19ⅡDへと延びていったのである。

(三) 屋敷C・Dの裏部分と小間割法

注釈文にある、宮崎にたいする第二の制裁措置について述べる。この措置は行町がもともと諸当番の費用をどのように工面していたのか、その方法ともかかわっている。

「以来諸当番之節」には、宮崎本人の居宅にかけられている諸当番費用に加え、宮崎所持の貸屋三軒分の諸当番費用についても「借家借り主より不及出銭、矢張家主嘉平手元より出銭」させるよう取り計らう。その額については、「尤右入切高、町中小間二割、其割合ヲ以出銭致させ

可申候」とある。ここでの「家主」は「家主兼地主」の意味で、「町中」は「町内全域」の意味である。

これは先にみた、福岡藩による定切銭の徴収法とよく似たものである。宮崎所持の貸屋にかけられる額（入切高）は、ある額を町内の屋敷の総小間で割って弾き出された基準値から算出し、これを地主である宮崎に出金させるとしているわけである。規模と内容からみてこのやり方は明らかに宮崎の制裁用に新たに設けられたものではなく、行町が以前から町内の全屋敷に用いていたものと判断できる。ある額とは町内の諸当番費用であり、行町ではこれを小間割にしたうえで各屋敷の負担分（入切高）を算出していたのである。⁵²⁾

そして制裁措置としての宮崎所持の貸屋にたいする新たな徴収にこの方法を転用していることから、この方法が仕組借屋設置後も利用されたことは明らかである。

つまり山笠仕立銀については少額の御渡り銭と多額の仕組銭でこれを全額賄うことになったので、それ以外の山笠当番の費目と兒子仕立銀（御渡り銭分）以外の兒子当番費用については引き続き小間割法で集めることにされたということである。付け加えると、二節で軽く触れた、従来から行町に居住している地借・店借の今後の負担分も、やはり残りの両当番費用の一部とされたのであろう。

さて、小間割法は屋敷の表口間数にもとづく徴収法である。ということは従来、宮崎所持の貸屋三軒にはこの徴収法は適用されていなかったわけだから、それらが表口を持たない裏屋敷に立つ貸屋であったことがわかる。すなわち図3に示したとおり、宮崎抱の貸屋は三軒とも角屋敷の裏部分に立っており、事実上の表口は東西路に面していたことが確認できる。

町中は、本来なら町中が負担すべき18ⅡCと19ⅡDの表口にかかる入切高については、その裏屋敷の地主である宮崎に負担させることにした

のである。⁵³⁾

なお、但書では、宮崎は町中の構成員から外れても、祭礼当番時の出方（具体的な内容は不明）など、町並Ⅱ表屋敷所持者が果たすべき負担は勤めるようにと定めている。行町の当番にさいして他町居住の不在地主が出方を勤めたはずはないので、出方については町並のうちでも居付地主のみがこれを勤めていたと考えられる。

四節 出金帳の分析

この節では、まず「今度出金面々姓名并銘々抱家軒数」（以下、出金帳という）を引用し、検討を加える。そのあと保管規定と町年寄・助役・組頭取の連署を引用する。

| 今度出金面々姓名并銘々抱家軒数 | | | |
|-----------------|----------|----|--------|
| 一 | 金 四 両八 | 貳軒 | 樋口 勇七 |
| 一 | 同 壹 兩貳歩八 | 壹軒 | 中村喜右衛門 |
| 一 | 同 拾 兩八 | 五軒 | 五十嵐喜八 |
| 一 | 同 五 兩八 | 貳軒 | 五十嵐太兵衛 |
| 一 | 同 四 兩八 | 三軒 | 高木 伊助 |
| 一 | 金 壹 兩貳歩八 | □□ | 五十嵐孫兵衛 |
| 一 | 同 壹 兩貳歩八 | 壹軒 | 中村利平次 |
| 一 | 同 貳 兩貳歩八 | 貳軒 | 平山 宗助 |
| 一 | 同 六 兩八 | 六軒 | 古賀 宗七 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 入江 新藏 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 成田 喜平 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 日高 平吉 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 成田文右衛門 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 梅野 千藏 |

| | | | |
|---|----------|------------|--------|
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 成田 善兵衛 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 柴田 源助 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 木下 嘉助 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 小寫 太吉 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 宮崎 清作 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 吉永藤右衛門 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 南良山茂平 |
| 一 | 金 壹 兩八 | □軒 | 山寄長兵衛 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 岡部 勘助 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 斎藤 平次 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 早川 治平 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 相葉 徳次 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 神田 利吉 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 園田 小七 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 白水八右衛門 |
| 一 | 同 壹 兩八 | 壹軒 | 渡辺 源藏 |
| 一 | 同 三 兩八 | 貳軒 | 高田 玄桂 |
| 一 | 同 壹 兩貳歩八 | 弘化四年未正月二戴ル | 河内 卯助 |
| 一 | 同 壹 兩貳歩八 | 嘉永元申六月書戴ル | 壹軒 |
| 一 | 同 貳 歩八 | 壹軒 | 白水吉右衛門 |
| 一 | 同 貳 歩八 | 壹軒 | 久光 亦七 |
| 一 | 同 貳 歩八 | 壹軒 | 成田 善吉 |
| 一 | 同 貳 歩八 | 壹軒 | 谷寄 太七 |
| 一 | 同 貳 歩八 | 壹軒 | 篠崎甚右衛門 |
| 一 | 金 貳 歩八 | □ □ | 宮寄 長平 |

右嘉平甥宮崎長平儀、前文之都合ニ付除ケ置候得共、嘉平一族
 堅町中米屋嘉藏より段々町中^江及断出金帳ニ差加へ呉候様相談

有之候ニ付、弘化二年巳五月八日ニ無餘儀此帳面ニ書戴セ候事

これらの出金者がどのような人物であったのか、換言すれば出金資格はどのようなものであったのが、第一の問題になる。

「宝永録」第一条に「町中之面々殊外相励ミ出金」したとあり、さらに出金帳の題名に「抱家軒数」とあることから、⑦行町の町中を構成している者、④行町に抱の家屋を所有している者、の二つは同義であり、彼らが出金者であったことがわかる。これをもっと具体的にみていこう。

⑦はもちろん、不在地主は出金していなかったという意味である。これは城戸与三右衛門の例から確認できる。この人物は文政六(一八二三)年三月ごろの図2「行町絵図」に屋敷番号41の地主として出ているが、その家屋は米屋伊兵衛抱で宿屋となっている。そして城戸の名は他にはいっさい出ていないので、断言はできないが不在地主であった可能性が高い。くだって明治五(一八七二)年一〇月にも城戸与三右衛門(同一人物が同名の後裔かは不明)が同じ屋敷を所有しているが(後掲の図4を参照)、翌一二月に至って彼はこれを平山惣助に売却し、その譲渡書類に居町を古溪町(古溪町とも。西町流所屬)と記している。以上のことからみて、天保九年(一八三八)八月までに城戸が出金していないのは、この時点で不在地主であったからだと解釈するのが妥当である。

④についてはまず、五十嵐孫兵衛・山寄長兵衛・宮寄長平の条に注意する必要がある。この三条はいずれも軒数が判読できないが、しかし彼らの出金額(順に一兩二歩・一兩・二歩)を他の人物の条で確認すると、いずれも一軒の所有者の出金額である。したがってこの三人の軒数も各一軒と判断できる。また、河内卯助の条には軒数が書き漏らされているが、これも一兩二歩という出金額からみて軒数は一軒であろう。

そうすると、出金帳には合計で五三軒、三八人の記載があるということになる。このうち宮寄長平の条は本文も脇書も全て異筆で、後年の加

筆である。これを除けば、出金帳作成時には五二軒、三七人の記載があったことになる(すぐあとで理由は述べるが、河内卯助とその家屋、白水吉右衛門とその家屋は除く必要がない)。

ここで考えるべきは、「抱家軒数」が正確なところ何を意味しているかである。

天保九(一八三八)年八月ごろの行町には右の五二軒とは別に、宮崎嘉平の居宅一軒と貸屋三軒、およびこの時点ではまだ春田三平太の所有であった貸屋一軒の、計一五軒があったことが知られる。これらも合わせれば、少なくとも六七軒の家屋がこのころ存在していたことになる。一五年前の文政六(一八二三)年に「行町絵図」に描かれていた居宅は五一軒でそれ以外の家屋は二軒であった。以上の六二軒は表店であった。また、このとき更地が七筆あった。一方、時代は下るが慶応元(一八六五)年冬に行町で連上銀賦課職に就いていたのは五六人であることが、「店運上帳 土居流」から知られる。連上銀免除職に就いていた者が数人はいたであろうから、店舗を構えていた営業者は全部で六〇人強であろう。さらに明治一二(一八七九)年一月一日の福岡区役所調べでは、行町の世帯は「本籍六十五戸(平民)」であった⁽⁵⁵⁾「三原編 一九八〇(一八八〇)三〇〇」。

これらの数値からみて、出金帳の「抱」は前述の①の意味である。五二軒には出金者三七人の居宅が含まれており、軒数が「老軒」と書かれている条ではその老軒が家主の居宅という解釈である。同じく数値からみて、六七軒はいずれも表店である。

以上の解釈をさらに木下嘉助の例から確認しておく。出金帳には他に嘉助という人物はいないので、木下嘉助は「売渡申證文之事」に記された嘉助と同一人物である。したがって木下所有の家屋一軒とは、前述した16ⅡAの表屋敷に立っていたものを指す。16ⅡA全体の地主は行町町中であったが、嘉助はその表屋敷の上に立つ家屋の家主であり、そこ

に居住していたと結論できる。つまり「売渡申證文之事」に記された「嘉助抱」も出金帳の「抱」と同様に①の意味である。したがって屋敷の所有にはなく、この家屋の所有にたいして出金の義務が課せられていたことがわかる。

以上を要約すると、行町に居住し、かつ行町に表店を一軒でも所有している者に出金資格が与えられていたということになる。この条件に合えば地主でも地借でも出金しなければならなかったわけである。

ところで天保九(一八三八)年八月までの出金者と出金額の合計はそれぞれ三五人と六二両である。出金額は春田三平太への支払額五五両一步三朱を若干上回っている。そしてこの時点で春田への支払いが済んでいたにもかかわらず、後年、河内卯助・白水吉右衛門・宮崎長平がそれぞれ一両二歩・一両二歩・二歩を町中に出金している。これは何を意味しているのだろうか。これが第二の問題になる。

河内卯助は文化一一(一八一四)年に福岡藩領の鞍手郡植木村に生まれ、時期は不明だが行町に転入し、吉野屋と号して幕末には富商となった人物である⁽⁵⁶⁾。彼の条は氏名の箇所だけは前後の条と同筆であり、出金帳作成の時点ですでに表店を所有しており出金予定者とみなされていたことがわかる。しかしこのころにはまだ富裕ではなかったのか金策がすぐにはつかなかつたらしく、弘化四(一八四七)年正月に至つてようやく出金した。

白水吉右衛門という人物にかんしては不詳だが、彼の条についても氏名の箇所だけは前後の条と同筆であり、出金帳作成の時点ですでに表店を所有しており出金予定者とみなされていたことがわかる。実際に出金したのは嘉永元(一八四八)年六月である。

宮崎長平は宮崎嘉平の「甥」とされているが、これは「悻」の誤記であろう。「宝永録」の補論すなわち天保一一(一八四〇)年六月執筆部の数箇所に、長平とその兄弟の嘉吉が嘉平の悻である旨が記されている

からである。補論は、この兄弟が春田三平太（このときまでに三右衛門と改名していたとある）などの協力を得て、嘉平と町中との和熟を成立させた次第を記したものである。⁽⁵⁸⁾和熟にさいして兄弟は、「表口壱間六尺入拾四間 但シ久光又七抱分引残正ミ」という「私名前之家屋敷老軒」を行町町中に無料で譲渡するとした、連名の「譲渡證文」を同年同月に町中に提出している。⁽⁵⁹⁾町中はこれを受け容れ、これ以後は「嘉平儀町中可為同様候事」と定められた。

ところが長平が出金したのはこの和熟成立から五年も経った弘化二（一八四五）年五月のことである。彼の条は全て後筆なので、町中が彼を出金予定者とはみなしていなかったことがわかる。また、出金帳には嘉平と嘉吉の条は存在しない。宮崎親子にはもともと出金の義務は課せられていなかったのである。それにもかかわらず長平は出金を望んだらしく、一族の者による執拗な仲介がなされている。町中の方はといえば、この度重なる仲介で「無餘儀」長平にこれを認めたのであった。⁽⁶⁰⁾

この三例から、仕組借屋にたいする出金は町中の構成員としての資格を保証する意味合いがあったと結論できる。だからこそ、仕組借屋買収から数年経ったあとでもこの出金がなされているのである。後年の出金分は、町溜まり金にもなったのであろう。

他所からの転入者であった河内卯助にとって、町中の構成員であることを示すことは重要であった。また、嘉平の地位が一応回復したにもかかわらず、町中が息子の長平になかなか出金を許さなかったという事実は、町中がまだなお嘉平に不快感をもっていたということを示している。それゆえに長平もまた、この出金を認めてもらうことで町内における自分の地位を確保しなければならなかったのである。

ところで、ここまでの本節の分析を踏まえて「宝永録」を読み返すと、第一条の注釈文の「町中小間二割」という箇所を除けば、「町中」はいずれも町内居住の表店の家主の意味で使われていることがわかる。表地

借は店借と同様、小間割法とは別の徴収法で諸当番費用を負担していたと考えられるが、その一方で彼らは居付地主とともに町中を構成していたのである。

したがって「六月祇園会山笠当番并松離子兒子当番二付^而ハ、其年之町中録分也、出財有之儀二付、時節柄二より候^而間二^者困窮之輩も有之候」という第一条の本文から、表地借が以前から居付地主に近い立場で諸当番の運営にかかわっていたことと、表地借にとっても諸当番費用の負担が重かったことが読み取れる。前者の事情からして、表地借が居付地主とともに山笠当番費用にかかわる貸屋買収に出金するのは当然の義務であったといえる。また後者は、おそらく表地借が店借よりは多く諸当番費用を負担していたことを意味しているのであろう。

近世都市において各町の町中を構成していたのは本来は居付地主だけであった。しかし周知のように、居付地主の減少とそれに伴う不在地主・借屋人の増加によって、不在地主の代理としてその抱の家屋敷を管理する家守が町中に加わったり、借屋人が町の運営にたいする発言力を増していった事例が多くみられる。

これに即していえば、行町では天保九（一八三八）年までに町中の構成員が町内居住の地主から町内居住の表店家主へと変化・拡大していたということになる。これは、居付地主と不在地主の、とくに前者の抱屋敷が増加したため、表屋敷の地借によって商工業を営む人間が増加した結果と考えられる。そのため町中が運営する諸当番についても、もともとは居付地主だけがこなっていたと思われるが、後に表地借も加わるようになっていったと考えられる。天保九（一八三八）年の時点で、仕組銭の不足分は居付地主のみが出金することになったと推測され、また当番の出方などは居付地主のみがずっと果たしていた。以上のことは、町中がもともと居付地主だけで構成されていたことを反映しているように。

ここで再び「宝永録」第八条に目を向ける。今やこれが他町出身者に

よる表店の買い取り・借り受け居住を念頭に置いた規定であると確認できる。また、もともと行町で諸当番費用を負担していた地借・店借とは表店居住者だけであり、裏店居住者は含まれていなかったことも確認できる。

さて、本論の末尾にある保管規定と町年寄・助役・組頭取の連署は以下のとおりである。

一 永代仕組之儀ニ付、規定書右之通相認置候、然処、此書面後年自然切損シ又ハ紛失杯も可有之哉ニ付、同書九冊相認左之通書請持ニ致シ置候事

請持

| | |
|-------------|----------|
| 樋口 勇七 印 | 樋口 勇七 印 |
| 中村喜右衛門 印 | 中村喜右衛門 印 |
| 入江 新藏 印 | 入江 新藏 印 |
| 成田 喜平 印 | 成田 喜平 印 |
| 日高 平吉 印 | 日高 平吉 印 |
| 平山 宗助 印 | 平山 宗助 印 |
| 五十嵐孫兵衛 印 | 五十嵐孫兵衛 印 |
| 五十嵐喜八 印 | 五十嵐喜八 印 |
| 古賀 宗七 印 | 古賀 宗七 印 |
| ノ 九人 | |
| 年寄 樋口 勇七 印 | |
| 助役 中村喜右衛門 印 | |
| 組頭取 入江 新藏 印 | |
| 同 成田 喜平 印 | |
| 同 日高 平吉 印 | |

天保九戊戌年九月吉祥日

古賀宗七請持分

同 久光 亦七 印
同 平山 宗助 印
已上

五節 天保九（一八三八）年八月ごろの居付地主と不在地主

図4は明治五（一八七二）年一〇月時点での行町の屋敷割と地主の姓名を判明するかぎりで示したものである。⁽⁶⁾ アラビア数字は図2の屋敷番号と同一である。境界が文政六（一八二二）年三月ごろと若干変化している屋敷もあるが、それにも同じ番号を振ったうえで、もとの境界の表口部分を土居町筋上に点線で示した。このほか、矢印・黒三角形・片仮名も筆者による補足である。丸括弧の記述は筆者による補足または原図の記載事項の要約である。

この図では、地主の姓名は記されているが居住者の名前はない。さらに居付地主と不在地主の別はこの図だけでは判明しない。

ところで、文政六（一八二二）年三月ごろの行町には皆無であった、表部分と裏部分で地主の異なる屋敷が多くみられる。このような場合、小間割法による諸当番費用は表屋敷の地主が負担していたことになる。

ここで、天保九（一八三八）年八月ごろの行町において誰が表屋敷（または一筆全体。以下、同じ）の居付地主であったのかを考えてみたい。これについて直接記している史料は見当たらないが、以下の三段階の史料操作をおこなうことである程度までは答えが出せる。

まず、これはすでにおこなった操作であるが、文政六（一八二二）年三月ごろの地主を図2から把握する。次に図2の地主と同姓の者で、天保九（一八三八）年九月作成の出金帳にも記載されている人物を確認する。出金帳に記載されている者は同年八月ごろの行町居住者にして表店

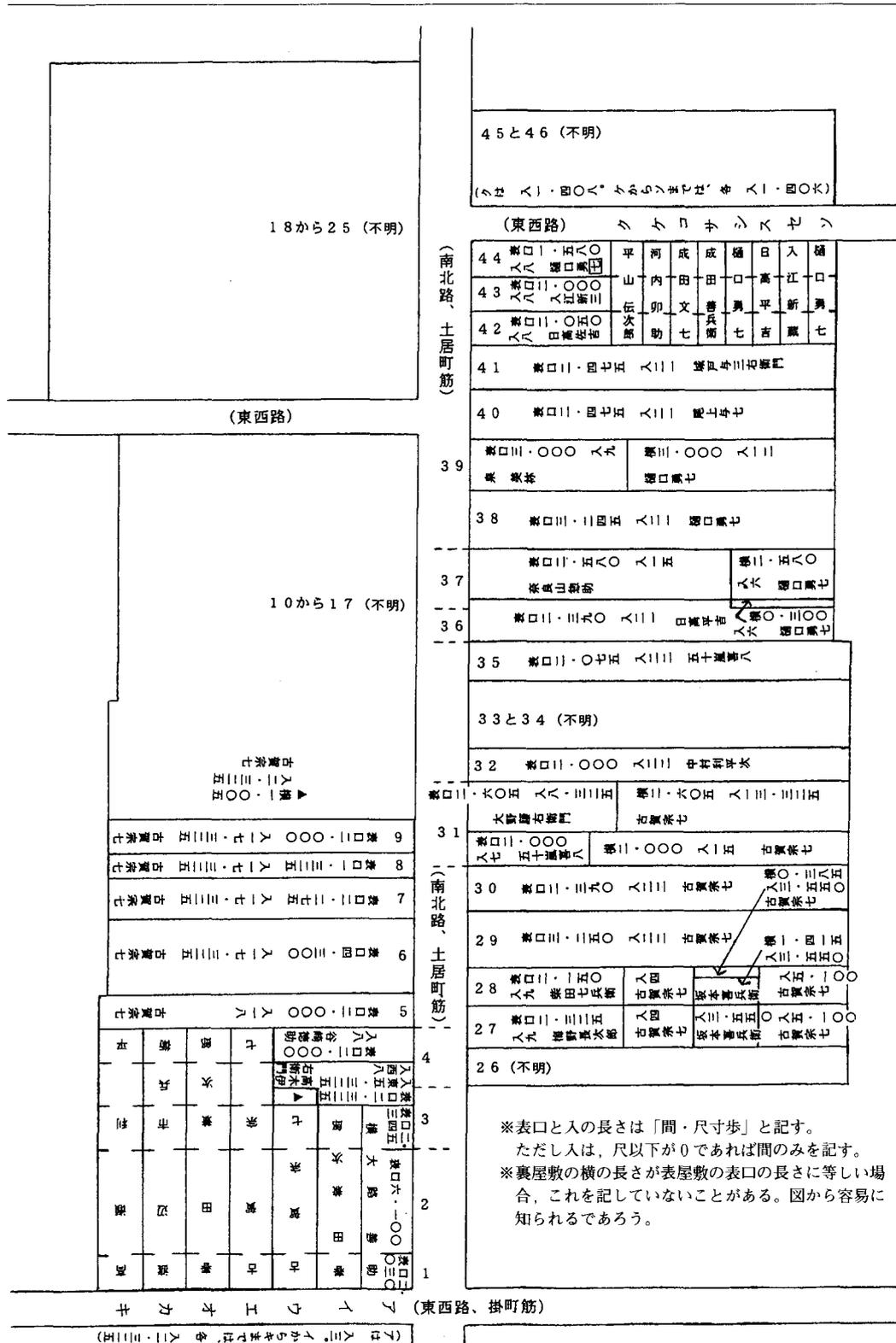


図4 行町復元図 (明治5年10月)
「榊田神社文書」930-14-5-1、930-14-5-2、932より作成

所有者である。最後にその同姓の者が、明治五(一八七二)年一〇月に表屋敷の地主であったかどうかを図4から把握する。

文政六(一八二三)年三月ごろの地主の家系に属する者が明治五(一八七二)年一〇月に表屋敷の地主であり、かつ両時期の所有屋敷に重複しているものがあれば、その家系はこの半世紀の間、行町の表屋敷の地主であり続けたと考えて間違いない。いったんある屋敷を売却してから

表3 慶応元(1865)年冬改の行町の運上銀賦課額
「櫛田神社文書」843-10より作成

| 職業・屋号 | 名 | 営業内容 | 運上銀(匁・分) |
|--------------------------|---------|---------|---------------|
| 三原屋 柳川屋 更砂屋 肥後屋 | 長平 門助 | 職 鈍店 | 5.0 |
| | 右衛門 嘉助 | 桶温 代鍛 | 10.0 |
| | 喜平 源平 | 呂物 冶 | 30.0 |
| | 平右衛門 甚利 | 職 蕪 | 3.0 |
| | 兵衛 平兵衛 | 職 蕪 | 10.0 |
| | 七次衛 助吉 | 櫛 も の 職 | 7.0 |
| | 七次衛 助吉 | 藍 染 | 11.0 |
| | 七次衛 助次 | 呉 服 店 | 175.0 |
| | 七次衛 助八 | つ き 米 | 8.0 |
| | 七次衛 助七 | 粧 紅 絞 | 20.0 |
| 紅米屋 米屋 米屋 米屋 | 右衛門 藏助 | 給 店 | 5.0 |
| | 兵衛 市吉 | 色 紺 屋 | 20.0 |
| | 兵衛 市吉 | 豆 腐 | 3.0 |
| | 右衛門 甚清 | 炭 小 売 | 5.0 |
| | 右衛門 甚清 | 石菓 志桶 | 12.0 |
| | 兵衛 市瀬 | 炭 小 売 | 6.6 |
| | 兵衛 市瀬 | 炭 小 売 | 5.0 |
| | 兵衛 市瀬 | 炭 小 売 | 5.0 |
| | 兵衛 市瀬 | 炭 小 売 | 3.0 |
| | 兵衛 市瀬 | 炭 小 売 | 3.0 |
| 新菊屋 紅屋 白銀師 か吉 | 利徳 市重 | 白 銀 細 工 | 3.0 |
| | 兵衛 市重 | 鍛 冶 職 | 3.0 |
| | 兵衛 市重 | 鍛 冶 職 | 2.0 |
| | 兵衛 市重 | 鍛 冶 職 | 3.0 |
| | 兵衛 市重 | 鍛 冶 職 | 3.0 |
| | 兵衛 市重 | 鍛 冶 職 | 3.0 |
| | 兵衛 市重 | 鍛 冶 職 | 3.0 |
| | 兵衛 市重 | 鍛 冶 職 | 3.0 |
| | 兵衛 市重 | 鍛 冶 職 | 3.0 |
| | 兵衛 市重 | 鍛 冶 職 | 3.0 |
| 小計 | | | (703.6)693.6? |
| | 米よしの屋 | 酒唐 物 造 | 150.0 |
| 総計 | 太兵衛 助介 | 酒唐 物 造 | 100.0 |
| | 伊兵衛 助介 | 酒唐 物 造 | 5.0 |
| 総計 | 56人 | | 948.6 |

それを買戻したということもあったかもしれないが、これは単に一時的な所有権の喪失と考え、「地主であり続けた」ものに含める。
この家系に属する者が出金帳に記載されていれば、その人物はほぼ確実に天保九(一八三八)年八月ごろに表屋敷の居付地主であったか、あるいはその一族であったということになる。この解釈は妥当なものであろう。
また「店運上帳 土居流」の行町の項には、図4の表屋敷の地主と同一と思われる人物の名が散見される。そこで三段階の史料操作の補足として、この記述も参照することにする。なお、表3はその行町の項のうち、慶応元(一八六五)年冬改分の記載事項のみを参考までにまとめたものである。⁽⁶³⁾

以下、(A)を図2の文政六(一八二三)年三月ごろ、(B)を出金帳の天保

九(一八三八)年八月ごろ、(C)を「店運上帳 土居流」行町の項の慶応元(一八六五)年冬から明治四(一八七二)年秋、(D)を図4の明治五(一八七二)年一〇月として、天保九(一八三八)年八月ごろに表屋敷の居付地主であった家系を明らかにしてみよう。

樋口氏 更砂屋。(A)勇七が38・40を所有(居宅は38)。(B)勇七が表店二軒を所有。(C)勇七が「店運上帳 土居流」の全期間に記載。(D)勇七が38全体を所有。勇七は新たに44の表屋敷、シ・ソ、および36・37・39の各裏屋敷も所有。40は全体が尾上与七の所有に変更。

中村氏 三原屋。(A)喜右衛門が24・32・42を所有(居宅は24)。(B)喜右衛門が表店一軒を所有。利平次が表店一軒を所有。(C)利平次が

「店運上帳 土居流」の全期間に記載。なお、喜右衛門という名が「店運上帳 土居流」の全期間に記載されているが、名前のみの記載で、これだけでは中村氏かどうか判断できない。⑩利平次が32全体を所有。42は日高佐吉などの分割所有に変更。24の地主は不明。

五十嵐氏 米屋。⑨喜八が10・11・12を所有(居宅は10)。孫次(孫治)が35を所有(居宅は35)。なお、太平が15を地借または店借。⑪喜八が表店五軒を所有。太兵衛が表店二軒を所有。孫兵衛がおそらく表店一軒を所有。⑫喜八と太兵衛が「店運上帳 土居流」の全期間に記載。⑬喜八が35全体を所有。喜八は新たに、二筆に分割された31の一方の表屋敷も所有。10・11・12および15の地主は不明。

古賀氏 紅屋。⑭宗七が5から9と29・30を所有(居宅は惣平と同じく5であろう)。⑮宗七(時期からみて、おそらく⑭の惣平の改名)が表店六軒を所有。⑯宗七が「店運上帳 土居流」の全期間に記載。⑰宗七が5から9と29・30の各全体を所有。宗七は新たにウ・エ、および27・28・31の各裏屋敷も所有。

入江氏 桶屋。⑱新蔵(新三)が25・43を所有(居宅は25)。⑲新蔵が表店一軒を所有。⑳新蔵が「店運上帳 土居流」の全期間に記載。㉑新三が43の表屋敷を所有。新蔵が新たにセを所有。この両者は同一であろう。25の地主は不明。

梅野氏 屋号・職業不明。㉒長次郎が27を所有(居付地主かどうかは不明)。㉓千蔵が表店一軒を所有。㉔「店運上帳 土居流」への記載は確認できず。㉕長次郎が27の表屋敷を所有。

柴田氏 屋号・職業不明。㉖七兵衛が28を所有(居付地主かどうかは不明)。㉗源助が表店一軒を所有。㉘「店運上帳 土居流」への記載は確認できず。㉙七兵衛が28の表屋敷を所有。

奈良山氏 柳河(川)屋。㉚惣助が36(更地)を所有。嘉右衛門が37を所有(兩人とも、柳河屋後家と同じく居宅は37か)。㉛茂平が表店一軒を所有。㉜惣助が「店運上帳 土居流」の全期間に記載。㉝惣助が37の表屋敷を所有。36は日高平吉の所有に変更。なお、36と37の境界は文政のころと若干異なっている。

これをさらに絞り込んでみる。明治五(一八七二)年一〇月までに地主が変更されている屋敷については全て、その変更がいつなされたのかは、すなわち天保九(一八三八)年八月以前であったのか以後であったのかは不明である。また、明治五(一八七二)年一〇月に地主が不明である屋敷もある。天保九(一八三八)年八月ごろに表屋敷の居付地主であった者をできるだけ確実に抽出しようとすれば、これらの屋敷は除かれなければならない。これらを除くと、少なく見積もっても、問題の時期には次の八氏八人が次の一四筆の屋敷の表部分を所有していたと考えられる。

樋口勇七、38。中村利平次、32。五十嵐孫兵衛、35。古賀宗七、5から9と29・30。入江新蔵、43。梅野千蔵、27。柴田源助、28。奈良山茂平、37。

35については若干曖昧で、ひとまず孫兵衛の所有としたが、彼以外の五十嵐氏の所有であった可能性もある。しかしそれは重要ではないので、このままにしておく。

さらに、以上の史料操作とは別に、「宝永録」の記述から宮崎嘉平がこの時期に表屋敷の居付地主であったことは前述のとおりである。その居宅は註(59)②で指摘したとおり、文政六(一八二三)年三月ごろと同じく23に立っていたと考えられる。

今度はやや異なる史料操作によって、天保九(一八三八)年八月ごろに不在地主であったと思われる者を抽出してみよう。つまり図2の地主と図4の表屋敷の地主に共通する姓を把握したうえで、先ほどの操作とは逆に、そのうち出金帳に記されていない姓を探すのである。これに該当する家系は問題の時期に不在地主であった可能性が高いということになる。41の地主の城戸氏がこれに該当することはすでにみたとおりである。このほかに31の地主の大野氏(図4では31は二筆に分割されており、その一方の表屋敷の地主になっている)もこれに該当する。この操作で抽出できるのはこの二例のみである。

図4では行町全体の半分強の屋敷しか描かれておらず、図2と対照できる情報量は不十分である。そのため天保九(一八三八)年八月ごろの表屋敷の地主の別はここまでしかわからない。しかし明らかにできた分の割合からみて、行町全体でも居付地主の数のほうが多かったと判断してよい。

先に、文政六(一八二三)年三月ごろの行町では、地主数・筆数・表口間数ともに、少なく見積もってもほぼ半分は居付地主が占めていたことを明らかにしたが、天保九(一八三八)年八月ごろにもこの傾向は変わっていないかといえよう。

ところで、天保九(一八三八)年八月ごろの行町には表地借はどのくらい居住していたのだろうか。

出金帳作成時には三七人の姓名が記載されており、これに宮崎嘉平を加えた三八人がこの時点での町内居住の表店家主Ⅱ町中構成員であった。そしてこのうち宮崎嘉平を含めた九人が表屋敷の居付地主であることは

確認できた。また木下嘉助が表地借であることも確認できた。しかし残りの二八人については居付地主か表地借か確認できない。なお表店借についてもその人数を明らかにできる史料はない。というわけで、この問題には遺憾ながら答えが出せない⁶⁷⁾。

ひとまず、町中構成員に加えられる程度には表地借の人数は多くなっていたらしいという、具体的な数値のない表現を結論とするしかない。町内における表屋敷の所有にたいして、表店の所有が重要性を増していったということである。

六節 要約

いづごろ採用された徴収法なのかは不明だが、行町が天保九(一八三八)年八月以前におこなっていた山笠当番費用ならびに兒子当番費用の徴収法の中心は小間割法であった(能当番費用の徴収法については不明である)。

小間割法についてまとめると、⑦各屋敷(各表屋敷)にたいして表口の長さにおうじてその賦課額を定め、居付地主であれ不在地主であれ、その所有者がこれを支払い、①裏屋敷にたいしてはこれを賦課せず、②事実上の表口が東西路に面している角地の裏屋敷にたいしても、形式的には(土居町筋側からみれば)あくまでも裏屋敷であるのでこれを賦課しない、ということになる。

また、小間割法とは別に、表地借や表店借にもなんらかの形でいくらかの賦課がなされていた。そして表地借は表店借よりも多く負担することになっていたらしい。

しかし山笠当番については、これらの徴収法だけでは当番のたびに増加していく費用を捻出するのが難しくなっていた。ただし天保九(一八三八)年ごろの行町の経済力については残念ながらはっきりしないので、山笠当番費用の負担がどのくらい重かったのか厳密にはわからない。

それでも、居付地主と地借から成る町中構成員のなかには「時節柄二より候^間二者困窮之輩」もいたとは記されている。不在地主もいくら屋敷の所有を行町に認めてもらっているからといって、増加していく多額の費用を行町のために負担し続けることは好まなかったであろう。こうして、新しい、安定的な費用徴収法を建てることが望まれていた。

町中にとって幸運だったのは、南北路の土居町筋の他に東西路が町内に通っていたことである。掛町筋をはじめとする東西路の用益性が増していったため、これに面した角屋敷とそれに続く数筆の屋敷の利用価値も高まっていた。そこで町中は土居町下の住人春田三平太が行町に所有していた角屋敷の貸屋に着目し、天保九（一八三八）年八月にこれを三平太から買収して自ら貸屋経営に乗り出した。

貸屋買収額についてみると、この代金は春田三平太の厚意で町中の予想よりも少ない五五兩一步三朱とされた。それでもやはり大金には違いない。しかし「町中致万悦いづれも格別二出情^有之、早速右金子高相調候間、家屋鋪売主三平太方江右高金子相渡」した。

出金帳作成時に出金帳に記載された三七人のうち、三五人が天保九（一八三八）年八月までに各割当額を出金し、計六二両が準備された。各割当額には、所有する表店の数を基準におそらく各人の資産も考慮して二歩から一〇両までと大きな幅があったが、この割当は概ね妥当なものだったらしく、ほとんどの町中構成員が「早速」割当額を出金した。無論、行町の町中抱貸屋の設置のために不在地主が出金することはなかった。

買収が成立すると、町中は仕組借屋の借主に仕組銭を納めさせ、その大部分を山笠仕立銀に転用することにした。従来から行町に住んでいた表店借の負担の形とは異なり、これはあくまでも転用であって仕組借屋の借主が山笠当番費用を直接負担するという形ではない。

しかし実質的には、この借屋人が山笠当番費用の一部を負担すること

になったといえる。先に、天保九（一八三八）年当時の山笠当番費用全体に占める仕組銭の割合を、暫定的にだが、約五七・六パーセントと計算した。これは山笠当番費用の一部というより半分強である。そしてこれに約七パーセント分の御渡り銭も加えれば、山笠仕立銀についてはその全額が賄えると町中は計算した。

行町では従来、表屋敷地主層が山笠当番費用の多くを負担していたと思われるが、これが改められ、仕組借屋の借主が支払う仕組銭に大きく頼ることでこの費用を賄うことにしたことがはっきりとわかる。

仕組借屋設置以後も小間割法は引き続き用いられ、表屋敷の地主がそのままこれを負担することになった。また従来から行町に居住していた表地借・表店借も、引き続きなんらかの形で両当番の費用の一部を負担することになったと考えられる。これらによって、山笠仕立銀以外の山笠当番費用と、そして兒子仕立銀（御渡り銭分）以外の兒子当番費用が賄われたのであろう。

先の計算では、山笠仕立銀を除いた残りの山笠当番費用は、費用全体の約三五・四パーセントだけであった。したがって、表屋敷の地主の負担も表地借・表店借の負担分も以前より大幅に縮小されたことは間違いない。

行町では従来の徴収法を維持・縮小しつつ貸屋経営仕組も新設・併用し、山笠当番費用の増加への対処と従来からの当番費用負担者層の負担の軽減を図ったといえる。

貸屋買収への出金は出金者にとって一時的にはかなりの負担であったであろうし、仕組銭は出金者の私的な収入になるわけでもなかった。

しかし、とりわけ表屋敷の居付地主にとってはこの出金によって将来的には山笠当番費用にたいする自己の負担がかなり軽減されると見込まれ、好都合であった。もともと居付地主ほど負担額は多くはなかったであろうが、表地借にとっても以後の負担の軽減は好都合であった。こう

して貸屋買取にたいする出金がなされて仕組借屋が設置されたのである。その結果、山笠当番費用の負担者層が仕組借屋の借主にまで実質的に拡大し、彼らが表屋敷地主層と表地借層に替わって山笠当番費用負担の事実上の中心となった。

しかしその一方、山笠当番運営（および兒子当番運営）は町中が引き続き担当したと考えられる。山笠当番運営に必要な貸屋の買取に支出したのは町中だけであったし、この買取自体が、今後も町中が「一統心易く諸当番相調」えられるようにという目的に沿うものであった。仕組借屋の居住者は山笠当番費用を直接負担するわけではなかったから、いかに仕組銭が多額なものであっても山笠当番運営に加えられるはずもなかった。そのため当番運営者層に変化は生じなかったと考えられる。

ところで、一つ細かい疑問だが、天保九（一八三八）年八・九月の仕組借屋の設置以前の行町には、町中抱の貸屋はなかったのだろうか。文政六（一八二三）年三月ごろにこれなかったことは図2から確認できるが、それ以後はどうだったのだろうか。史料の不足でこれには答えが出せない。

ただ、かりに町中抱の貸屋が天保九（一八三八）年八月以前に設置されていたとしても、その貸屋収入は山笠当番費用以外の町内の物入りに使われたはずである。「宝永録」第一条の本文からみて、山笠当番費用専用の仕組借屋と規定されたものが、このときはじめて設けられたことは間違いないからである。

また、少なくともその経営が嘉永元（一八四八）年六月まで続いていたことは確実である。出金帳に記された最後の出金者である白水吉右衛門がこの時点で出金しているからである。少なくとも仕組借屋設置から一〇年ほどは、多少なりとも仕組借屋は山笠当番費用の準備に役立ったといえるのではなからうか。

③ 片土居町における山笠当番費用徴収法と町中抱家屋敷

一節 幕末の町内居住者と経済的貧困

片土居町は文久元（一八六一）年に山笠当番を勤めたわけだが、これにかんする「山笠銭出入控帳」という記録がある（概要は三節で説明する）。このなかに「文久元西六月六番山笠当番相勤申候」という当番役職を書いた記事と「六月十五日役割控」という最終日の役割を書いた記事がある。これらをまとめたものが表4である。⁽⁶⁸⁾いくつか重複する名もみられるが、合計三四人の名が挙げられている。

しかし「若者中」とだけ記されて名前の書かれていない箇所があるほか、高齢や病氣や忌中でこの年の祇園山笠に参加できない者の名は省かれていられると考えられる。それでもこの表から、当番時の町内居住の成人男性の名がある程度までは知られる。

ここで話題を変え、幕末の片土居町の経済力について述べる。前述のとおり、慶応元（一八六五）年冬の時点で、片土居町は土居町流一〇町のうちで最も運上銀賦課額が少なく、わずが一〇九匁六分であった。これは次に少ない大乘寺前町の二三一匁と比べても、その半分にも満たない額である。この賦課額はまた、この時点での博多の一〇流九八町の中では下から二七番目であり（表1を参照）、祇園山笠に正式参加できる七三町にかざれば下から一七番目である（表2を参照）。このころの片土居町が山笠当番を勤めることは、かなり重い負担だったと推測される。片土居町は一四回に一度山笠当番を勤める町で、この間に普通は二回、稀には三回、土居町流に能当番が回って来るので、年数でいえば一六年または一七年に一度だけ山笠当番を勤めていた勘定になる。当番費用を貯蓄する期間が行町のほぼ二倍あったわけだが、しかし土居町流では山

笠当番は催合で勤めることにはなっていないので、やはりこの町の経済力からみて山笠当番を勤めることはかなりの重荷だったといえる。

ところで『筑前国統風土記』に、「筑紫櫛」という櫛について「今は片土居一町すへて櫛匠住して是を作る」とある「貝原 一九八〇（一七〇九） 六五六」。片土居町に櫛工が集住しているというのであるが、『筑前国統風土記附録』では、その数を「二戸」としている。「加藤・鷹取 一九七七（一七九八） 一三二」。櫛というのは利益率のさほど高い商品ではない。

表5は、「店運上帳 土居流」の片土居町の項にもとづいて、慶応元（一八六五）年冬改の同町の営業者への運上銀賦課額を示したものである。⁽⁶⁹⁾

これを見ると、運上銀賦課職に就いていた三四人のうち、一二人は無税とされている。かなり貧しかった者たちであろう。残りの、賦課額の記された二人のうち、木櫛細工を生業とする者は七人を数え、櫛工の集住が続いていたことがわかる。これら櫛工を筆頭に、零細な手工業者が多い。綿製造業者（わた弓弦）の七右衛門が二五匁を、針細工師のくし屋宗吉が一〇匁を賦課されているのをやや例外として、いずれも賦課額は少額である。貧富の差があまり大きくなく、営業者の多くが同じ程度に貧しかったといえる。これは表3で示した行町の例と対照的である。もちろんこの三四人以外に、運上銀免除職に就いていた営業者がいくらかは居住していたはずである。実際、二節で詳述する「山笠寄銭并家賃控帳」という記録には大工の清右衛門という人物が出てくる。⁽⁷⁰⁾

また、三節で詳述するが、安政元（一八五四）年から文久元（一八六〇）年にかけての片土居町には四五軒の表店があったので、「店運上帳 土居流」記載の運上銀賦課職従事者の三四人と考え併せると、このころには一〇人前後の営業者が運上銀免除職に就いていたのではないかと思われる。しかし運上銀免除職従事者の全員が富裕だったわけではない。

まい。

ひとまず、少なくとも幕末ごろにはこの町が全体として貧しかったということは認めてよい。

二節 「山笠寄銭并家賃控帳」の分析

「山笠寄銭并家賃控帳」は片土居町中の金銭出納簿である。⁽⁷¹⁾表紙には「嘉永七歳寅三月吉日」と記されている。嘉永七年は安政元（一八五四）年である。裏表紙はない。本節ではこの史料を分析する。

起筆は子年の嘉永五（一八五二）年十一月であるが、これ以前の年にかんする言及も混じっている。本文には十二支のみで年が記されているが、各年の閏月の位置からみて、亥年の嘉永四（一八五二）年正月から酉年の文久元（一八六一）年三月二十八日までの事柄が記されていると判断できる。おもな内容は三つで、町中抱貸屋五軒分の経営実態、町中による家賃貸付と町内家屋敷買収、山笠当番費用と町中抱貸屋からの収入（ただし二年分のみ）、である。この順にみていこう。

（一）町中抱貸屋の経営実態

町中抱貸屋の居住者として名が挙がっているのは、髪結床久七・清五郎・嘉平・弥吉・藤八である。⁽⁷²⁾彼らの納入記録がこの史料の後半に個別にまとめられている。要約すると次のようになる。

①久七は安政三（辰、一八五六）年二月に金一両の敷銀を町中に預けたが、このとき、翌年正月からは改めて組頭取甚平の受持のもとで毎月六〇〇文の家賃を納めることと、毎年一貫二〇〇文の掃除米料を納めることが決まった。しかし家賃・掃除米料ともに実際の納入状況は記されていない。

表5 慶応元(1865)年冬改の片土居町の運上銀賦課額
「櫛田神社文書」843-10より作成

| 職業・屋号 | 名 | 営業内容 | 運上銀(匁・分) |
|-------|-------|-------|----------|
| くし屋 | 仁平 | 柑るい店 | 2.0 |
| | 伊右衛門 | 素焼人形 | 5.0 |
| | 李助 | 志荷 | 6.6 |
| | 源久七 | 針細工 | 10.0 |
| | 七兵衛 | 木櫛細工 | 5.0 |
| | 正右衛門 | 木くし細工 | 3.0 |
| | 宗惣七 | 艾 | 2.0 |
| | 惣清 | 木くし細工 | 3.0 |
| | 茂惣五郎 | 木くし細工 | 3.0 |
| | 正儀平次 | 鍛冶職 | 3.0 |
| くし屋 | 徳平 | 木くし細工 | 3.0 |
| | 藤八平助 | 針細工 | 5.0 |
| | 忠七右衛門 | わた弓弦 | 25.0 |
| | 伊三郎 | 木櫛細工 | 3.0 |
| | 次右衛門 | 鉄管製 | 3.0 |
| | 茂理平 | 髻道具 | 2.0 |
| | 藤右衛門 | 古道具 | 8.0 |
| | 和宗平 | | |
| | 宗甚平 | 洗粉店 | 2.0 |
| | 甚右衛門 | 志商人宿 | 5.0 |
| 梅屋 | 甚右衛門 | 白銀細工 | 3.0 |
| 小計 | | | 104.6 |
| | 久吉 | かみ結 | 5.0 |
| 総計 | 34人 | | 109.6 |

表4 文久元(1861)年の片土居町の山笠当番役職と最終日役割
「中西穀藏資料」5より作成

| 当番役職 | 姓名 |
|--|---|
| 町役 | 前崎惣吉・大徳徳平 |
| 組頭取 | 川嶋七右衛門・石丸次右衛門・前崎惣八・重松甚平・花村貞次 |
| 山笠買物方 | 前崎伝次・重松甚平・春伊三郎 |
| 最終日役割 | 名前等 |
| (空白) | 両町役 |
| 山笠見 | 善吉・徳右衛門 |
| 東長寺行 (人数50人ふせ勢也) | 伊右衛門・平吉・七右衛門・伝三郎 |
| 承天寺行 (人数50人ふせ勢也) | 儀平・七兵衛・武兵衛・甚右衛門 |
| 台廻り掛り | 藤兵衛・藤八・徳次・幸吉・伊八・東長寺才判承天寺才判若者中 |
| 水才判 ・半切掛⑦ ・半切掛④ ・半切掛② ・半切掛③ ・手由子(手担桶) ・荷ひ水 | 伝次・徳右衛門 茂助・清五郎・久吉 茂平・伊平・芳蔵 清助・常吉 川口町若者中 八人雇立 |
| 留主請持諸事才判 (不段外) | 七右衛門・惣八・次右衛門・正五郎・藤助・利平 |
| 本昇仕舞御届ケ役 (櫛田御役場) | 七右衛門・惣八 |

⑤ 清五郎は安政二(卯、一八五五)年の初めと思われるころ、三貫文の敷銀を預け、家賃は毎月二四〇文と決まった。しかし同年二月から一二月までの家賃二貫六四〇文のうち、一二月二〇日に一貫三五〇文は納入したが、一貫二九〇文は滞納と記されている。安政三(辰、一八五六)年は、家賃二貫八八〇文、納入額二貫文、滞納額八八〇文である。安政四(巳、一八五七)年は閏月があつて家賃は三貫二〇〇文となり、そしてその全てが滞納である。この三年間の滞納総額は五貫二九〇文に及ぶ。安政五(午、一八五八)年五月にはこのうち一貫五〇〇文を納入し、滞納額を三貫七九〇文に減らした。しかし同年分の家賃総額二貫八八〇文は全額滞納で、ここまでの滞納総額は六貫六七〇文と記されている。安政六(未、一八五九)年分の家賃二貫八八〇文については記述が曖昧であるが、どうも全額滞納したらしい。この

分を入れると、滞納総額は九貫五五〇文となる。

◎嘉平は安政六（未、一八五九）年一二月に金一両の敷銀を預け、家賃は毎月二四〇文と記されているが、実際の納入状況は記されていない。

④弥吉については敷銀も毎月の家賃も記されていない。嘉永四（一八五二）年以前からの借屋人なのであろう。まず、嘉永四（亥、一八五二）年正月から嘉永五（子、一八五三）年一二月までの家賃が一〇貫五〇〇文と記されている。子年は閏月があったので、毎月の家賃は四二〇文ということになる。弥吉はこの額のうち、五貫〇四〇文を兩年中に納入した。また子年一二月には、仁平なる人物が三貫四〇〇文を立て替えた。嘉永六（丑、一八五三）年正月には、弥吉は八五〇文を納入した。この結果、最後には亥年と子年の滞納総額が一貫二一〇文と記されている。

◎藤八についても、敷銀も毎月の家賃も記されていない。嘉永四（一八五二）年以前からの借屋人なのであろう。まず、嘉永四（亥、一八五二）年正月から嘉永五（子、一八五三）年一二月までの家賃が七貫五〇〇文とある。毎月の家賃は三〇〇文ということになる。藤八はこの額のうち、おそらく亥年中に一貫八〇〇文を、子年三月に八五〇文を納入した。さらにこのあと、月は不明だが、子年中に仁平（④）にも出てきた人物）が三貫四〇〇文を立て替えた。よって、子年一二月までの滞納額は一貫四五〇文と記されている。嘉永六（丑、一八五三）年の家賃は三貫六〇〇文で納入額は二貫五五〇文とあり、よってこの年の滞納額は一貫〇五〇文になる。安政元（寅、一八五四）年は閏月があったので家賃は三貫九〇〇文で、そしてその全てが滞納である。

しかし安政二（卯、一八五五）年正月二〇日には三貫四〇〇文を納入した。したがって、この時点での滞納総額は三貫文と記されている。

その後、同年の家賃三貫六〇〇文と安政三（辰、一八五六）年の家賃三貫六〇〇文は、ともに全額滞納している。しかし安政四（巳、一八五七）年に入ってからだと思われるが、二貫文を納めた。それでもまだ滞納額は全部で八貫二〇〇文とある。その巳年の家賃総額は三貫九〇〇文と記されているが、ここで「山笠寄銭并家賃控帳」は終わっており、同年分の納入状況については不明である。

納入状況の記されていない久七と嘉平を除き、他の三名はいずれも家賃を滞納している。とくに藤八は嘉永四（一八五二）年正月から安政三（一八五六）年一二月までの分を八貫二〇〇文も滞納し、清五郎もまた安政二（一八五五）年二月から安政五（一八五八）年一二月までの分を六貫六七〇文滞納している。

（二） 町中による家賃貸付と町内家屋敷買収

前述のとおり、仁平は嘉永五（子、一八五三）年一二月に弥吉の家賃三貫四〇〇文を立て替え、さらに月は不明だが、同じ年に藤八の家賃三貫四〇〇文を立て替えている。

この人物については「山笠寄銭并家賃控帳」の冒頭部に次のようである。文中の「取替」は「立て替え」の意で、「小」は意味不明である。

仁平殿

子十一月

一 金壹両貳歩ハ 取替

但シ同人家屋敷四両二

相定メ證文入り

丑十二月廿三日

- 一 壹貫七百文 取替
- 一 壹貫七百文 取かへ
- 一 三貫六十六文 小 取かへ

嘉永五（一八五二）年十一月に町中は仁平にたいし、その家屋敷を四両と評価したうえでこれを担保に取って借用証文を彼に提出させ、そして誰かにたいする彼の債務である一両二歩を立て替えた。家質による貸付である。

しかし仁平は十一月に町中からこの額を受け取っていないながら、翌二月には弥吉の家賃三貫四〇〇文を立て替えたのである。仁平自身はあまり余裕がなかったと思われるが、それにもかかわらず、どういうわけか弥吉の家賃を立て替え、さらに同年中に藤八の家賃も立て替えている。

そしてまだ四両には余裕があったためであろうが、町中は嘉永六（一八五三）年の一月二三日にも仁平の三口の債務を立て替えている。

仁平が片土居町の町中抱貸屋の居住者二人に金を立て替えていることと、同町中が彼にたいして家質による貸付をおこなっていることから、彼は同町の居付地主と結論できる。

仁平が町中にこれらの金を返済できたのか、できずにその家屋敷が町中抱になったのかは「山笠寄銭并家賃控帳」に記されていない。これと同一人物と思われるが、表5にも仁平の名があり、町内に居住し続けていたことが知られる。しかし貧困者であったらしく、どの年にも運上銀は賦課されておらず、したがって営業内容も書かれていない。

これは推測というより単なる可能性の指摘だが、町中は貸付後もこの家屋敷に仁作をそのまま居住させ、貸金の利子として家賃を取る、いわゆる家賃貸しをおこなっていたのかもしれない。

次に「出銭高控」という記事を見ると、最初の条に「内 拾七貫文／

正五郎家買入分」とある。買収額からみて、「家」という語が家屋ではなく家屋敷を指しているのは明らかである。買収した年月は書かれていないが、この記事の直前に「寅卯兩年分／山笠切銭・家賃」を合わせた「寄銭高」が一八貫三文と記されており、続き具合からみて、この家屋敷買収も安政元（寅、一八五四）年か安政二（卯、一八五五）年になされたと考えられる。正五郎は表4にも表5にも名が出ているが、しかし町中の買収時に片土居町に居住していたのかどうかは不明である。

最後に仁作という人物の家屋敷の買収にかんする記事を紹介する。文中の「亥」は嘉永四（一八五二）年、酉は文久元（一八六一）年である。

仁作名前家買入控

亥二月十七日

一 七両八

内 壹両貳朱儀御指引

立用

同 壹両貳歩 冬二相渡ス分

メ 貳両貳歩 朱引

（四両壹歩 朱 相渡

酉三月廿八日改

一 金拾両 家一軒 （分カ）

内 貳両貳歩 朱

（七両壹歩 朱

亥年二月分をみると、仁作の家屋敷は七両と評価されている。何かに流用された一両二朱と冬に支払われることになった一両二歩を除いた四両一歩二朱がこのとき支払われている。酉年三月分をみると、こちらの家屋敷は一〇両と評価され、二両二歩二朱という内容不明の額を除いた

七兩一步二朱がこのとき支払われている。こうして町中は両家屋敷を買収した。仁作については表4にも表5にもその名がみえず、いかなる人物であったのかわからない。居付地主と不在地主の別もわからない。

(三) 山笠当番費用と町中抱貸屋からの収入

「山笠寄銭并家賃控帳」には「寅卯兩年分／山笠切銭・家賃」の収入額が記されており、一方、三節で検討する「山笠銭出入控帳」には「寅年より酉六月迄八ヶ年之間、諸雜用」の支出額が記されている。当番費用の徴収と支出が安政元（寅、一八五四）年から少しずつ始まっていたことがわかる。片土居町の前回の山笠当番は弘化二（一八四五）年であったが「落石 一九六一 二二三二」、このときの当番終了直後からではなく、数年おいた安政元（一八五四）年から次の山笠当番の費用を集め始めたわけである。民力休養の期間を設けていたということであろう。その「寅卯兩年分」の「寄銭高」、すなわち安政元（一八五四）年と安政二（一八五五）年に徴収された、山笠当番費用と家賃などの貸屋収入を書き出してみる。

卯正月廿日改

一 式貫五百五十文 安銭
一 三貫四百文 藤八殿
家賃分
卯年分 忠平分
一 拾四貫八百文 山笠切銭
七右衛門分
一 十六貫三百文 右同
惣八分

一 十六貫八百文 右同
次右衛門分
一 十七貫五百文 (右同、脱力)
甚平分

一 十六貫〇式十文 (右同、脱力)
惣ノ 五組分
七十八貫五百式拾文

外二

寅年分 次右衛門分
一 八貫百文 山笠切せん
寅年分 惣八分
一 五貫九百五十文 右同

卯年分 清平分
一 五貫四拾文 水賃

卯年分 清五郎分
一 壹貫三百五十文 同

一 壹貫六百廿文 同人
掃除米分

卯年分 次右衛門分
一 九百七拾三文 掃除米分

卯年分 髮結床
一 十貫五百文 家賃分

卯年分 忠平分
一 拾四貫八百文 山笠切銭

但シ 寅卯兩年分
山笠切銭・家賃とも二

惣ノ合 寄銭高

百拾八貫〇〇三文

第一条の「安銭」は貸屋収入にかかわる金だと思われるが、意味不明である。第二条については(一)③に同一の記述がみられる。

次に山笠当番費用の話が数条続く。「惣メ 五組分」の値は正しくは八一貫四二〇文であるはずだが、それはそうと、五人の組頭取が卯年各自の組内から山笠当番費用を徴収したことがわかる。ただし、寅年分については二組からの収入しか記されていない。この二組は寅年から徴収を始め、残りの三組は卯年から徴収を始めたということであろうか。詳細は不明である。

以下、再び貸屋収入の話が数条続く。「水賃」は「家賃」の誤記ではないかと思われる。清平は(一)の個別の納入記録にはその名が出ていない。清五郎の水賃(家賃)については(一)③に同一の記述がみられる。さらに彼は掃除米料も納めていたことがわかる。

次右衛門は(一)にはその名が出ていない。彼は掃除米料は納めているが、家賃は納めていない。次右衛門という名は表4にも表5にも一人しか出ていない。したがって、この条の次右衛門は組頭取の次右衛門と同一人物と判断してよい。

髪結床の条にはその名が記されていないが、これは(一)④の髪結床久七を指していると考えられる。この「寄銭高」によると、彼は安政二(卯、一八五五)年に家賃一〇貫五〇〇文を納めた。「寄銭高」に続く「出銭高控」には、「三拾八貫八百七十九文/右ハ髪結床普請料」という、無年月の条がある。この直前の条は「辰二月」の出銭について記している。この普請料も安政三(辰、一八五六)年初頭の出銭であろう。そこで(一)④をみると、久七は辰二月に金一両の敷銀を町中に預けている。町中が普請したこの貸屋に転居したのである。その家賃と掃除米料を翌巳年の正月から改定すると書かれているのは、辰年中は従来の家

賃・掃除米料が据え置かれたということの意味している。巳年の正月から甚平の受持になるというのは、所属する組を甚平の組に変えるという意味である。

なお「寅卯兩年分」の「寄銭高」とあるにもかかわらず、実際には貸屋収入については卯年分の記述しかない。

三節 「山笠銭出入控帳」の分析

「山笠銭出入控帳」の概要を述べる⁽⁷⁴⁾。表紙には「安政六年未六月」および「片土居町」と記されている。起筆も同年同月、すなわち一八五九年六月である。内容は、この年から文久元(一八六一)年六月までの足掛け三年に及ぶ山笠当番費用の詳細な支出記録が中心で、他には山笠当番費用の総収入を記した「出銭寄銭之高」や、前述の当番役職・最終日役割も収められている。本節ではこの史料中のいくつかの記事を紹介し、若干の検討を加えてみる。

(一) 山笠当番費用収入の内訳とその徴収法

「出銭寄銭之高」を以下に書き出し、条ごとに分析していく。

出銭寄銭之高

一 四百三拾貫文

町中寄銭巻軒二付

拾貫文充出銭高

但町役両家 除ケ

納屋之分ハ五貫文充也

一 五拾壹貫九拾壹文

渡り銭

一 五拾貳貫七百文

藤八二売渡家

一 式拾四貫文

儀平二売渡家

一 四拾貳貫文

次右衛門二売渡家

内最⁽⁷⁶⁾

一 七拾七貫八百六拾五文

諸品売立

六百七拾七貫六百五拾六文

金二直シ

九拾九両貳歩式朱ト

二百六文

第一条の「町中寄銭壹軒ニ付拾貫文充出銭高」という文言は、安政元（一八五四）年から始まった山笠当番費用の徴収について、その額を一軒一〇貫文ずつに定めたという意味である。町役（二年寄）の前崎惣吉と大穂徳平の家を除いた諸家に一〇貫文ずつ計四三〇貫文を出銭させたのだから、当番費用を負担した家は四三軒ということになる。文久元（一八六二）年六月までの七年強の間に一軒あたり一〇貫文ということ、閏月もあるので月平均では各軒一〇〇文強の出銭である。

さて、安政から文久にかけての片土居町には少なくとも四五軒の家があったことになる。「山笠銭出入控帳」の別の箇所にも「町中四拾五軒」とある。この四五軒について検討する。

まず、片土居町の寺院が山笠当番費用を負担していたのかどうかを考えてみる。これにかんする史料はないが、櫛田神社にたいする奉納神事である祇園山笠にこれらが関係していたとは考えづらいので、負担はし

ていなかったと思われる。よって安政から文久にかけての四五軒には、寺院は入っていないと判断しておく。

これを踏まえて『石城志』をみると、宝暦一三（一七六三）年の片土居町の家数は四四軒、町内の総間数は一六一間八寸とあるが、これには寺院も含まれている。「津田 一九七七（一七六五） 卷之二」。当時の同町にあった寺院は、時宗の称名寺、ともに浄土宗の栄昌庵と順弘庵、そして日蓮宗の宗玖寺で「同書 卷之四、五」、この四寺で同町の西側半分を占めていた。⁽⁷⁸⁾註(36)②で述べたとおり、『石城志』の家数は、家屋の数ではなく屋敷の数を表している。したがって宝暦一三（一七六三）年の片土居町には、寺院を除いて一般家屋用の屋敷が四〇筆あったことになる。

次に表5をみると、慶応元（一八六五）年冬に同町で連上銀賦課職に就いていた者の全員が記されており、その数は三四人である。

さらに、福岡区役所による明治一二（一八七九）年一月一日調べの片土居町の戸数をみると「本籍五十一戸（士族九戸平民四十二戸）社一戸（無格社一座）寺三戸（時宗一宇浄土宗一宇日蓮宗一宇）」とある。「三原 編 一九八〇（一八八〇） 二五九」⁽⁸⁰⁾。

以上をまとめると、宝暦一三（一七六三）年の一般家屋用の屋敷は四〇筆、慶応元（一八六五）年冬の連上銀賦課職従事者は三四人、明治一二（一八七九）年の居住者のいる本籍地番は五一筆となる。これらの数値からみて、安政から文久にかけての四五軒は町内の表店の全軒と考えやすい。

したがって、表店に居住していることが当番費用負担の義務ないし権利と結びついていたといえる。なかには藤八や次右衛門のように町中抱の貸屋に住んでいた人間もいたわけだから、居付地主・地借・店借の別なく、表店居住の世帯主にたいして同額の当番費用が課せられていたのである。

もとより著しく貧しい世帯主の負担分を他の世帯主が立て替えたりしたといった例はあったかもしれないが、しかしそういったことは、あったとしても例外的な措置であろう。原則としては、片土居町は表店全軒平等負担という徴収法を採っていたのである。この方法で集めた四三〇貫文は、このときの当番費用全体の約六三・五パーセントに達した。第二条は御渡り銭の支給額⁽⁸⁾で、当番費用全体の約七・五パーセントである。

第三・四・五条は町中抱の家屋敷の売却による収入額を記している。各条の額からみて、この「家」もやはり家屋敷を指していると考えられる。三件合わせて一一八貫七〇〇文で、当番費用全体の約一七・五パーセントである。各物件の正確な売却時期は不明だが、当番費用の徴収を開始した安政元（一八五四）年から文久元（一八六一）年六月までのことではある。しかし「寅卯兩年分」の「寄銭高」にはこれらの売却にかんする記述は皆無なので、さらに時期を狭めることができ、安政三（一八五六）年から文久元（一八六一）年六月までのことになる。個々に具体的にみていこう。

◎藤八は二節（一）㉔でみたとおり、嘉永四（一八五二）年から安政三（一八五六）年までは確実に町中抱貸屋に居住しており、表4・表5にもその名が出ている。したがって家屋敷買収時にも片土居町に居住していたと判断できる。

◎儀平は表4・表5にその名が出ているが、家屋敷買収時に片土居町に住んでいたのかどうかはわからない。ただ、彼は表5によると木櫛細工師である。同町が古くから櫛工の集住地であったことから、この町に生まれ住んでいた可能性が高い。しかしこの買収を機に、他町から同業者の多い片土居町に転入してきたと考えられないこともない。

◎次右衛門は二節（三）でみたとおり安政元（一八五四）年とその翌年に組頭取であり、表4でみたとおり文久元（一八六一）年六月にも引き続き組頭取である。また、安政二（一八五五）年には町中抱貸屋に居住していた。家屋敷買収時にも片土居町に居住していたと判断できる。表5にもその名が出ている。

買主の三人全員がもと片土居町に居住していたか、あるいは儀平のみは買収を機に同町に転入してきたか、ということになる。いずれにせよ、これらの買収によって新たに不在地主が出現したわけではない。これが町中の意図によるものなのか偶然そうだったのかは、事例が少ないのではつきりしない。

買主の三人それぞれについて、自費で買収したのか誰かからの借金で買収したのか、という点について考えてみよう。儀平についてはよくわからないが、藤八の買収資金と次右衛門の買収資金についてはいくらか推測できる。

藤八は町中抱貸屋に住んでいたわけだが、二節（一）㉔でみた藤八分の家賃納入記録の記事には、実は、全面にわたって抹消線が引かれている。「出銭寄銭之高」の第三条に記されている藤八が買い取った家屋敷とは、おそらく自分の住んでいたこの貸屋のことであろう。この買収以後は町中が藤八から家賃を徴収する必要がなくなったため、当該箇所抹消線が引かれたと解釈できるからである。

藤八の納入記録はひとまず安政四（一八五七）年に入ったあたりで終わっていた。そのため彼がこの貸屋を買収したのは安政四（一八五七）年から文久元（一八六一）年六月までの間ということになる。彼は月三〇〇文の家賃の支払いにもしばしば事欠き、安政三（一八五六）年末までの滞納総額は八貫二〇〇文に及んでいた。また、慶応元（一八六五）年冬改の彼への運上銀賦課額はわずか三匁だった。以上から考えると、

藤八が貸屋買収費の五二貫七〇〇文を自費で支払えたとは思えず、したがって、第三者からの借金によったと考えるのが妥当である。

次右衛門は安政二（一八五五）年に町中抱貸屋に居住していた。彼はこの年、掃除米料の九七三文は納めたが、家賃は全く納めていない。このあとの安政三（一八五六）年から文久元（一八六一）年六月までの間に四二貫文で貸屋を買収したことになる。さらにのちの慶応元（一八六五）年冬改の彼への運上銀賦課額は藤八と同じく三匁だった。情報量は少ないが、やはり彼の場合も借金によって自分の住んでいた貸屋を買収したのではなからうか。

また、次右衛門の条には内済とあり、この買収にさいして彼と町中との間で何か紛議があり、そのあと和解したことがわかる。しかしその内容は不明である。

第六条では、なおも当番費用が足りずに「諸品」を売却した、その収入が記されている。「諸品」とは、町の共有財産か家々の貴重品であるうか。売却高は当番費用全体の約一・五パーセントである。

合計額は六七七貫六五六文で、金に直して九九両二歩二朱と二〇六文とある。計算すると、文久元（一八六一）年当時の博多では銭六貫八〇〇文が金一両だったことがわかる。

ところで、このときの山笠当番費用の収入には、町中抱貸屋からの収入や貸金の利子は含まれていない。これ以外の町内の諸経費に充てられたのだろうか、何に支出されたのかはわからない。

行町町中が天保九（一八三八）年八・九月に山笠当番費用専用の仕組借屋一軒を新設したのにたいし、片土居町中は安政三（一八五六）年から文久元（一八六一）年六月までの間に、数件あった町中抱の家屋敷のうち三件を売却し、山笠当番費用の一部にした。町中抱の家屋敷の利用形態にかなりの差がみられる。

（二）山笠当番の運営者層

片土居町では表店居住を山笠当番費用負担の平等な資格としていたわけだが、当番費用を直接負担した以上、その負担者はこの当番の運営に原則的にはかわれたはずである。「山笠銭出入控帳」の「山笠作り古小路町／卯吉」という記事の次の条から、このことは確認できる。

一 山笠棟梁先年より三苦惣吉なりし所、去申年、算用之節、争論より互二不和となり、当年春比より銘々請方致度よし当番之町々二頼ミ来り申候故、何れ之町も惣吉・卯吉之両人銘々望ミ之入札二相成候由にて、当町も右両人入札致申候処、町中四拾五軒之所、式拾八軒卯吉、十七軒惣吉、右二付、古小路町卯吉殿を請方棟梁と相定申候

山飾りの下絵を描き、それにもとづいて飾り付けの指示を山笠当番町の人間に出す山笠棟梁は、これまで三苦惣吉という人物であった。ところが彼とその協力者であつたらしい古小路町（魚町流）居住の卯吉との間で紛議が生じ、文久元（一八六一）年春に至り、今年は単独で棟梁を請け負いたいとそれぞれが六山笠当番町に申し入れてきた。片土居町では他の山笠当番町と同じく入札をおこない、卯吉を選んだ。他の山笠当番町がどのようなやり方で入札をおこなったのかは不明だが、片土居町では表店の全四五軒の世帯主に等しく投票権を与えるというやり方で入札をおこなった。

この件から、祇園山笠運営のうち、少なくとも一部については表店の全軒平等でなされていたことが確認できる。「山笠銭出入控帳」から運営面における表店の全軒平等を確認できたのはこの一例だけであるが（運営面にかんする記述自体が少ない）、山飾りの良し悪しを決する山笠棟梁の入札という重要事項が表店の全軒平等でなされたということは、

他の運営事項についても、少なくともそのいくつかは表店の全軒平等でなされていた可能性が高いといえる。経験や年齢による役割の軽重はあったであろうが、裏店借を除いて社会階層による運営参加の有無や差違は原則的にはなかったと考えられる。

四節 要約

能当番と兒子当番の費用について、近世の片土居町がどのようにこれを徴収していたのか全く不明である。しかし幕末の山笠当番費用の徴収法については次のようにまとめられる。

文久元（一八六一）年の山笠当番に向けて、片土居町は安政元（一八五四）年から軒割法による費用徴収を始めた。これは、町役を除いた町内の表店全軒に当番費用を一〇貫文ずつ割り振り、五つの組ごとにその組頭取が徴収するというものである。おそらく徴収は月切りか日切りでなされたであろう。この徴収法には居付地主・地借・店借という区別はなく、表店居住のみが適用の条件であった。したがって不在地主には適用されなかった。

片土居町ではどうしてこのような徴収法を中核としていたのだろうか。この点はごく簡単に説明がつく。

慶応元（一八六五）年冬改の運上銀賦課額から一〇年ほど遡考し、また櫛工の集住も考慮に入れば、この町が安政ごろにもかなり貧しく、さらに町内の大体の業者者が同じぐらいに貧しかったと判断しても大過あるまい。そうであれば、山笠当番費用の負担の有無や負担の額に差があるよりは表店全軒で平等に負担したほうが合理的であり、そのようになつたと考えられる。片土居町がいつごろから軒割法を採っていたかは定かでないが、少なくともこの徴収法が幕末の同町の状況に適したものであったことは間違いない。

もちろん町全体の貧しさや各世帯の資産状況だけでなく、各社会階

層（居付地主・不在地主・地借・店借）がそれぞれのくらしいたのか、町中構成員の内訳がどのようなものであったのか、といった点もこの徴収法の採用・実施に影響していたとは思われるが、しかしこれらについてはいずれも不明で、考慮の外に置かざるをえない。

ともかく各表店の世帯主が同額の割当額を負担していたため、原則的には、山笠当番の運営においても各世帯主に平等に参加資格が与えられていたと思われる。ここに、当番費用負担者層と当番運営者層の一致をみることができるところで、幕末の片土居町の町中は町内家屋敷の買収をしばしばおこ

ない、これを売却しないかぎりは貸屋として利用していたことを確認した。また、居付地主にたいして家賃による貸付をおこなっていたことも確認した。そしてこの借金を返せなかった場合、その家屋敷は町中抱となつたはずである。これらの町中抱の家屋敷の正確な数は不明だが、ある程度の集積があつたことも示した。

これを踏まえて再び軒割法についてみると、一軒にたいして一〇貫文という割当額はきわめて切りのいい額であることに気づく。また、軒割法による徴収は山笠当番費用全体の約六三・五パーセントにすぎなかった。この二点は、町中が当番費用収入の予算案を立てた段階で、すでに家屋敷の売却を念頭に置いてその収入を当番費用の一部にしようとしていたことを示している。予算の不足が明らかになつたあとで家屋敷を売却したのでなく、当初から家屋敷の売却益によって軒割法による出金額を抑制することを意図していたと考えられる。そして実際に既存の町中抱の家屋敷のうち三件を売却した。

それでもまだ当番費用が足りず、諸品の売却までして不足分を補つたが、この分にかんしてはおそらく計算外だつたと思われる。

家屋敷は資産価値が高いので右のやり方が成功したわけだが、しかしこれは山笠当番費用の徴収法としてはやや安定性を欠いているように見

受けられる。そのように思う理由は、山笠当番のたびに町中が適当と考えた額で家屋敷を買取してくれる人間が常にいるとはかぎらないし、新たに不在地主を出現させないことを町中が意図して買主を選んでいたら、適当な買主を見出すのはさらに困難になるからである。豊かな人間が町内にはあまりいなかったため、この点も買主選択の幅を狭めたと思われる。

そこで改めてこのときの買主に目を向けると、儀平についてはよくわからないが、藤八と次右衛門は貧しく、かなり無理をして（おそらくは借金をして）これを買取したのではないかと思われる。これに関連があるのかどうか、次右衛門は町中と何か紛議を起こしていた。

軒割法と同様、山笠当番費用捻出のための家屋敷売却もいつごろからおこなわれていたのかわからない。多少の不安定さは感じられるものの、それでもこのときの当番にさいしては家屋敷売却がどうやらうまくいったようである。かくして片土居町は無事にこのときの山笠当番を勤め終えた。

むすび

藩政期の祇園山笠は町組による輪番制を背景に山笠奉納・能奉納ともに当番町制度で運営されていた。この制度では当番が回って来る年数に余裕があったため、当番費用を集める期間が長く、各町では多額の金を集めることができた。能当番は人手も費用もさほど要しないものだったが、山笠当番においては、費用の潤沢さが他流や他町への対抗心を発現させる機会を与えることになった。

その結果、山笠当番町間では山飾りの豪華さを、流間では追い山の速さを競うようになって祭礼は発展していったが、そのため山笠当番費用は徐々に増加していった。多少の増額であれば貯蓄年数が長いことも

あつて負担者にとつてさほどの重荷にならなかったが、しかし無制限の増額が可能だったわけではない。豊かでない町にとつては増額にたいする限界がいずれは訪れることになる。多額の費用の徴収を可能にして祭礼の発展を促した当番町制度が、今度は逆に町々を圧迫するようになる。これが山笠当番にたいする各町の取り組みに変質をもたらした大きな要因である。

この事態に行町と片土居町がそれぞれどのように対処したのかは、すでに要約したとおりである。

当番町制度という共通基盤の上に、増大していく東西路の用益性と角屋敷の価値（行町）、経済的貧困および平素から活発になされていた町中による家屋敷の集積と貸屋の経営（片土居町）、といった町ごとの特徴が積み重なった結果、同じ町組に属していたにもかかわらず、一九世紀中期の両町の山笠当番費用徴収法はかなり異なる形態を示していた。

たしかに両町とも山笠当番費用にかんする個々人の負担の軽減を企図して町中が町内家屋敷を利用したという点は共通する。しかしその内容は著しく異なっていた。さらにいうまでもなく、小間割法と軒割法も性格を異にする。

それにもかかわらず、この二町の事例を並べたうえで大雑把に図式化すれば、増大する山笠当番費用のもとでは直接的にであれ間接的にであれその負担者層の拡大が図られ、それに多少とも呼応する形で山笠当番運営者層も拡大していく、という傾向が看取される。

天保九（一八三八）年以前の行町では表屋敷の地主を中心としつつ表地借・表店借までもが山笠・児子の両当番の費用を負担していたと考えられる。このときすでに裏店借を除く町内の全世帯がそれぞれならかの形で両当番の費用を分担・出金していたのである。さらに天保九（一八三八）年に至って、新たな表店借を任組借屋に集めて彼らを間接的ながらも山笠当番費用の負担者層に加えることにした。その一方、両当番

の運営は町中が引き続きおこなった。しかしその町中はもとも居付地主だけで構成されていたはずで、天保九（一八三八）年までに、増加していた表地借を含む形に変化していったと考えられる。表屋敷の所有にたいては表店の所有の重要性が高まってきた、その結果、時期は不明だが、両当番の運営者層が拡大していったとみなせる。

ただし仕組借屋設置後に仕組借屋以外の家屋に転入して来る他町出身の表地借・表店借については両当番の費用を負担しなくてよいとされており、町内全世帯にたいして祭祀にかかわる費用負担を無条件に求めていたわけではなかったことが窺える。

しかし一方、幕末の片土居町では町内の表店の全世帯に同額に山笠当番費用が割り振られており、そのため山笠当番運営についても表店世帯間に大きな差はなくなっていたようである。これ以前の同町の山笠当番費用徴収法や山笠当番運営者層については知られていないが、しかし古くから（山笠当番費用がまだ高くないころから）このようなやり方を探っていたわけではあるまい。これはやはり、山笠当番にかんする費用負担者層と運営者層が拡大していった最終的な形態とみるべきであろう。表店の所有よりもさらに進んで、表店での居住の重要性が高まっていった

のである。その結果、表店借までが当番費用の負担に留まらず、当番運営にも参加するようになった。店舗を構えてさえいれば、その店舗の所有の有無は問われなくなっていた。

町単位で祭祀がなされるかぎり、そして祭祀費用が増加を続けるかぎり、負担者一人当たりの負担額を増やすことにはいずれ限界が来る。そうなる新たな費用徴収法や新たな負担者層を創出して費用を集めなければならず、結果的に祭祀費用負担と祭祀運営の外縁は町内の全世帯を包含する方向に広がっていくことになる。

最後に蛇足を一つ付け加えておく。天保九（一八三八）年以後の行町では、町中抱貸屋からの収入を主に、小間割法などを従にして、山笠当番費用を徴収することになった。安政から文久にかけての片土居町では、軒割法を主に、町中抱家屋敷の売却益などを従にして、山笠当番費用を徴収していた。このことからみて、一九世紀中期には山笠当番費用の徴収法は町ごとにより異なっていたのではないかと考えられる。町の経済力や軒数・人口・各社会階層の割合といった要因におうじて、他にもいくつかの徴収法があったと思われる。また、徴収法の追加や変更も稀ではなかったと考えている。

註

(1) 以下、町人地の屋敷は単に「屋敷」と表記する。また、屋敷とその上に立つ家屋を一括する場合は「家屋敷」と表記する。

(2) ①博多の松離子は室町時代に始まった正月の奉祝儀礼で、藩政期には正月一日に博多から福祿寿・恵比須（男女二柱）・大黒天の仮装行列と児子舞の二団を仕立てて福岡城で藩主を参賀したのち、福岡・博多で祝言を触れ歩いたものである。

福祿寿・恵比須・大黒天の仮装行列を運営するのは、毎年替わらずそれぞれ魚うお町流なまなかり・石堂町流いしどうまちなまなかり・洲崎町すさきまち（須崎町）流なまなかりという三つの町組に固定されていた。各流では一年交替の当番町制度が採られており、当番町が運営の中心となっていた。なお明治以降は、それぞれの運営する仮装行列にちなんで、この

三流はそれぞれ福神流・恵比須流・大黒流と通称されている。

児子舞の二団は、東町流・呉服町流・西町流・土居町流という四つの町組が一年交替でこれを運営していた。江戸中期の博多地誌「石城志」は、この四流では流ごとに一回交替の当番町制度が採られており、四流の各町は三二二一年一度の割合で児子当番を勤めているとしている。「津田 一九七七（二七六五）巻之六」。ただしこれは概数であって、町によってこの年数には多少の長短があった。たとえば行町は単独で二八年に一度、片土居町は川口町と合同でやはり二八年に一度、この当番を勤めていた（松離子山笠記録 巻、貳、参、四）。「櫛田神社文書」一〇〇四一一、一〇〇四一二、一〇〇四一三、一〇〇四一四（一一）。

②近世のこの祭礼の詳細については拙稿を参照されたい〔宇野一九九九〕。現在では、この祭礼は「博多どんたく港まつり」の一部として五月三日と四日におこなわれている。

③「櫛田神社文書」については、以下、櫛田神社蔵の原本ではなく、福岡市総合図書館蔵のマイクロフィルム版を使用し、資料番号も同館の付したものを示す。また本稿では「櫛田神社文書」に属する史料を多く利用するので、その目録も稿末の「引用・参照文献」に掲げておく〔福岡市総合図書館文書資料課編二〇〇二五七―三五〕。

(3) この祭礼の開始時期および起源説話については拙稿を参照されたい〔宇野一九九八〕。

(4) ① 祇園山笠研究の基本著作の一つである『博多祇園山笠史談』には、寛文九(二六六九)年から昭和三六(一九六一)年まで、ほぼ毎年の六山笠の当番町名と能当番町名が記されている〔落石一九六一―四七―四六五〕。以下、このような記録を番付記録と呼ぶことにするが、著者の落石は、藩政期の分については『山笠歳代記(写本)』(福岡市総合図書館蔵、K三八・一・ヤ)と「松囃子山笠記録 壹・貳・参・四」(「櫛田神社文書」一〇〇四―一―、一〇〇四―二、一〇〇四―三、一〇〇四―四)を参照して、自身の番付記録を作成している〔同書一五二―一五三、一七八など〕。

② ところがこの両番付記録では、二ないし三町の催合当番の場合、一または二町の名前しか記されていないことがしばしばある。たとえば宝暦二(一七五二)年の別の記録には東町流の浜口町下と鏡町は「古来より催合にて候」とあるが〔原田編一九七八(二七六〇ごろ) 一二〕、この年以前の番付記録を落石の著作で確認すると、浜口町下と鏡町がともに記されているのは延享元(一七四四)年だけで〔落石一九六一―一八三〕、あとはすべて浜口町下のみが記されている。これは彼が参照した両番付記録に不備があるからである。したがって落石の番付記録を参照するさいは、注意が必要である。

この点については註(11) (12) (15)も参照のこと。

(5) 山笠が流の共有物であることを明示するものとして、「台送り」が挙げられる。祭礼終了後、その年の山笠当番町が山笠に取り付けられている飾り物を自町内で外したうえで、次の山笠当番町に山笠を昇き運び、保管を委ねるのである。

土居町流片土居町の記録「山笠銭出入控帳」(福岡市博物館蔵、「中西穀藏資料」五)の万延元(一八六〇)年六月一日五条に、この日、祭礼終了直後に土居町流当番町の浜小路町が翌年の当番町の片土居町に台送りをしたとの記述がある。

また、日には不明だが、寛延四(一七五二)年六月には東町流当番町の金

屋小路町が翌年の催合当番である浜口町下と鏡町に山笠を送り、保管は浜口町下が引き受けたという〔原田編一九七八(二七六〇ごろ) 一二〕。

さらに、月日とも不明だが、寛政六(一七九四)年には石堂町流当番町の蓮池町・堅町上・堅町中が翌年の催合当番の金屋町下と金屋町横町に山笠を送ったが、そのあとこれを受け取った両町の間に紛議が生じて七月九日にもそれが続いていたという〔博多山笠行事記録作成委員会編一九七五 五一〕。

おそらく後二者の場合も、やはり六月一日の祭礼終了直後に台送りがなされたものであろう。

(6) この運営仕法の形成過程については不明な点が多い。

(7) 能当番町は舞い手として福岡藩領の夜須郡甘木村の能役者梅津太夫を雇い、囃子方と地謡の者は博多から雇った〔津田一九七七(二七六五) 卷之六〕。

(8) 文久元(一八六一)年に片土居町が勤めた山笠当番の費用の総収入は六七七貫五六文である(福岡市博物館蔵、「山笠銭出入控帳」、「中西穀藏資料」五)。

(9) 明治五(一八七二)年十一月、福岡県は翌年以降の祇園山笠を禁止する通達を出した。祇園山笠が本格的に再興されたのは明治一六(一八八三)年である〔博多山笠行事記録作成委員会編一九七五 八五、八九〕。しかし中止期間中にも、毎年どの流でも山笠当番と能当番は順番どおりに回された。近代の祇園山笠については拙稿を参照されたい〔宇野一九九八〕。

(10) とくに断らないかぎり、本節の記述は落石の番付記録による〔落石一九六一〕。

(11) ① 福岡市博物館蔵の「土居流片土居町記録」(「中西穀藏資料」一) (一) および(二)に、元禄四年(二六九二)年吟味の「土居流人足高之覚」が収められている。これによると、土居町流各町の名は、大乘寺前町、土居町上、土居町中上、土居町中下、行町、浜ノ小路町、西方寺前町、片土居町、川口町、そして「新川端町」である。そしてこの覚の制作町は「土居町中ノ下番」とある。

ところが、この覚は享和年間(一八〇一―一八〇三)に同じ記録の中に書き写されているが、町名は、大乘寺前町、土居町上、同町中、同町下、行之町、浜小路町、西方寺前町、片土居町、川口町、新川端町上と表記されている。また、制作町は「土居町中ノ下番」と表記されている。各町に割り当てられている人足高の一致と町名の並び順からみて、かつての土居町中上(土居町中ノ上番)が土居町中に、土居町中下(土居町中ノ下番)が土居町下に、それぞれ呼称が変わったことに疑いはない。この点は、落石などの番付記録中の町名を混乱なく理解するうえで重要である。

呼称が変わった時期については、まず宝永二(一七〇五)年に成った「筑陽記」に、土居町上、同中ノ上、同中ノ下とあるのが目を引く〔安見一九六四(一七〇五) 二四〕。

次に、落石の番付記録をみると、一八世紀前期まで「土居町中・上」および「土居町中・下」という表現が散見される。不適切にも並列点をを用いているので催合当番のようにみえるが、これはそれぞれ「土居町中ノ上」と「土居町中ノ下」のことである。これ以後は、それぞれ「土居町中」と「土居町下」に統一されている。以上から、一八世紀中期にはこの両町の呼称の変化が完全に浸透していたと考えられる。

②また、延宝六年（一六七八）年の番付記録では、三番山笠当番町が土居町上ノ上となつてゐるが「落石一九六一―一五二」、この町名は他の年の番付記録にはみえない。おそらく土居町上ノ下という町も古くはあったと思われ、一七世紀末期までにはこの両町が統合されて土居町上となつていたと考えられる。

③宝永六（一七〇九）年に成つた『筑前国統風土記』では行町は上下の二町に、西方寺前町は「西方寺前町」と「西方寺前町下」の二町になつてゐる（頁原一九八〇（一七〇九）二二四）。しかし各種の番付記録やその他の史料ではどちらの町も二町に分かれておらず、一七世紀中期にはすでに事実上、それぞれ一町に統合されていたと考えられる。著者の頁原は古い区分を書き記したのである。

④『筑前国統風土記』では、櫛田杜家町（単に杜家町ともいう）という町も土居町流の所屬とされている「同書 同頁」。これは「石城志」でも同様である「津田一九七七（一七六五）卷之二」。しかし『筑陽記』では、櫛田杜家町は柳町（遊女町）と寺中町（役者町）とともにいずれの流にも属していないとされている（安見一九六四（一七〇五）二五）（この三町については註（27）も参照）。一方、寛政一〇（一七九八）年成立の『筑前国統風土記附録』では、杜家町は土居町流から新町流に所屬が變つたと説明されている（加藤・鷹取一九七七（一七九八）一六五）。

流婦屬が不安定なのは、杜家町が櫛田神社の杜家が集住する町で、町政上、定切銭（これについては三節で述べる）などの負担が免除された特別な町だったからである（山崎編一九七三（一八九〇）下巻九八―九九）。また、同町が祇園山笠と松囃子の諸当番を勤めたことはない。以上を踏まえて、本稿では、同町が実質的に土居町流に属していたことはなかったとみなして議論を進める。

⑤新川端町上は土居町流の所屬であるが、新川端町下は洲崎町流の所屬である。両町とも、史料によつては「新川端町」もしくは「新川端」とのみ書かれているので分別に注意を要する。

ちなみに『石城志』の活字本でも新川端町上を「新川端町」と記しているが、これは誤りである。活字本とセットになつてゐる原本の影印本では正しく「新川端町上」と記されている（津田一九七七（一七六五）卷之二）。

また『筑前国統風土記』では、「新川端下」と書くべきところを誤つて「新川端上」と書いている（頁原一九八〇（一七〇九）二二四）。

⑥「土居流片土居町記録」（前述、①）については又野誠による翻刻・解説がある（又野一九九七）。その解説を紹介すると、この記録は同町の四代の年寄が書き継いだもので、記事は貞享四（一六八七）年から天保三（一八三二）年及び、書き残すに値する重要事項を各年寄が判断して事後的に記述したものである、という（同稿 五六―五七）。

⑫①ところが落石の番付記録をみると、享保一〇（一七二五）年、享保一七（一七三二）年、延享三（一七四六）年、文政六（一八二二）年の能当番町はそれぞれ新川端町上、片土居町、浜小路町、新川端町上となつており（落石一九六一―一七一、一七三、一八四、二一九）、一見すると単独当番のようである。

しかし「山笠番附（写本）」（九州大学附属図書館六本松分館蔵、「檜垣文庫」一三五―一四、一三五―一五）という番付記録で該当年をみると、それぞれ新川端町上・大乘寺前町、片土居町・川口町、浜小路町・西方寺前町、新川端町上・大乘寺前町となつており、どの年も二町の催合で当番を勤めたことが確認できる。

⑫②寛政七（一七九五）年の能当番町は落石によると西方寺前町で「落石一九六一―二〇五」、「山笠番附（写本）」によると浜小路町である。これも実際にはこの二町が催合で当番を勤めたのであるが、異なる一町だけがそれぞれ記載されているわけである。

⑫③催合当番にかぎらず単独当番の場合にも、落石が参照した「山笠歳代記（写本）」（福岡市総合図書館蔵、K三八・一・ヤ）と「松囃子山笠記録 壹、貳、參、四」（櫛田神社文書）一〇〇四―一、一〇〇四―二、一〇〇四―三、一〇〇四―四―一、および彼が参照しなかつた「山笠番附（写本）」の三者間には相違点が散見される。三者を校合し、より正確な番付記録を作る必要がある。

⑬①ただし落石の番付記録では、元禄一六（一七〇三）年の山笠当番町は西方寺前町、次の年に能当番町の土居町上を挟んで、宝永二（一七〇五）年の山笠当番町は土居町中・上（土居町中ノ上土居町中）となつてゐる（落石一九六一―一六二、一六三）。つまり、本来なら土居町中、西方寺前町と続くべき山笠当番町がこの兩年だけは逸脱し、二町の後先が入れ替わつてゐるのである。この理由は不明である。

⑫②また、「山笠番附（写本）」（九州大学附属図書館六本松分館蔵、「檜垣文庫」一三五―一四、一三五―一五）でもほぼ右と同様に記されているが、ただし宝永二（一七〇五）年の山笠当番町は土居町上となつてゐる。これは単に土居町

中の誤写であろう。

- (14) 魚町流に属する中島(嶋)町は、一七世紀初頭に那珂川河口の中洲を開発して設けられた町である。「貝原一九八〇(二七〇九)五七」。この町は博多の飛び地で特別視されたためか、祇園山笠にも松囃子にも関係していなかった。つまり両祭礼の諸当番にかんしては、この町を除く八町で勤めていた。

- (15) ①「筑前国統風土記」によると、「魚町」は上ノ上・上ノ下・中ノ上・中ノ下の四町で「貝原一九八〇(二七〇九)二五」、「筑陽記」では上下・中上・中下の三町である。「安見一九六四(二七〇五)二四」。しかし各種の番付記録やその他の史料をみると、一七世紀中期にはすでに事実上、上ノ上と上ノ下は統合されていたようで、魚町上と呼ばれることが多かった。ところが「筑陽記」では、統合後の呼称を「魚町上下」としているのである。

- 一方、一八世紀前期までの各番付記録には「魚町中・上(または魚町中ノ上)」と「魚町中・下(または魚町中ノ下)」という呼称が散見されるが、一八世紀中期に入るころには、魚町中ノ上は魚町中に、魚町中ノ下は魚町下に、呼称が変化している。

- ②また、「筑前国統風土記」では「中小路町」は上下の二町となっており「貝原一九八〇(二七〇九)二五」、「筑陽記」でも同様である。「安見一九六四(二七〇五)二四」。しかし各番付記録やその他の史料ではこの町に上下の別はみられず、一七世紀中期にはすでに事実上、一町に統合されていたと考えられる。
- (16) 「厨子町流」を「図師町流」と書くこともある。「町」を省いて「厨子(図師)流」とも書く。「町」を省く表記は土居町流・洲崎町流・石堂町流にもみられる。新町流は、幕末には岡流と浜流に分離した。これは新町岡流・新町浜流とも書き、岡新町流・浜新町流とも書く。

- (17) 「土居流片土居町記録」(福岡市博物館蔵、「中西穀蔵資料」一(一)および(二))。 「目」は、一の位が〇の場合にしばしば「匁」に代用された単位。

- (18) ①年による増減は僅かであり、明治四(一八七二)年には各山笠当番町に八七二匁四分、能当番町に二四〇匁が支給された。「山崎編一九一〇二六―二七」。福岡藩は錢六〇文を銀一匁相当と定めていたので、ここでの四分は二四文に当たる。なおいうまでもないが、この交換レートは公的なもので、民間の商取引においてはその時々々の相場場でレートは変わった。

- ②御渡り銭はいつのころからか、定切銭から半ば独立した扱いになっていた。明治初期には、祇園山笠・松囃子への参加の有無や段の高低にかかわらず、町ごとに表口一間につき八文六歩四厘を毎月徴収するという形であった。「山崎編一九七三(一八九〇)下巻八三。同編一九一〇三」。

- (20) 観光客の評判もさることながら、博多内での評判が重要だった。山飾りは常

に、以前の山飾りも含めた他の山飾りと比較されたからである。短い記述のみをいくつか引用すれば、たとえば『山笠歳代記(写本)』には(福岡市総合図書館蔵、K三八・一・ヤ)、安永九(一七八〇)年の一番山笠について「此山笠、出来、当代二不聞」とあり、また天保五(一八三四)年のある記録には「当年五番山(中略)美麗なること限りなし、五ッ人形此又今迄例なき事なり」とある。「博多山笠行事記録作成委員会編一九七五 六六」。

- (21) 「石橋源一郎資料」絵画・書跡一。なお、この屏風と全く同じ構図で色合いもよく似た「追い山図屏風」という屏風が榊田神社に所蔵されているが(榊田神社収蔵品 掛幅・屏風等二)、両者の関係については未考である。

- (22) 福岡藩で用いられた問法は、ほとんど常に、六尺五寸を一間とする京間であった。ここでの問法も京間であると考えている。

- (23) 福岡市総合図書館蔵、K三八・一・ヤ。また、「土居流片土居町記録」の享保一八(一七三三)年の記事にも、昨年から続く「きやう年故だいはそく被仰付候」とある(福岡市博物館蔵、「中西穀蔵資料」一(一)および(二))。「被仰付候」とあるのをみると、これは博多年行司か町奉行の指示であったらしい。

- (24) 飢饉直前の博多の人口は不明だが、元禄三(一六九〇)年の人口は一万九四六八人で「貝原一九八〇(二七〇九)二〇」、飢饉の少しあとの元文二(一七三七)年の人口は一万三四六九人であった。「原田編一九七六(二七六〇)一 二一―二三」。単純に比較すればは六〇〇〇人の減少だが、これには餓死者だけではなく流出者も含まれていた。享保二〇(一七三五)年一二月、町奉行から福岡・博多それぞれの年行司に宛てて、禁じられている他国での長期間の奉公と商売が増えているので、これらの流出者を出身町で呼び返すように指示が出された。「原田編一九七五(二七六〇)一 五四六」。飢饉後しばらく、人口の減少とともに博多の商業が停滞していた様子が窺える。

- (25) 他流の山笠当番町から加勢人を雇うというのはわかりづらい話であるが、こういう事情である。現在でも洲崎町流で観察されるものだが、山昇きのさいに山笠当番町の人間は原則として昇き手を勤めない、すなわち昇き棒(山台に取り付けられる長い棒で、江戸前期には四本、中期以降は六本)には手を触れないという慣例がある。他町を指揮して流の運営に当たると言う特権と引き替えに、昇き手としての参加を放棄させられているのである(一九九四―九七年にかけての筆者の現地調査による)。

遅くとも江戸後期には多くの流でこのような慣例が確立されていたらしく、山笠当番町において町や流の運営にまだ重い責任を負っていなかった若衆などは、他流の山笠当番町に雇われてその流の山笠を昇くことがあったと考えている。天保一三(一八四二)年の町奉行からの通達に「山笠当番町と其流之町と

申分有之当番之山笠ヲ不昇他流之山ヲ昇候儀差留候」とあり「博多山笠行事記録作成委員会編一九七五七〇」、この解釈が裏付けられる。

(26) ①各流の「店運上帳」は「櫛田神社文書」八四三―一から八四三―一〇である。正式名称は八四三―一が「店運上帳 洲崎流」で、以下同様に岡新町流、厨子流、呉服町流、西町流、浜流、東町流、石堂流、魚町流と続き、最後の八四三―一〇が「店運上帳 土居流」である。

以下、「店運上帳 土居流」の利用にさいしては資料番号を付さない。また、全流の「店運上帳」を「店運上帳」と記して一括して議論するさいも同様とする。

なお、全ての「店運上帳」が翻刻・刊行されている。「宮本編一九五八二四七～四五六所収」。

②刊本の「解説」などでは、全ての「店運上帳」の表紙に「慶応二年寅二月」と記されているとされているが「同書二五〇、二五三、二五五」、実際にはいずれも二月ではなく三月と記されている。

③「店運上帳」では、各町の本文中の小計の脇に「丑冬御改」とある。さらに各人の条に、「寅春加ル」といった書き込みや「寅春止メ」といった貼紙のある町も散見される。つまり本文は慶応元(丑、一八六五)年冬に書かれたが、翌慶応二(寅、一八六六)年の四月に「店運上帳」をはじめて利用するにさいして、表紙の年月をその直前の「慶応二年寅三月」と記し、さらにいくつかの町では記事事項に若干の変更を加えたうえで、最初の徴収がなされたのである。

④欄外記事事項のうち、酒造・酒造繫を除いたほとんどの条は後に抹消されたうえで、欄内のどこかに同じ事項が加筆されている。この場合、以後の徴収期にはその額も小計に算入されている。

(27) 博多にはこのほか、柳町と寺中町があった。両町とも江戸後期には杜家町と同じく新町流の所屬とされていたが「加藤・鷹取一九七七(二七九八)―一四五」、「店運上帳」では新町流が分離してできた岡流・浜流ともこれを載せていない。無論、他の流の「店運上帳」にもこの両町は記載されていない。杜家町のみは岡流の「店運上帳」に記載されている。

幕末・明治初期の博多について記した「石城遺聞」では、柳町と寺中町は流外の町、杜家町は岡流の所屬町となっており「山崎編一九七三(一八九〇)下巻九六、九八」、同じ分類である。

(28) ①「店運上帳」の刊本も参照して表を作成した。「宮本編一九五八二四七～四五六所収」

②小山町下・中小路町・古門戸町・魚町上のみは、本文の小計の脇に「丑冬御改」の語句がない。しかしこの額が後年の書き込みではなく本文であること

は、小計に先行する本文と同筆であることなどからみて明らかである。「丑冬御改」の語句は単に書き漏らされたにすぎない。なお刊本では小山町下の本文小計については変更時期の不明な書き込みとしているが、これは誤りである。

③刊本には呉服町上の本文小計が丑年の「春改」と記されているが、これは誤りである。マイクロフィルム版には正しく「丑冬御改」とある。

④運池町では、本文小計額の「百七匁六分」に抹消線が引かれたうえでその脇に「七拾七匁六分」という書き込みがなされている。しかしこの抹消と書き込みが「店運上帳」作成時の書き誤りにたいする訂正なのかどうか、判断がつかねた。本文の各賦課額を合計すると「百七匁六分」になるからである。本稿ではとりあえず、「百七匁六分」を作成時の正しい額とみなした。この町には特別運上銀は課せられていないので、この額をそのまま表に入れた。なお刊本では「百七匁六分」の箇所を「百七拾七匁六分」としているが、これは誤りである。

⑤堅町上では、本文小計額の「六拾五匁八分」に抹消線が引かれているが、訂正額は書き込まれていない。本文欄内の各賦課額を合計すると「六拾五匁八分」になるので、この抹消線は誤って引かれたものだと判断した。これに欄外の髪結五匁を加えた額がこの町の賦課額の総計である。

(29) 「櫛田神社文書」の八七七から九二八のうち、八八七―二、八八七―三、九二五、九二六を除いた五〇点。

(30) ①作成年代が記されていない四〇点は、「櫛田神社文書」の八八七―一、八八八から九二四、九二七、九二八。

②作成年代が記されている一〇点は、同文書の八七七から八八六。

(31) それぞれ「櫛田神社文書」の八七七と八七八。

(32) 註(30)①に挙げた絵図のうち、九一五、九一八、九二四を除いた三七点。

(33) 「櫛田神社文書」四一六。なおこの記録には「行町年寄名代 喜平殿」とあるが、行町の年寄の名は記されていない。

(34) 「堅町上絵図」(「櫛田神社文書」九〇七)のみは、不在地主の場合、その姓名の右に居町が記されており、居付地主と不在地主の別が完全にわかる。

(35) 「櫛田神社文書」九一二。なお、同文書には「飯 行町絵図」という史料もあるが(九二二)、これは浜小路町の絵図である。ちなみに同じく「飯 浜小路町絵図」という史料もあるが(九二二)、これは洲崎町流古門戸町の絵図かと思われる。

(36) ①文政八(一八二五)年一〇月の「土居流間数改帳」では(「櫛田神社文書」八一六)、行町の総間数は一二五間三尺五寸五歩となっているが、このうち一間は井土地と記され、残りの一二四間三尺五寸五歩が一般の屋敷となっている。

「行町絵図」のほうでは「井」の文字で17の屋敷の前に井土地が描かれているが、井土地そのものの間敷は記されていない。これを一間と取れば「行町絵図」と「土居流間敷改帳」の内容は完全に一致する。一方、③で詳述する「宝永録」では17の屋敷に重複する形で井土地が記述されているが、両者の表口は別立てとされ、井土地の表口については一間と明記されている。

②『石城志』には宝暦一三（一七六三）年の博多各町の姿が記されており、行町の家数は四八軒、町内の間敷はやはり二五間三尺五寸五歩とある。「津田一九七七（一七六五）巻之二」ちなみに同書の家数は町内の間敷と関連づけられおり、実際の家屋の数ではなく、屋敷の数を表している。よって、このあと文政六（一八二二）年三月ごろまでに屋敷の併合が若干あり、四八筆が四六筆に減ったことになる。

(37) ①以下の四例はそれぞれ同一人物とした。25の居付地主入江新蔵と43の地主入江新三。33の居住者大工善平とその地主成田善兵衛。35の居住者米屋孫治とその地主五十嵐孫次。41の家主で42の居住者でもある米屋伊兵衛と44の一軒の家主米屋伊平。

②逆に、ともに17の一軒の居住者である亦吉と亦吉は別人とした。同一人物であればどちらかが居宅ではなく、その居宅でないほうの家屋に「抱」と記されるはずだからである。同じ理由で、39の居住者万屋吉右衛門と44の一軒の居住者吉右衛門も別人とした。

③また、1の一軒の居住者菱屋亦七と15の地主春田亦七、17の一軒の居住者利八と26の地主白重利八、31の地主大野藤右衛門と32の居住者鍛冶藤右衛門、34の地主篠崎みねと39の地主みね（姓は書き漏らされている）についても、ひとまず、それぞれ別人とみなした。

(38) 「抱」の語が付されている家屋は九軒であるが、納屋として利用されている31の屋敷には「抱」の語が明らかに脱落している。そしてこの屋敷は点線で二分されているので、二軒の納屋があったと解釈した。よって居宅以外の家屋は一軒となる。

(39) 土田充義らは、博多の南北路の一つである東町筋に面した東町流浜口町上において、同筋と掛町筋との交叉点周辺の屋敷割の変遷を調べた。それによると、近世初頭には東町筋を表口としていた屋敷割が、江戸後期には掛町筋を表口とするようになっていた。その原因は、城下町福岡の建設にあったという。天正一五（一五八七）年の豊臣秀吉による町割によって博多は陸と海とを結ぶ四筋の南北路を主要街路として再興されたが、慶長六（一六〇一）年に黒田長政が那珂川を挟んで博多の西に福岡を建設したさいは、（引用者註）唐津街道などの（）東西路を主要街路としてこれを建設した。これによって南北路の重要性が

低下し、替わって博多と福岡などを結ぶ東西路が博多の主要街路になっていったということである。「土田・宮原一九八七」。

行町における土居町筋と掛町筋との交叉点の屋敷割についても、同様の変遷があったと断定できる。

(40) 文政六（一八二二）年四月改の「御禮式記録」には（櫛田神社文書）六一、「行町米屋喜八」とある。この人物であろう。

(41) 絵図には「年寄喜右衛門」という署名と押印があるが、絵図にはほかに同名の者がいないので中村喜右衛門と断定できる。

ところで「土居流片土居町記録」の享和三（一八〇三）年条には「行の町年寄 喜右衛門」とあり（福岡市博物館蔵、「中西穀蔵資料」一（一）および（二）、文化三（一八〇六）年の「櫛田宮御尊替日記 巻」にも「行の町年寄喜右衛門」とある（「櫛田神社文書」四一四）。これらも中村喜右衛門と同一であろうか。

(42) 弘化元（一八四四）年に編集が始まり慶応四（一八六八）年に出版された伊藤道保の「筑紫遺愛集」は、おもに江戸後期に孝心奇特などの理由で福岡藩から賞された様々な階層の人々の事蹟記録である。「伊藤一九七三（一八六八）」。

このなかに「行町桶屋新蔵」が孝心者として天保三（一八三二）年に賞されたとあり、さらに「新蔵か従弟に、弥平といふ者あり。近辺に居住しける」とある（「同書」二六〇、二七〇）。この新蔵が25の居付地主にして43の地主新三であることは明らかで、従弟の弥平とは43の居住者桶屋弥平である。

(43) 「櫛田神社文書」七二七。また、寛政元（一七八九）年の「秘記郡町浦御用帳」に、博多行の町の宗七が捨子を養育したとの記述がある。「西日本文化協会編一九九三・一八二」。この宗七は紅屋宗七と同一人物であろうか。

(44) 「櫛田神社文書」九三二。

(45) 「櫛田神社文書」八九〇。

(46) 「店運上帳 岡新町流」、「櫛田神社文書」八四三―二。

(47) ①「石橋源一郎資料（追加分）」二〇二八。表紙のみは原本の複写ではなく、石橋によって補われたものようである（裏表紙の複写はない）。表題が原本どおりなのかどうかは不明。表紙にはまた「原本 下澤徹所蔵」とあるが、原本の所在は確認できなかった。

②これと同じ記録の写真版が福岡市総合図書館に所蔵されているが（「宝永録」三宅長春軒文庫「一三五七」、これには原本の半分弱（七丁表）までしか収められておらず、表紙と裏表紙の写真もない。筆者は以前この写真版にもとづいて論文を発表したが「宇野二〇〇三」、その直後に電子複写版の存在を知り、これを閲覧した。その結果、既発表の拙稿には不適切な解釈や不鮮明な写真による誤読が多く、参照に耐えうる論文でないことがわかった。そこで本稿の②

において、これを全面的に改訂し増補した。

- (48) ①「宝永録」の補論に、宮崎長平・嘉吉という兄弟が書いた「譲渡証文」という文書の写しが収められている。これにも「祇園会山笠并松離子兒子当番」という文言があるが、「祇園会能当番」についてはやはり触れられていない。

②行町には、山笠当番は八年または九年に一度回って来て（この点については少しあとで詳述する）、兒子当番は二八年に一度回って来た。それにたいして能当番は四九年に一度だけ回って来た。能当番を勤める頻度はかなり少ないといえる。また、能当番費用の全額を記した近世史料は見出せないが、三当番それぞれが果たす行事内容からみて「津田 一九七七（二七六五）巻之六。山崎編 一九一〇」、能当番の費用は、山笠当番はもろん兒子当番と比べてもかなり少なかったと考えられる。頻度も少なく費用の負担も軽かったため、能当番はあえて言及されなかったと考えておく。

③しかし山笠と兒子の「両当番」ではなく「諸当番」と記されていることに何か積極的な意味があるとすれば、そこには能当番も含まれているからだと考えられないこともない。それゆえ、「宝永録」の「諸当番」には能当番は含まれていないとする理解は、あくまでも暫定的なものである。

- ④なお、「宝永録」本論作成後の行町の最初の兒子当番は天保一一（一八四〇）年で「松離子山笠記録 参」「榎田神社文書」一〇〇四―三、同じく能当番は元治二（一八六五）年であった「落石 一九六一―二四二」。

- (49) 「六銭」は「六拾文銭」とも書かれ、銭六〇文を銀一匁相当とするという計算の断り書きである。「定」の他の箇所でも「銭……匁」「銭……目」とあるのも同意である。

- (50) 六つの山笠当番町を記した最古の番付記録は寛文九（一六六九）年のもので、それから明治初期までの間、行町の山笠当番が九年間隔であったのは次の四回だけである「落石 一九六一―一四八」「二五三」。享保二（一七二七）年、享保一一（一七二六）年、明和三（一七六六）年、安永四（一七七五）年、文化一二（一八一五）年、文政七（一八二四）年、元治元（一八六四）年、明治六（一八七三）年。

- ちなみに「宝永録」の本論作成後の行町の山笠当番年を明治初期まで拾うと、天保一一（一八四〇）年、嘉永元（一八四八）年、安政三（一八五六）年、元治元（一八六四）年、明治六（一八七三）年となる「同書 二二八―二五三」。
- (51) 山崎藤四郎は、洲崎町流橋口町の「宅地券帳」を実例として解説を加えている。「山崎編 一九七三（一八九〇）下巻 一一―一五」。

- (52) 当番を勤める頻度が違うので、各当番費用は別立てで計算され、必要な時期に徴収されていたと思われる。ただ、山笠当番と兒子当番という二つの（また

は能当番を含めた三つの）費用の徴収時期がたまたま重なるということはあるはずである。

- (53) しかし仕組借屋四筆の表口間数はもちろん春田抱のときと同じく定切銭の賦課対象であり、したがってその表屋敷の地主である町中構成員が賦課額をなんらかの形（分担するなど）で藩に納めたのはいうまでもない。

- (54) 「(仮) 行町絵図」(榎田神社文書 九三〇―二二)。「平山惣助のほうは居町を行町と記している。この人物は出金帳の平山宗助と同一人物か、もしくはなんらかの関係のある人物であろう。

- (55) 同書の同頁にはこのときの行町の人口も載っている。それによると「男百七十七口(平民) 女百六十八口(平民) 総計三百四十五口」である。

- (56) 「河内家系図」(福岡県立図書館寄託資料「河内資料」三〇〇三)と、「河内卯兵衛略歴原稿」(同資料三〇〇六)による。

- (57) 図2には、39の居住者万屋吉右衛門と44の一軒の居住者吉右衛門という人物が出てくる。前者の万屋については博多の郷土史家がその姓を秋武であると伝えているので「小田部 一九八六六八六」、後者が白水吉右衛門ではないだろうか。

- (58) 補論は「天保十一年庚子六月桶屋嘉平儀町中和熟之次第」(以下、「和熟之次第」という)、宮崎兄弟の手になる「譲渡証文」の写し、「土居町下春田三右衛門より別紙証文ノ写」(以下、「別紙証文」という)、仕組借屋の売却禁止規定一条、から成る。末尾には後筆で「東公園 元中間町住人ノ野村千太郎被藏」とある。

- (59) ①引用文中の「私」が長平と嘉吉のどちらを指しているのかは判然としない。「譲渡証文」末尾で長平が先に署名・捺印していることから長平のほうとも思えるが、これだけでは断言できない。

- ②この家屋敷は、「和熟之次第」では次のように記されている。
- 一 表口巷間六尺八寸拾壹間 此裏奥二間横巷軒六尺
入七間八寸久光又七抱也

右家大工棟梁之儀ハ此節より梅野千藏^五相極候事

表口と入の長さからこの屋敷が図2の45であることは明らかで、文政六（一八二五）年三月ごろにはその表店は宮崎嘉平所有の納屋であったことがわかる。その後、天保一一（一八四〇）年六月にはこの表店は表屋敷とともに宮崎兄弟のどちらかの所有となっていたのである。ところが「和熟之次第」ではこの家屋敷は「嘉平儀所持之家屋敷」と記され、「別紙証文」では「嘉平抱之家屋敷」と記されている。名義上は長平が嘉吉の所有であったが、事実上は父親の嘉平の所有と周囲には認識されていたようである。これを町中に譲渡するとしてお

り、「抱之家屋敷」と明記されてもいるので、ここには嘉平は居住していなかったと考えられる。

一方、「宝永録」の本論の小間割法の記述から、天保九（一八三八）年八月ごろに宮崎嘉平が表屋敷（または一筆全体）の居付地主で角地の裏屋敷も所有していたことが知られる。しかしそれ以外の屋敷については言及がなく、この時点で45の表屋敷の正式な地主が嘉平でなかったことがわかる。したがって、この時点ですでに長平または嘉吉が45の表屋敷の名義上の地主になっていたか、もしくはこの時点ではまだ宮崎親子以外の人物がこの表屋敷の地主であったことになる。

また以上のことから、天保九（一八三八）年八月ごろの嘉平は、文政六（一八二二）年三月ごろと同じく23に居住していたと考えられる。

③町中は45の表屋敷と表店を譲渡されたあと、これを既存の仕組借屋一一軒に加えている。仕組借屋の売却禁止規定に「右惣借家都合拾貳軒之処、町中永代仕組二付、後年」の売却を禁ずるとあるからである。この貸屋分の仕組錢については「宝永録」に規定がないので、既存の一一軒の仕組錢と同額にされたと考えておく。

④天保一一（一八四〇）年六月の45の裏屋敷の地主は久光亦七であるが、この二年前に書かれた出金帳に記された彼の所有表店一軒というのはここに立っていたものであろうか。

(60) ①この出金時に長平が所有していた表店一軒というのは、図2の23の屋敷に立っていた嘉平の居宅か、あるいは18から19にかけての裏屋敷に立っていた嘉平抱の貸屋三軒のうちの二軒ではないかと考えている。つまり、天保九（一八三八）年八月以降に嘉平から長平へ家屋ないし家屋敷の一部が譲渡または相続されていたと解釈した。

②なお、宮崎氏で天保九（一八三八）年八月までに出金している清作は、図2の22の地主宮崎太兵衛となんらかの関係のある人物であろうか。

(61) ①1から9に当たる屋敷分は「(仮)行町絵図」「券帳直し願」という一対の史料から作成し、「榎田神社文書」の九三〇―一四一五―一と九三〇―一四一五―二、27から32と、35から44に当たる屋敷分は「券帳直し願」から作成した（同文書九三二）。

②どちらの「券帳直し願」も福岡県庁に宛てた屋敷の所有権移譲申請書であるが、図4には、新たに地主となる予定の者ではなく、この時点での地主の姓名を記している。間数は京間である。両申請書に記載されている屋敷は合わせて二六筆・七〇間四尺四寸である。つまり文政絵図に描かれていた行町全体の四六筆・一二四間三尺五寸五歩のうち、半分強の屋敷だけが記載されている。

③角屋敷とそれに続く数筆の屋敷のうち、東西路に面して形式上の入が事実上の表口となっている区画（片仮名で示されている箇所）を図2の対応部分と比較すると、角屋敷の事実上の入がさらに延びており、角屋敷の重要性がさらに増していたことがわかる。

(62) 刊本の対応箇所は「宮本編一九五八三二九―三三二」である。

(63) ①「店運上帳」では名のみしか挙げられていない無税の人物の条について、その名の上に別人の名を記した紙が貼られ、空白部にはその別人の営業内容と運上銀賦課額が書き足されていることがよくある。運上銀を当分は払えそうにない人物または無税のまま転出・死亡した人物の替わりに、運上銀免除職から運上銀賦課職に転じた人物または近年独立して運上銀賦課職の営業を始めてそれが軌道に乗った人物などを加筆したものであろう。

行町の項にもこの形式の加筆が見られるが、「店運上帳 土居流」作成時点での運上銀賦課職従事者を問題にしているので、この形式で加筆された人物の情報は表に入らなかった。

②営業内容と運上銀賦課額が、無文字の白の貼紙で抹消されている条もある。平助の「代呂物店 同三拾目」と又七の「質 同三匁」の部分がそれである（「同」は「銀」の意）。後年、営業不振や廃業・転業などの理由で無税に変更されたのであろう。どちらも変更時期は記されていないが、これらの営業内容と賦課額は「店運上帳 土居流」作成時には存在していたもので、表に入れた。

③刊本には「温飽 同拾五匁 喜平」とあるが、これは誤りで、マイクロフィルム版には「拾匁」とある。表で訂正しておいた。

④欄内に「靴室 同式拾目 米屋太兵衛」とあり、欄外には「酒造 銀百五拾目 米屋太兵衛」とある。「店運上帳」では酒造業者はほぼ常に同じ町内の靴室営業者と同名であるので、「三上 一九八四七八〇七九」、この両者は同一人物とみなした。五十嵐太兵衛である。

また、欄内の吉野屋卯助と欄外のよしの屋卯助ももちろん同一人物で、河内卯助である。

⑤欄外の「酒造 銀百五拾目 米屋太兵衛」のうち、「米屋太兵衛」の箇所は貼紙で、その下には「よしの屋」とある。これは「店運上帳 土居流」作成時に書き誤りがあり、それを貼紙で訂正したものである。「店運上帳」では屋号が単独で書かれている例はなく、常に名を伴っている。つまりこの箇所は執筆者が「よしの屋」まで書いた時点で書き誤りに気づき、貼紙で「米屋太兵衛」と訂正したのである。吉野屋については多くの史料が残されているが（福岡県立図書館寄託資料「河内資料」、酒造業を営んでいた事実はない。

⑥髪結の伊介の条のちに抹消線を引かれたうえで、「伊助」という表記で欄

内に書き直されている。無税の「伊助」という人物もいるが、これとは別人とみなした。

⑦各人の賦課額の小計を計算すると七〇三匁六分になる。しかし「店運上帳 土居流」そのものには、六九三匁六分と記されている。この矛盾は、変更時期の記されていない書き込みを筆者が本文と誤認しているか、「店運上帳 土居流」作成時に、誰かの条への書き誤りにたいして訂正額を記した貼紙または無文字の貼紙が貼られ、それがのちに脱落してしまつて小計と合わないようになっているか、何かそういった事情によるのだろうか。

この表では六九三匁六分を採用したうえで、総計を算出した。表の1と2でも同様である。

⑧各賦課額の小計が「店運上帳」に実際に記載されている額と合わない町が他にも散見されるが、これも⑦の事情によるものであろう。

(64) 「新三」と表記される名は「店運上帳 土居流」の行町の項には記されていないが、明治三(一八七〇)年三月の「在郷出振売御免札受帳」には「行の町年寄新三」とある(「櫛田神社文書」七九三)。これは入江新三のことであろうか。

(65) 註(59)②に引用したとおり、梅野千蔵は天保一一(一八四〇)年六月に大工であった。しかし大工が梅野氏の家職であったのか否かは不明である。この一族に比定できる者の名は「店運上帳 土居流」の行町の項では確認できなかったが、大工を家職としていたのなら、記載そのものがなかったことになる。

(66) この人物は出金帳に記載の日高平吉と同一人物か、同名の後裔であろう。ところで、元治元(一八六四)年に行町は山笠当番を勤めたが、同年六月の「祇園会山笠定格渡帳」に「行町年寄平吉」とある(「櫛田神社文書」一〇二四)。さらに翌慶応元(一八六五)年に行町は能当番を勤めたが、同年六月の「祇園会山笠并能定格渡帳」にも「行町年寄平吉」とある(同文書一〇二五)。これらは日高平吉のことであろうか。他方、「店運上帳 土居流」の行町の項には平吉という名はみえない。

(67) 文政六(一八二三)年三月ごろの表地借・表店借の人数もわからなかったが、藩政期のいかなる時点においてもこの人数は不明である。

(68) ①「山笠見」とは、断言はできないが、先行する山笠との距離を視認して速度調整を指示する役ではないかと思う。距離が詰まり過ぎると速度を上げるとか落とせとかで喧嘩になりやすく、これを防ごうとしたものであろう。

②「東長寺行」と「承天寺行」は、山笠より先に伏勢(伏兵)を率いてそれぞれの寺の門前に行き、山笠の円滑な反転に勤めた役であろう。追い山の順路ではこの両寺は少しく突出部を形成しており、その門前で山笠を反転させることになっていたのである。各五〇人の伏勢は、おそらく加勢人であろう。こ

れに該当する役は今日存在しないが、明治末期以降の山笠の著しい小型化に伴い反転が容易になったからであろう。

③「台廻り掛り」は山笠の周辺にあって昇き手の安全と山笠の保全を図る役。「東長寺才判承天寺才判若者中」は、両寺の門前では若者中がこの役を勤めるという意味かと思われる。

④山昇きのさい、昇き手と後押しは激しく発汗し息切れする。山台の四本脚に嵌められた鉄杵は摩擦で熱を帯びる。山台・昇き棒・柱を固定している縄も摩擦で熱を帯びる。そこで脇から頻繁に水をかけて冷やす。「水才判」はこの水を管理する者をいう。このうち「半切掛」は半切桶で水をかける役である。「手田子」は手桶で水をかける役のことである。「荷ひ水」は、大きな担い桶に水を入れ、その担ぎ棒に二人一組が着いてこれを運ぶ役である。半切掛と手田子は、沿道の家が厚意で出している桶の水を自分の桶に汲んで担い桶に移し替える作業もする。

⑤表では四組の半切掛それぞれに便宜的に片仮名を振つたが、原文では組ごとに担当区域が記入されている。追い山の順路を四分してそれぞれに担当者を割り振っているのである。手田子は川口町の若者中が勤めている。同町は能当番と児子当番において片土居町の催合相手であり、その縁で山笠当番の手伝いをしていたのであろう。荷ひ水は加勢人とは別に雇用したことが「山笠銭出入控帳」の別の箇所に記載されている。

⑥「留主請持諸事才判」は、普段は外に、という註記からすると、山笠に付き添わず、追い山順路の所々に待機して必要な指示を与えた役であろう。

⑦「本昇仕舞御届ケ役」は、山笠が追い山のゴール地点(廻り留め)というに達すると、その旨を櫛田神社に控えている博多年行司に届ける役である。「御役場」は普通には年行司役場を指すが、ここでは年行司を指している。

(69) ①刊本の対応箇所は「宮本編 一九五八 三二五―三二七」である。
②梅屋武右衛門の営業内容「志商人宿」は、正しくは「志荷商人宿」である。志荷商人とは藩の認可を受けて農村に行つて生活必需品を振れ売りする商人であるが「宮本編 一九五八 二五二」、志荷商人宿の具体的な営業内容は確認できなかった。

③「志商人宿 同五匁 梅屋武右衛門」は貼紙であるが、その下には「かみ結 同五匁 久吉」とある。これは「店運上帳 土居流」の作成時に書き誤りがあり、それを貼紙で訂正したものである。髪結は欄外に書かれるべき営業内容だからである。実際、久吉の条は欄外に書き直されている。

④欄外の久吉の条のちに抹消線を引かれたうえで、再び欄内(梅屋武右衛門の条の直前)に書き直されている。

(70) 彼にたいする町中の債権について、次のように記されている。文中の辰は安政三(一八五六)年、巳は安政四(一八五七)年である。

大工

清右衛門殿

辰二月

一 金式両 辰二月より
巳正月迄

此利老貫六百三拾八文

内老両受取

(71) ①福岡市博物館蔵、「中西穀藏資料」四。この記録が片土居町のものである旨はどこにも記されていない。しかし記載人名は三節でみる片土居町の同時期の記録「山笠銭出入控帳」のそれとほとんど重なり、また「店運上帳 土居流」の片土居町の項のそれとも多く重なる。さらにこの記録の旧蔵者の中西氏は長く同町に居住していた。以上から、この記録がこの町のものであることに疑いはない。

②中西金次郎(一八六六?)によると「中西編一九一八五六〜六二」、同家は初代善右衛門が土分を捨てて片土居町に移って綿屋となり(一八世紀末期ごろか)、そののち久平、善右衛門、久吉と続いたという。三代目善右衛門の代に零落し、金次郎の父である久吉(一八二九〜一八九二)は天保一(一八四〇)年に、相博多織の株を有する一二戸のひとつ富屋の徒弟となったという。廃藩置県によって株仲間が解散すると久吉は独立し、以来、同家は同町を拠点に長く博多織の製造と販売を続けた。

久吉という人物は表5には二人いる。一人は営業内容が未記載で、もう一人は髪結である。前者が中西久吉と思われる。博多織については「杉原一九九八」に詳しい。

(72) この五人のうち、藤八は表4と5に名が出ており、清五郎は表4に名が出ている。他の三人は両表のどちらにも名が出ていない。

(73) 表4にある文久元(一八六一)年六月の五人の組頭取と比較すると、安政二(一八五五)年以後に忠平が退いて花村貞次に替わっていたことがわかる。

(74) 福岡市博物館蔵、「中西穀藏資料」五。

(75) 山飾りを構成する諸品の費用や加勢人雇用の費用など。

(76) 表5には、「徳平」という名はあるが「惣吉」という名はない。

(77) 納屋にかけられた額については、なぜか計上されていない。あるいは居宅の話が出たついでに納屋の話に触れただけで、納屋にかけられた金は山笠当番費用以外の使用目的で集められたものか。

(78) 文政八(一八二五)年一〇月の「土居流間数改帳」をみても片土居町の総間

数はやはり一六一間八寸である(「櫛田神社文書」八二六)。この記録には一寺地の間数も記されており、その分は七七間五尺である。残りの八三間二尺三寸が一般家屋用の屋敷の間数ということになる。

(79) ①「社一戸」は「金刀毘羅神社」で、町の中央にあり、創立年は不詳、明治九(一八七六)年に無格社に定められたとある。「三原編一九八〇(一八八〇)二五九」。同社は、称名寺内にあると「筑前国統風土記附録」に記されている

「金毘羅権現」のことであろう。「加藤・鷹取一九七七(二七九八)一三二」。明治初期の神仏分離のさいに称名寺から独立したと思われる。同社は、「山笠銭出入控帳」には「金毘羅宮」として出ている。

②明治初期のことと思われるが、順弘庵は栄昌庵に併合されたため、浄土宗の寺院は一字となつている。「三原編一九八〇(一八八〇)二六一」。

(80) 同書の同頁にはこのときの片土居町の人口も載っている。それによると「男百五十九口(土族十八口平民百四十一口)女百四十二口(土族十三口平民百二十九口)総計三百一十口」である。

(81) 銭六〇文を銀一匁として計算すると、これは八五一匁と三一文となる。ところが文久元(一八六一)年六月の「祇園入目銭渡判取帳」をみると各山笠当番町に支給された御渡り銭は八五一匁五分で(「櫛田神社文書」一〇二一〜二)、一文だけ値が違う。

(82) 三苦氏は呉服町流の市小路町下に居住し当主は代々惣吉を名乗っていた。宝暦二(一七五二)年に居町の山笠造りにはじめてかかわったと伝えられ、以後、江戸後期から明治初期まで六山笠の棟梁を独占に近い形で勤めた。「山笠編一九〇三三」。博多山笠行事記録作成委員会編一九七五 六六〜六七。

(83) 詳細は不明だが、近世の博多には町単位で強固な年齢階梯制が存在し、祇園山笠や松囃子でも重要な役割を担っていたらしい。なお、明治・大正期を中心とした年齢階梯制にかなする報告が存在する。「博多山笠行事記録作成委員会編一九七五 三二〜三七」。

弛緩はしているが、現在でもこの制度は両祭礼において機能しており、年齢集団は子供組・若者組・中年組・老人組に分けられる。

引用・参考文献

※ 公刊された文献のみを掲げる。未公刊史料については、本文と註から必要な書誌情報が得られるはずである。丸括弧内に記した年は、その文献の成稿年もしくは初版発行年である。

伊藤道保 一九七三(一八六八)「筑紫遺愛集」伊東尾四郎編「福岡県史資料」(統

第一輯) 名著出版

- 宇野功一 一九九八 「都市祭礼の起源説話の生成と祭礼の「不変性」の確立——幕末以降の博多祇園山笠における革新と伝統——」『西日本宗教学雑誌』二〇〇九
- 宇野功一 一九九九 「近世博多松囃子における儀礼の政治性」『日本民俗学』二一九
- 宇野功一 二〇〇三 「幕末博多行町における祭礼費用賦課法の変更」『西日本宗教学雑誌』二二五
- 落石栄吉 一九六一 『博多祇園山笠史談』博多祇園山笠振興会
- 貝原益軒 一九八〇(二七〇九) 伊東尾四郎校訂『筑前国統風土記』文献出版
- 加藤一純・鷹取周成 一九七七(二七九八) 川添昭二他校訂『筑前国統風土記附録 上巻』文献出版
- 久留島浩 一九八九 「祭礼の空間構造」高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門 I 空間』東京大学出版会
- 小田部博美 一九八六 『博多風土記』海鳥社
- 杉原実 一九九八 『博多織史(改訂増補)』葦書房
- 高牧實 二〇〇〇 『近世の都市と祭礼』吉川弘文館
- 田坂大蔵 一九九四 『博多祇園山笠の起源と歴史』『FUKUOKA STYLE』九
- 津田元頼・津田元貴 一九七七(二七六五) 檜垣元吉監修『石城志』九州公論社
- 土田充義・宮原種生 一九八七 「博多町人町十字路周辺の宅地割の変遷——福岡市の都市史的研究二——」『日本建築学会中国・九州支部研究報告』七
- 富井康夫 一九七一 「祇園祭の経済基盤」同志社大学人文科学研究所編『京都社会史研究』法律文化社
- 中西金次郎編 一九一八 『中西博多織工場光栄記 全』私家版
- 西日本文化協会編 一九九三 『福岡県史 近世史料編 福岡藩御用帳(二)』福岡県
- 博多人形沿革史編纂委員会編 二〇〇一 『博多人形沿革史』博多人形商工業協同組合
- 博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五 『博多山笠記録』博多祇園山笠振興会
- 原田安信編 一九七五・七六・七八(二七六〇)ろ 秀村選三他校註『博多津要録 全三巻』西日本文化協会
- 福岡市総合図書館文書資料課編 二〇〇二 『平成二三年度 古文書資料目録 七』福岡市総合図書館文書資料課
- 又野誠 一九九三 「近世中期福岡・博多の町方における役負担と切銭について」『福岡市博物館研究紀要』三

又野誠 一九九七 「近世中後期博多の年寄の記録類——「土居流片土居町記録」と寛政四年土居町上の「記録」——」『福岡市博物館研究紀要』七

三上禮次 一九八四 「慶応二年 明治四年における博多の営業構造と、各町の営業的特性の分析」『九州芸術工科大学一般・基礎教育系列研究論集』九

三原恕平編 一九八〇(二八八〇) 田坂大蔵校訂『筑前国福岡区地誌』文献出版

宮本又次編 一九五八 『九州経済史論集 第三巻』福岡商工会議所

守屋毅 一九八五 「都市祭礼と風流——その歴史的展望——」宮田登他『日本民俗文化大系一』都市と田舎』小学館

安見有定 一九六四(二七〇五) 三宅安太郎校訂『筑陽記』聖福寺文庫刊行会

山崎藤四郎編 一九七三(二八九〇) 『石城遺聞(上・下巻合本)』名著出版

山崎藤四郎編 一九一〇 『追懐松山遺事』私家版

付記

福岡市博物館蔵の諸資料の閲覧に当たっては、同館の又野誠氏と福岡裕爾氏に便宜を計っていただいた。「櫛田神社文書」中の数点の資料の複写にさいしては、九州大学大学院生の飯嶋秀治氏に援助を受けた。残念ながら結局はみつからなかったのだが、行町で幕末または明治時代に書かれたことが知られている数点の史料の所在調査においては、同町の長老である糸山正光氏に御尽力を賜った。史料解釈上の二、三の疑問点にかんしては、本館歴史研究部名誉教授の塚本学氏・同教授の久留島浩氏・同助手の岩淵令治氏に御教示を仰いだ。以上、記して感謝する。

また、註(47)②にも記したが、本稿の②は既発表の拙稿「宇野二〇〇三」を大幅に改訂・増補したものである。

(国立歴史民俗博物館非常勤研究員)

(二〇〇四年四月一三日受理、二〇〇四年七月二一日審査終了)

The System of Turns by Chous and the Method to Collect Festival Funds in Chous for Hakata Gion-Yamakasa During the Edo Period

UNO Kouiti

Using the Gion-Yamakasa festival held in Hakata during the Edo period as an example, this paper brings to light the increase in the cost of festival and the subsequent changes to the method of collecting festival funds and the broadening of the group that provided these funds. The study centers on two chous (administrative districts), Gyou-no-chou and Katadoi-machi.

There were two parts to taking turns for the Gion-Yamakasa—one that involved the Yamakasa and the other Noh. This paper looks at turns for the Yamakasa, the more important and more costly of the two. Turns were circulated among the chous so that each chou took a turn only once every several to ten years or so, which enabled them to put together the huge amount needed during the interim period. This is responsible for the gradually increasing elegance of the festival.

However, the cost of staging the Yamakasa skyrocketed at the late of the Edo period, making it very difficult for chous that were not very well off to gather the funds required using their traditional methods of collection. It was in response to this situation that the method employed for collecting funds was changed and the group of people called on to provide such funds was broadened.

A study of the two chous shows that the group of people providing the funds and the group of people who ran the festival when it was their turn was expanded to include all households in the chou. This expansion reached particularly extreme proportions in Katadoi-machi at the end of the Edo period. The same levy was placed on each household in the chou, and with regard to running the festival as well, it appears that in principle each household head played an equal role. Though of a different nature, both chous managed to raise some of the funds required by using houses and land owned by their Choujuu (body that administered the chou).